

そあん
(素案)

しょう しゃ

さっぽろ 障がい者プラン 2024

かいていばん
(改訂版)

さっぽろしょう ふくしけいかく だい き
札幌市 障がい福祉計画 (第8期)
さっぽろしょう じ ふくしけいかく だい き
札幌市 障がい児福祉計画 (第4期)



さっぽろし
札幌市



ごじっしゅうせい
後日修正

はじめに

2027 年（令和 9 年）3 月
札幌市長 秋元 克広

市長イラスト

もく じ 目 次

だい しょう けいかく さくてい	第1章 計画の策定にあたって	1
1 けいかくさくてい しゅし	1 計画策定の趣旨	1
2 かいてい しゅし	2 改定の趣旨	2
3 けいかく い ち づ	3 計画の位置付け	3
4 た けいかく かんれん	4 他計画との関連	4
5 けいかく き かん	5 計画期間	5
6 けいかく さくていたいせい	6 計画の策定体制	5
だい しょう さつぽろし げんじょう かだい	第2章 札幌市の現状と課題	8
1 しょう しゃてちょうしょじしゃすうとう	1 障がい者手帳所持者数等	8
2 していしょうがいふくし じぎょうしよすうとう	2 指定障害福祉サービス事業所数等	16
3 さつぽろ しょう しゃ せい かもくひょう しんちよくじょうきょう	3 さつぽろ 障がい者プラン2024の成果目標と進捗状況	20
だい しょう けいかく きほんてき かんが かた	第3章 計画の基本的な考え方	28
1 しょう がいねん	1 障がいの概念	28
2 きほんりねん きほんもくひょう	2 基本理念と基本目標	31
3 じゅうようかだい しさくたいけい	3 重要課題と施策体系	32
だい しょう しょう しゃしさく すいしん しょう しゃけいかく	第4章 障がい者施策の推進（障がい者計画）	42
きほんしさく さべつ かいしょう けんりようご すいしん ぎやくたい ぼうし	基本施策1 差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止	43
きほんしさく かんきょう せいび	基本施策2 バリアフリー環境の整備	51
きほんしさく じょうほう こうじょう い し そつうしえん じゅうじつ	基本施策3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実	58
きほんしさく しょう とう りかいそくしん	基本施策4 障がい等の理解促進	66
きほんしさく じりつ そうだん しえん	基本施策5 自立・相談の支援	72
きほんしさく ほけん いりよう すいしん	基本施策6 保健・医療の推進	83
きほんしさく あんぜん あんしん じつげん	基本施策7 安全・安心の実現	91
きほんしさく りょういく きょういく じゅうじつ	基本施策8 療育・教育の充実	97
きほんしさく こよう しゅうろう そくしん	基本施策9 雇用・就労の促進	106
きほんしさく ぶん かげいじゅつ しんこう	基本施策10 文化芸術・スポーツの振興	111

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画..... 117

- 1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について..... 117
- 2 障害福祉サービス等に関する成果目標..... 119
- 3 障害福祉サービス等の提供にあたって..... 137
- 4 障害福祉サービスのサービス量見込み..... 138
- 5 地域生活支援事業等のサービス量見込み..... 154

第6章 計画の推進に向けて..... 167

- 1 計画の推進体制..... 167
- 2 札幌市障がい者施策推進審議会..... 167
- 3 計画の進捗管理と評価・公表..... 168

資料編..... 169

- 1 さっぽろ障がい者プラン2024の取組状況..... 170
- 2 2025年度（令和7年度）障がい児者実態等調査概要..... 172
- 3 札幌市障がい者施策推進審議会条例..... 174
- 4 札幌市障がい者施策推進審議会委員名簿..... 177
- 5 札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会委員名簿..... 178
- 6 パブリックコメント..... 179
- 7 用語集..... 181

りやくしょうほうれいめい

【略称法令名】

- 障害者総合支援法…障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律
- 障害者差別解消法…障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- 障害者虐待防止法…障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- 障害者文化芸術活動推進法…障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律
- 読書バリアフリー法…視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律
- ユニバーサル社会実現推進法
…ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法
…障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
- 医療的ケア児支援法…医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨（策定当時）

札幌市では、2003年（平成15年）3月、障がいのある方が地域で自立した生活を送ることができる共生社会の実現を目的として、障がいのある方の生活全般に関わる施策を体系化し、基本的な方向性を示した「札幌市障害者保健福祉計画」を策定しました。また、2007年（平成19年）3月には、障がいのある方の地域生活への移行や就労支援を一層推進し、誰もがいきいきと暮らせるような元気あふれるまちづくりを進めるために、「札幌市障がい福祉計画（第1期）」を策定しました。



2012年（平成24年）3月、これらの計画を「さっぽろ障がい者プラン」として統合し、さらに、2016年（平成28年）4月の「障害者差別解消法」、2017年（平成29年）12月の「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」、2018年（平成30年）3月の「札幌市手話言語条例」などの施行や、国の第4次障害者基本計画等を踏まえ、2018年（平成30年）3月に「さっぽろ障がい者プラン 2018」を策定し、計画に係る進捗管理や評価を一体的に行うことで、障がいのある方の実態やニーズに即した施策や取組を総合的かつ計画的に進めてまいりました。

一方、国においては、「さっぽろ障がい者プラン 2018」策定以降、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進する「ユニバーサル社会実現推進法」をはじめ、障がいのある方の社会参加の促進に向け、「障害者文化芸術活動推進法」や「読書バリアフリー法」、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行されました。

また、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催、事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供を義務化する「障害者差別解消法」の改正などの大きな動きが見られました。

加えてユニバーサルデザイン2020行動計画により、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う心のバリアフリーの普及啓発が進むとともに、障がいのある方が自らの望む生活が地域で営めるよう、生活や就労など多様化するニーズにきめ細かく対応するための支援の拡充等、サービスの質の確保及び向上を図るための整備も進められるなど、障がいのある方を取りまく環境は変化し続けています。

こうした背景を受けて、「さっぽろ障がい者プラン 2018（計画期間：2018～2023年度）」の計画期間が終了することから、「さっぽろ障がい者プラン 2024（計画期間：2024～2029年度）」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

札幌市では、障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちとするため、本計画に掲げた基本理念にのっとり、障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現を目指し、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

2 改定の趣旨

近年の動向として、2025年（令和7年）6月には、手話をひとつの言語として明確に位置付け、ろう者が安心して生活できる社会を作るための「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行されました。2026年（令和8年）4月には、高次脳機能障がいのある方への専門的な支援体制の整備・連携強化を推進する「高次脳機能障害者支援法」が施行されるとともに、同年7月には「医療的ケア児支援法」が改正され、18歳以上の成人等へ支援体制が拡大されるなど、ライフステージを通じた切れ目のない支援体制の構築や特定の支援ニーズにこたえるための法整備が進められました。

また、札幌市では、共生社会の実現に向けた基本理念等を定めた「札幌市誰もががつながり合う共生のまちづくり条例」を2025年（令和7年）4月に施行しました。

こうした国における法改正や社会情勢の変化、本市におけるこれまでの取組の進捗状況などを踏まえ、障がい福祉計画（第7期）及び障がい児福祉計画（第3期）の計画期間終了に伴い、障がい福祉計画（第8期）及び障がい児福祉計画（第4期）を新たに策定するとともに、その他関係部分についても一部見直しを行うものです。国の「障害福祉サービス及び通所支援等を提供する体制の確保に関する基本指針」（以下、「基本指針」という。）を基に、新たな成果目標を設定し、第7期、第3期計画ではサービスの見込量を定めていなかった取組等についても新たに見込量を定めるなど、前計画からの見直しを行っています。

3 計画の位置付け

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項に基づく市町村障害者計画と、「障害者総合支援法」第88条第1項に基づく市町村障害福祉計画（児童福祉法第33条の20第1項に基づく市町村障害児福祉計画を含む。）、「障害者文化芸術推進法」第8条第1項に基づく地方公共団体障害者文化芸術活動推進計画、「読書バリアフリー法」第8条第1項に基づく地方公共団体読書バリアフリー推進計画を一体的に策定した計画であり、本市における障がい者施策全般に関する基本的な計画として位置付けられるものです。

札幌市障がい者計画

市町村障害者計画

- 障害者基本法第11条第3項に基づく計画
- 市町村における障害者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、関係分野に関する事項を規定 **法的義務**

札幌市障がい福祉計画（第8期） 札幌市障がい児福祉計画（第4期）

市町村障害福祉計画

- 障害者総合支援法第88条第1項に基づく計画
- 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や見込量等を規定 **法的義務**

市町村障害児福祉計画

- 児童福祉法第33条の20第1項に基づく計画
- 障害児通所支援や障害児相談支援等の提供体制の確保に係る目標や見込量等を規定 **法的義務**

札幌市障害者文化芸術活動推進計画

地方公共団体

障害者文化芸術活動推進計画

- 障害者文化芸術推進法（障害者による文化芸術活動の推進に関する法律）第8条第1項に基づく計画
- 地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進を図るため、関係分野に関する事項を規定 **努力義務**

札幌市読書バリアフリー推進計画

地方公共団体

読書バリアフリー推進計画

- 読書バリアフリー法（視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律）第8条第1項に基づく計画
- 地方公共団体における視覚障害者等の読書環境の整備の推進を図るため、関係分野に関する事項を規定 **努力義務**

4 他計画との関連

本計画は、札幌市のまちづくりの指針である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」の個別計画に位置付けられるとともに、「札幌市地域福祉社会計画2024」や「札幌市高齢者支援計画2027」をはじめ、関連する計画との整合性を持ちつつ、SDGsの視点も意識したものとします。



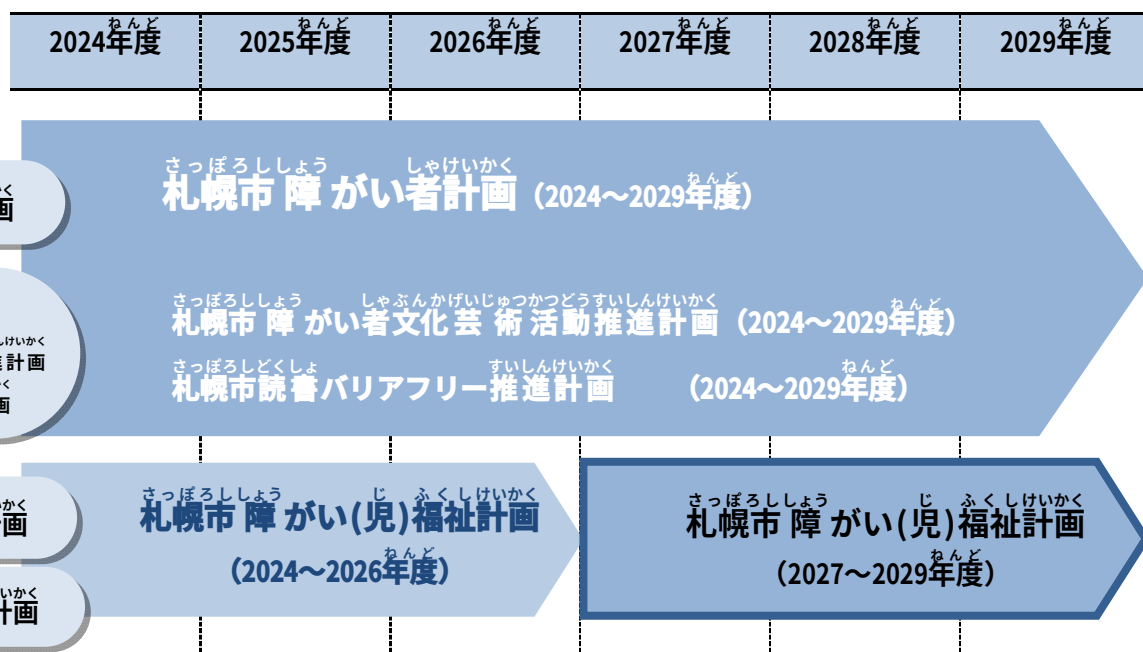
※ SDGs

「誰一人取り残さない社会の実現」を基本理念に、「持続可能な開発目標」として国際連合で決まった全世界共通の17個の目標。

5 計画期間

本計画の期間は2024年度（令和6年度）から2029年度（令和11年度）までの6年間とします。

ただし、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく「札幌市障がい福祉計画（第8期）」「札幌市障がい児福祉計画（第4期）」に関する部分については、2027年度（令和9年度）から2029年度（令和11年度）までを計画期間とし、計画の目標やサービス見込み量等を設定します。



6 計画の策定・改定体制

本計画の策定・改定にあたっては、多様な立場の方に計画案作成に関わっていただくため、障がい者施策の計画を審議する会議である「札幌市障がい者施策推進審議会」の下に「計画検討部会」を設置し、「札幌市自立支援協議会」や「札幌市精神保健福祉審議会」などの附属機関等の会議や障がい当事者団体の方に御参加いただき、地域の実情や課題等も踏まえた審議を行いました。

また、庁内においては、「保健福祉施策総合推進本部」により、関係部局との協議を行いました。

けいかく さくていたいせいず
■計画の策定体制図

さっぽろししょう しやし さくすいしんしんぎかい
札幌市障がい者施策推進審議会

しょうがいしゃきほんほう きてい もと さっぽろししょう しやし さくすいしんしんぎかい じょうれい さだ
「障害者基本法」の規定に基づき、「札幌市障がい者施策推進審議会条例」で定め
て設置する札幌市の障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進につき調査審議
する附属機関



たよう たちば かた けいかくあんさくせい かか
多様な立場の方々に計画案作成に関わっていただくため
ほか ふそくきかんとく かいぎ しょう どうじしゃだんたい かた さんか けいかくけんとうぶかい せっち
他の附属機関等の会議や障がい当事者団体の方も参加する「計画検討部会」を設置

けいかくけんとうぶかい
計画検討部会

かいていほうしん とりくみ せい かもくひょう
改定方針、取組、成果目標
サービス見込み量等を審議
い いんすう めい
委員数…13名



さっぽろしじりつしえんきょうぎかい
札幌市自立支援協議会

ちいき しょう ふくし かん
地域の障がい福祉に関する
システムづくりについて中核的な役割
を果たす協議を行う。

さっぽろしせいしんほけんふくししんぎかい
札幌市精神保健福祉審議会

せいしんほけんおよ せいしんしょう しや
精神保健及び精神障がい者の
福祉に関する事項について
調査・審議を行う。

しょう じしや じったいとうちょうさ
障がい児者実態等調査



パブリックコメント

しょう どうじしゃ ふく しみん いけん と い もくてき
障がい当事者を含む市民の意見を取り入れることを目的として
アンケート調査や 障がい当事者団体等のヒアリングによる実態調査のほか
パブリックコメントを実施

コラム①～当事者の声～

みなさま わたし えーえええす きんいしゆくせいそくこうかしよう かんじや おおひら もう
皆様、こんにちは。私はALS（筋萎縮性側索硬化症）患者の、大平まゆみと申します。

ねんほどまえ のど いじよう き いりようきかん かげつこ えーえええす しんだん
5年程前に喉の異常に気づき、13もの医療機関をまわった9ヶ月後にALSと診断されました。22
ねんかんちか つと さつぽろこうきょうがくだん じしよく
年間近く務めてきました札幌交響楽団のコンサートマスターを辞職することになります。その1
ねんご きかんせつかい しゅじゅつ こきゅうき ちゃくよう
年後には気管切開の手術をして呼吸器を着用しました。

げんざい しあわ ざいたくりようよう なん じぶんひとり わたし
現在は、幸に在宅療養をしています。それまで何でも自分一人でやってきた私がたくさんの
かたがた せわ とまど いま う じかん
方々のお世話になることに戸惑いはありましたが、今はありがたくケアを受けています。24時間ヘル
パーさんの介護を受け、毎日鍼治療とリハビリを受け、週3回の訪問看護と2回の訪問入浴、月2
かい ほうもんしんりよう ほんとう めぐ
回の訪問診療と本当に恵まれています。

しょうがつ すば えいが み さくらいろ かぜ さ ぜんもう
お正月に、素晴らしい映画をテレビで見ました。「桜色の風が咲く」というタイトルで、全盲で
ちょうかく うしな しょうねん はなし さい ぜんもう さい おと せかい つ お せいねん
聴覚も失った少年のお話です。9歳で全盲となり、18歳で音のない世界に突き落とされた青年が、
かあさま こうあん ゆびてんじ ほうほう と げんざい とうきょうだいがく
お母様の考案された指點字という方法でコミュニケーションを取っていきます。現在、東京大学の
きょうじゅ せいねん ふくしまさとしせんせい にんげん かのうせい むげん
教授となっていられるこの青年は、福島智先生とおっしゃいます。人間の可能性は無限です
ね。

おんがくか たいへん こんなん こくふく ひと だい じびよう なんちよう
音楽家でも大変な困難を克服した人がいます。ベートーヴェンです。20代で持病の難聴がひどく
なり、28才で最高度難聴者となります。そして40才の時には完全に聴覚を失ってしまいました。
あと こうきょうきくたい ばん さつきよく きせき せかいじゅう ひとびと よろこ
その後に交響曲第9番を作曲したのです。奇跡ですね。世界中の人々が知っている、あの「喜
びの歌」を書いています。生きる喜びの歌を。

こどく たたか なや ぜつぼうかん さい じさつみすい く かえ い
孤独と闘い、悩み、絶望感に苛まれて自殺未遂を繰り返し、それでも生きたベートーヴェンは、ど
れだけ多くの人達に生きる力と勇気を与えたことでしょうか。200年以上経った現在も世界中で演奏さ
れ、歌われ続けているのです。なんて素晴らしいことでしょうか。人間の可能性は無限ですね。

げんざいかつやく つじいのぶゆき ぜんもう しん はや
現在活躍されているピアニスト、辻井伸行さんも全盲でいらっしゃいます。信じられないような速
さと正確さで鍵盤の上を舞う指は、まるで奇跡を見ているようです。人間の可能性は無限ですね。

わたし ぜんしんふずい よそく にほん くに さつぽろ まち かんしゃ
私もまさか全身不随になるとは予測がつきませんでした。日本という国、札幌という街に感謝し
つつその恩恵を受けています。障がい乗り越えた方々からたくさんのパワーと勇気をいただいて、
たの くる にんげん かのうせい むげん
楽しく暮らしています。だって人間の可能性は無限ですもの。

おおひら
大平 まゆみ

せんだいしゅつしん とうきょうげいじゅつだいがくふそくおんがくこうとうがっこうそつぎよう どうだいがくにゆうがく かげつこ
仙台市出身。東京芸術大学附属音楽高等学校卒業、同大学入学3ヶ月後にアメリカ、
おんがくいん しょうたいりゆうがく ざいがくちゅう しつないがく だい い
サンフランシスコ音楽院に招待留学。在学中、コールマン室内楽コンクール第1位、
おんがくさい さいりゅうしゅう しょう じゅしやう
タングルウッド音楽祭では最優秀ヴァイオリニストとしてシルバースタイン賞を受賞。
そつぎようこ どうおんがくいん だいがく こうし せかいかくち こうえん かつどう つづ
卒業後、同音楽院、スタンフォード大学の講師となる。世界各地で公演、ソロ活動も続ける。

しつないかんげんがくだん こうきょうがくだん じゅん
パサディナ室内管弦楽団コンサートマスター、シラキウス交響楽団准コンサートマスター、バンクーバー
こうきょうがくだんしゅせきだい とうきょうこうきょうがくだん よみうりにほんこうきょうがくだん
交響楽団首席第2ヴァイオリン、東京交響楽団アシスタントコンサートマスター、読売日本交響楽団をはじめ
かずかず へ さつぽろこうきょうがくだん しゅうにん
数々のオーケストラのゲストコンサートマスターを経て、1998年に札幌交響楽団のコンサートマスターに就任。2019
ねん がつ えーえええす しんだん う さつぽろこうきょうがくだん たいだん ねん かげつ わた さつぽろこうきょうがくだん つと
年11月、ALSの診断を受け札幌交響楽団を退団。21年8月に渡り札幌交響楽団のコンサートマスターを務め
げんざい ゆた そうそうりよく い おんせいこうせいき ばんぐみ はっしん
た。現在は豊かな想像力を活かし、ボイスター（音声合成機）でラジオ番組やサウンドエッセイを発信。

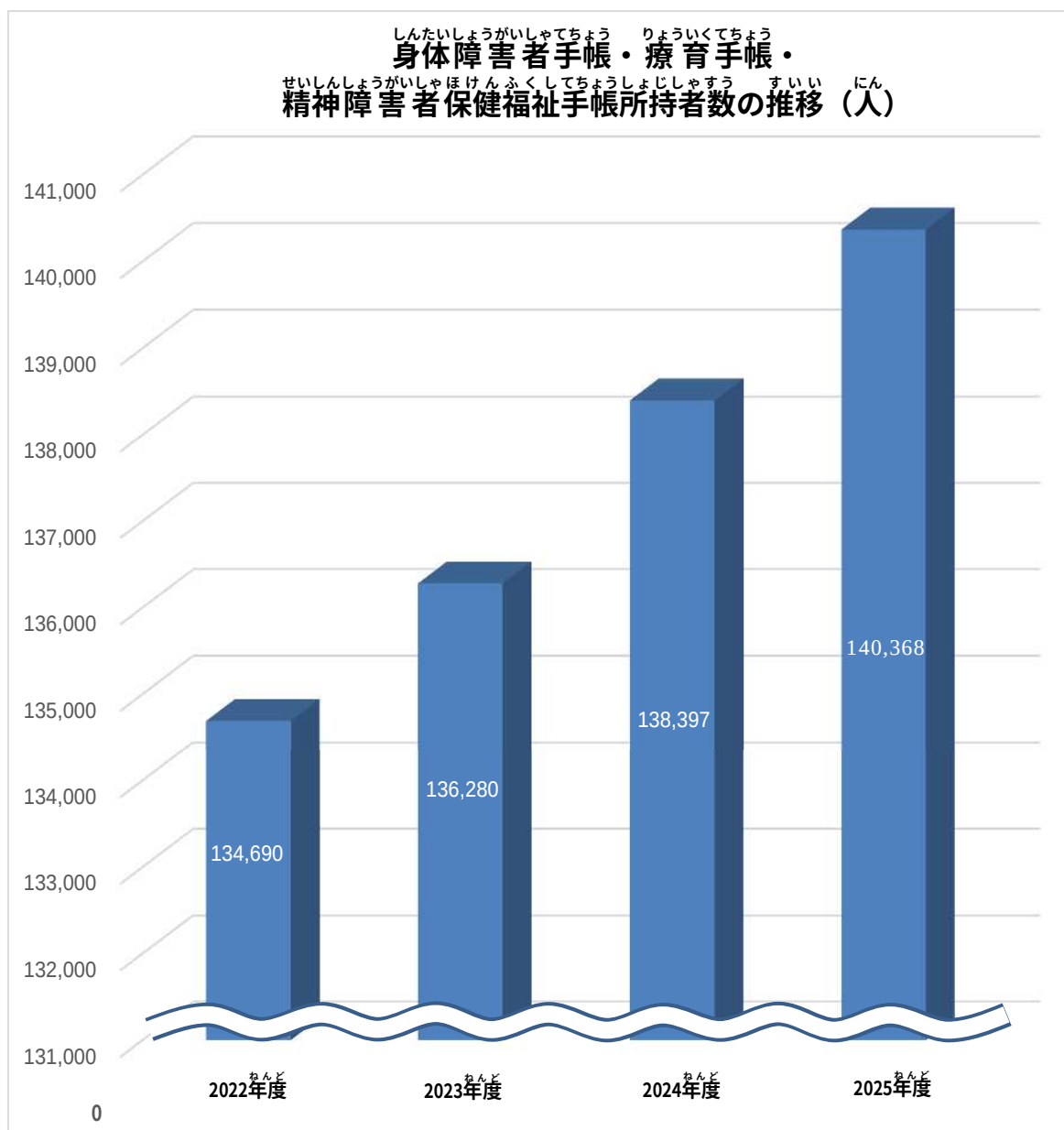


第2章 札幌市の現状と課題

1 障害者手帳所持者数等

(1) 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

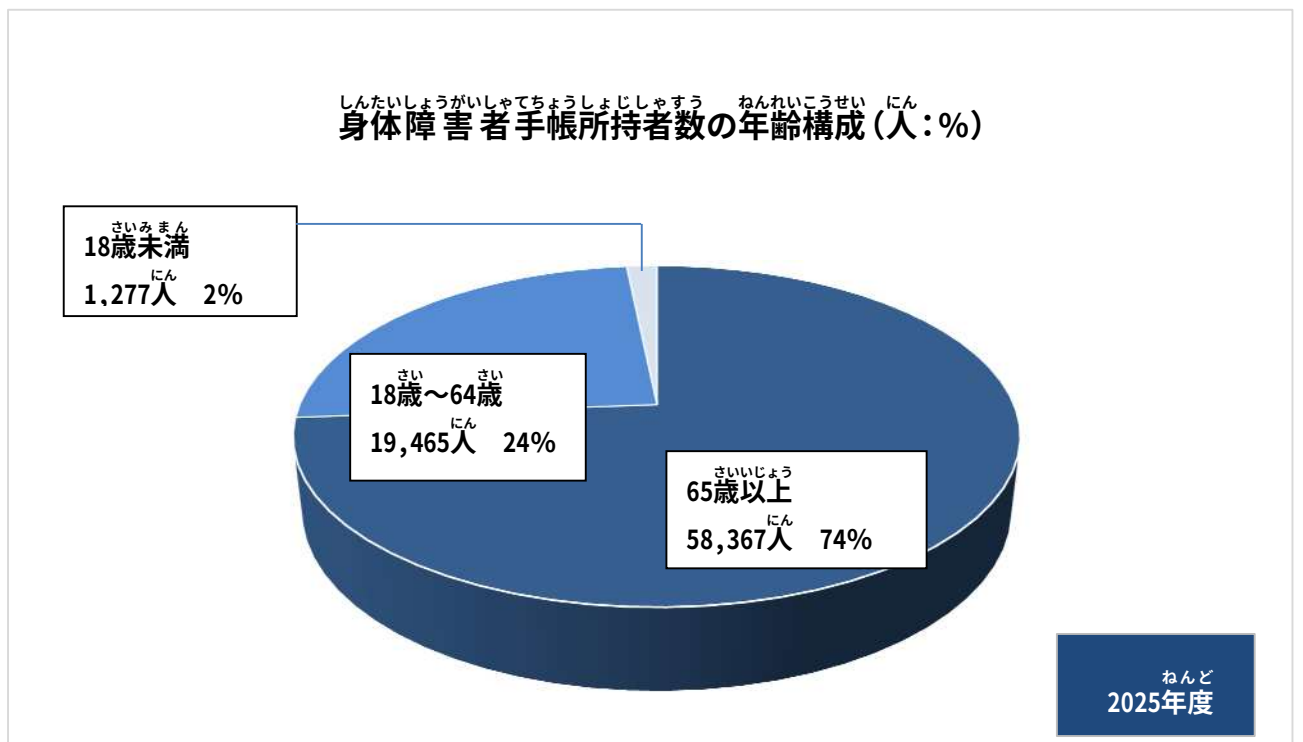
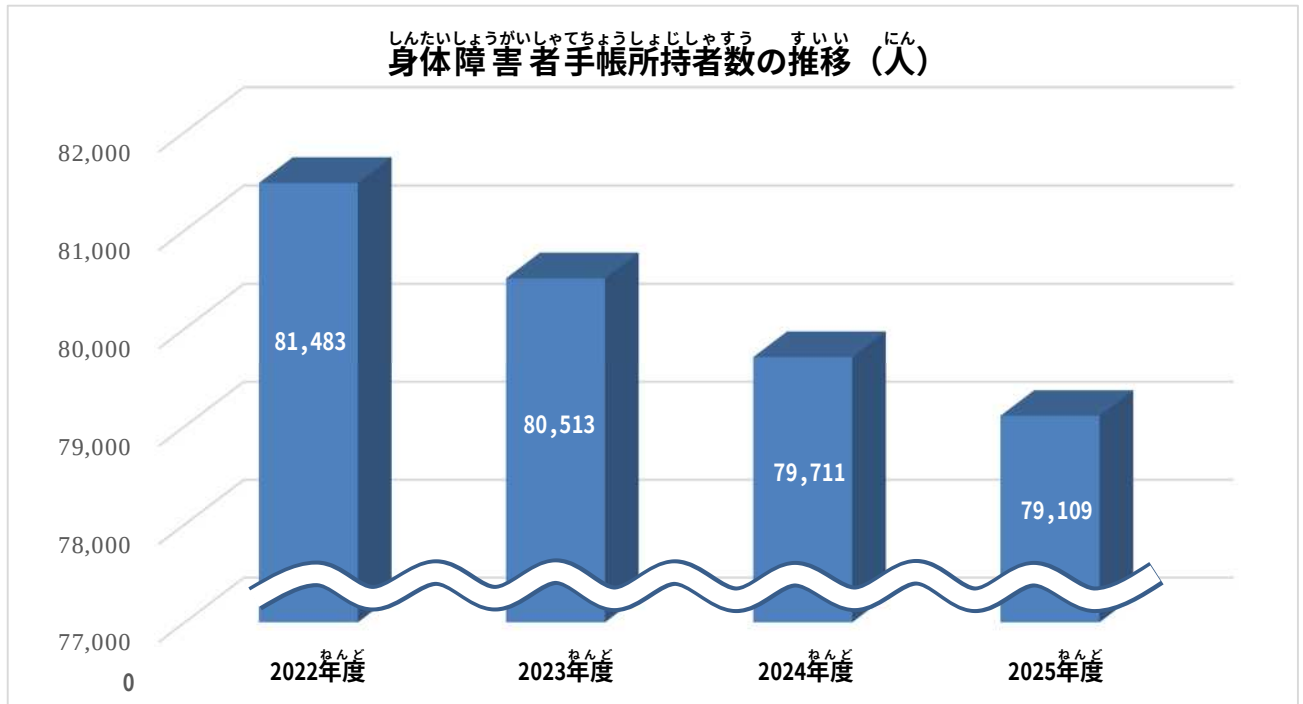
札幌市発行の各種障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者数の合計は、2025年度（令和7年度）末時点で約14万人（札幌市の人口の約7%）、2022年度（令和4年度）から約6千人増えています。【資料：各年度末時点】



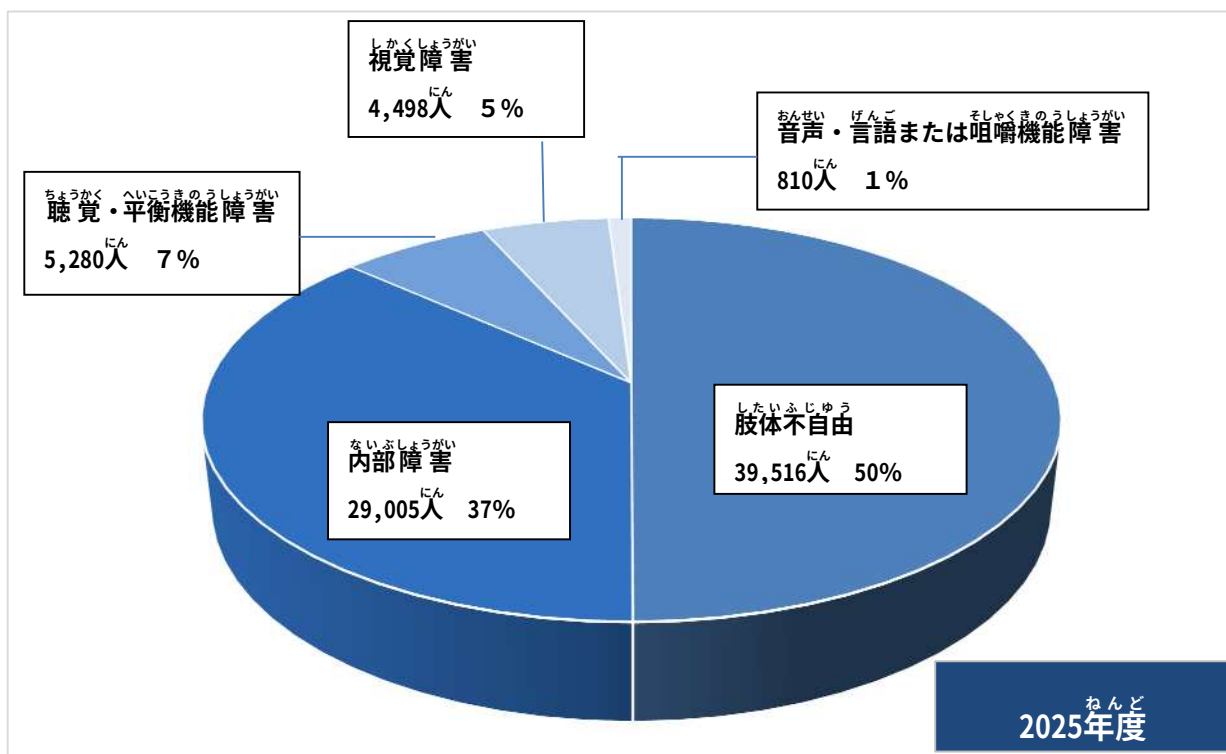
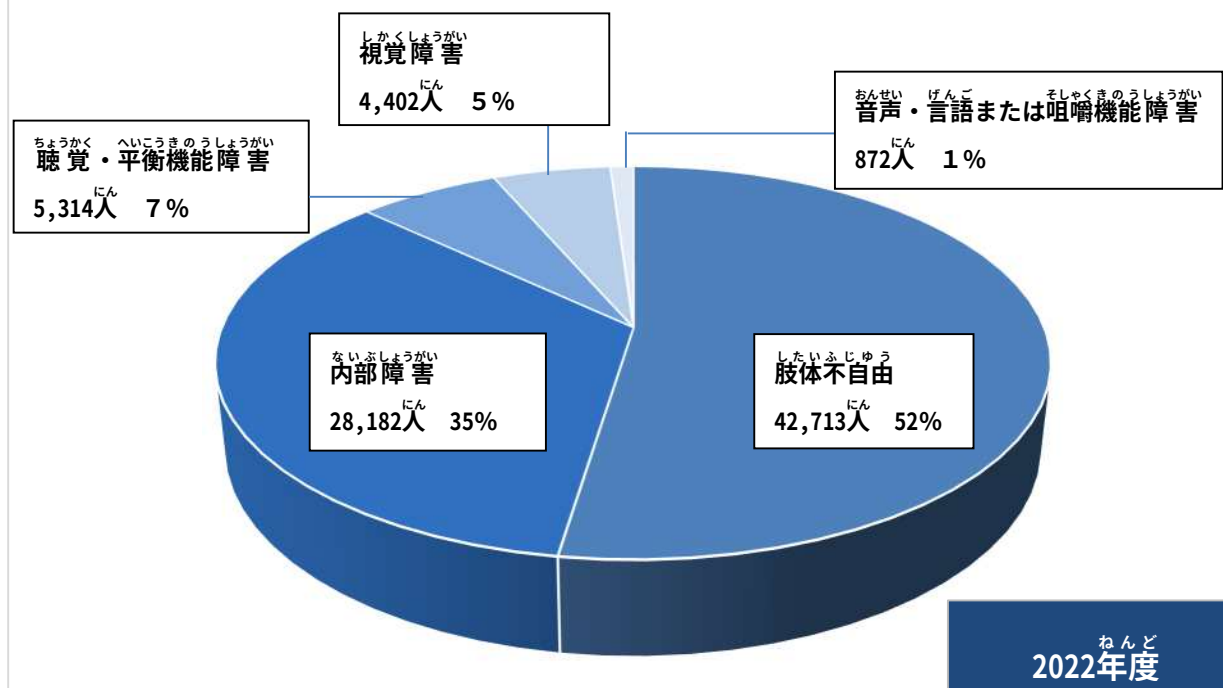
しんたいしょうがいしゃてちょうしょじしゃ じょうきょう **(2) 身体障害者手帳所持者の状況**

しんたいしょうがいしゃてちょうしょじしゃ しよじしゃすう げんしょうけいこう
 身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあり、2025年度(令和7年度)末時点で約7万9千人
ねんど れいわ ねんど まつじてん やく まん せんじん
 と2022年度(令和4年度)から約2千人減少しています。

しんたいしょうがいしゃてちょうしょじしゃ ねんれいべつ さいいじょう てちょうしょじしゃすう ぜんたい やく わり し
 身体障害者手帳所持者について、年齢別では65歳以上の手帳所持者数が全体の約7割を占め
しょう くぶんべつ したいふじゆう もっと おお つ ないぶしょう
 ており、障がい区分別では肢体不自由が最も多く、次いで内部障がいとなっています。



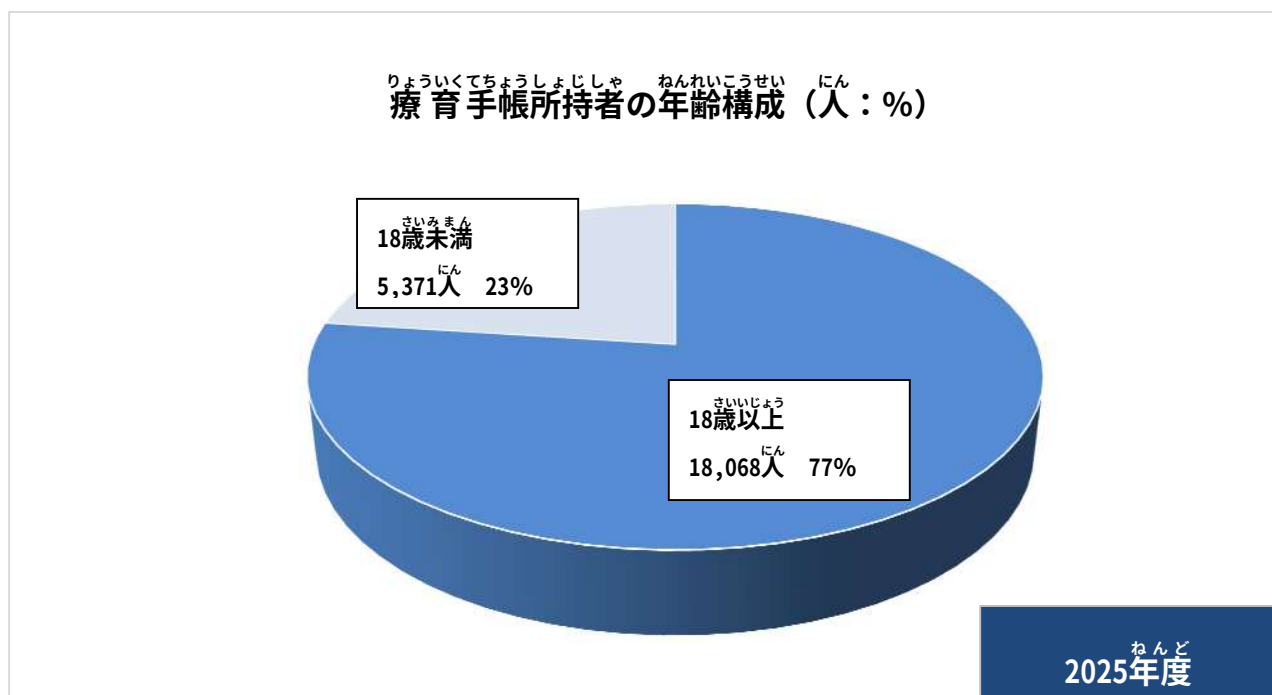
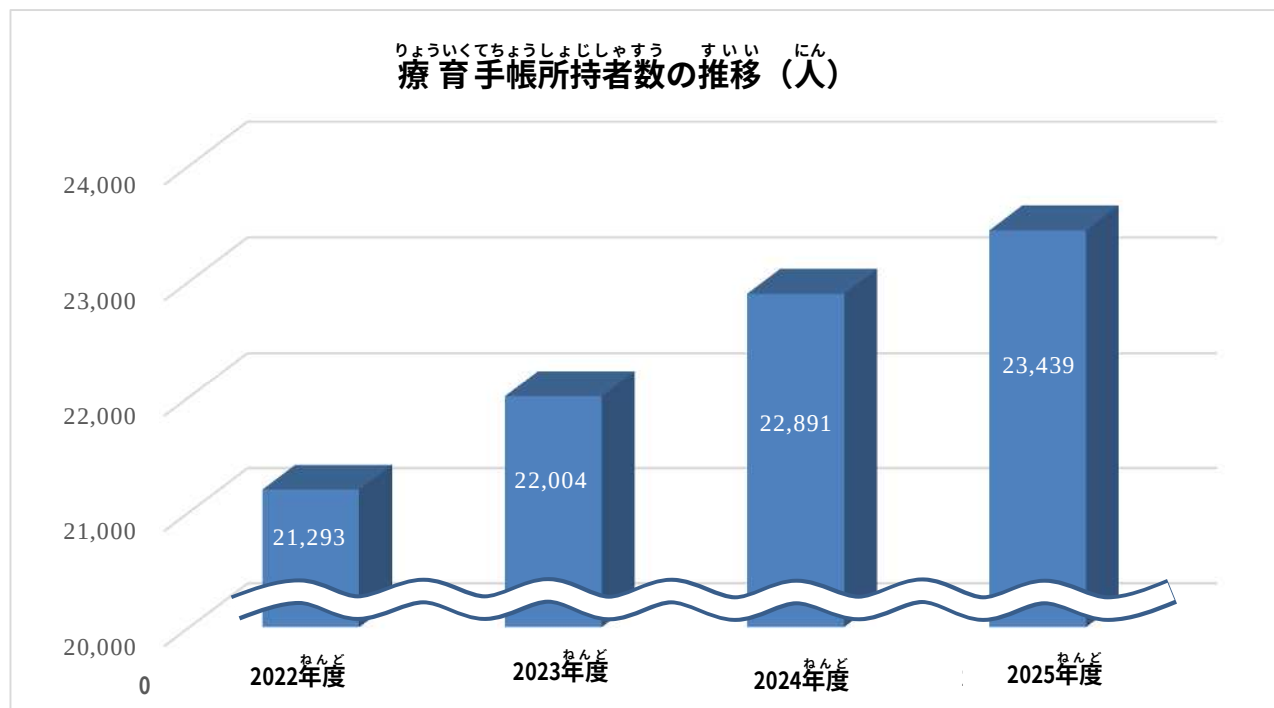
身体障害者手帳所持者の障がい区分別割合（人：％）



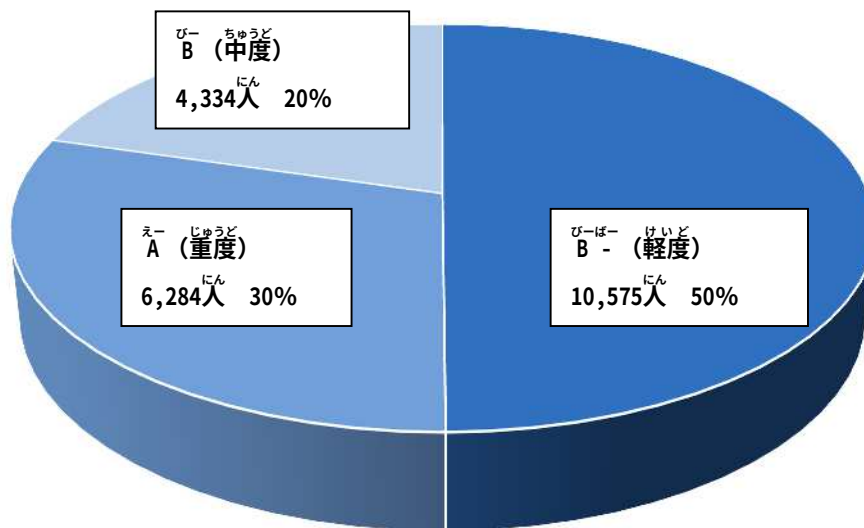
(3) 療育手帳所持者の状況

療育手帳所持者については、2025年度（令和7年度）末時点で約2万3千人と2022年度（令和4年度）から約2千人増えており、特にBー（軽度）の手帳所持者数が増えています。

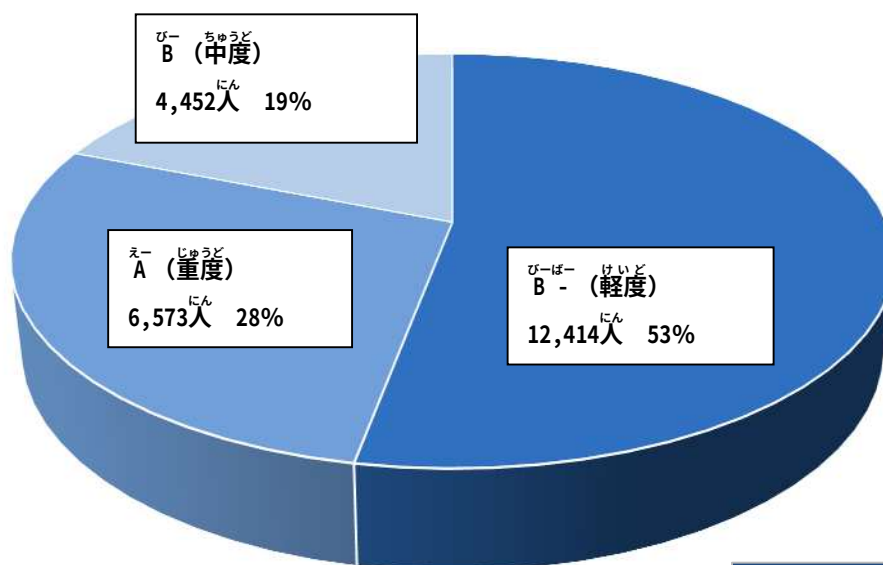
療育手帳所持者数の増加は、相談支援機関の充実に加えて、以前に比べて知的障がいに対する社会の理解や当事者自身の認識が進んできたこと、様々な助成・支援制度の普及などが要因として考えられます。



療育手帳所持者の障がい程度別割合（人：％）



2022年度

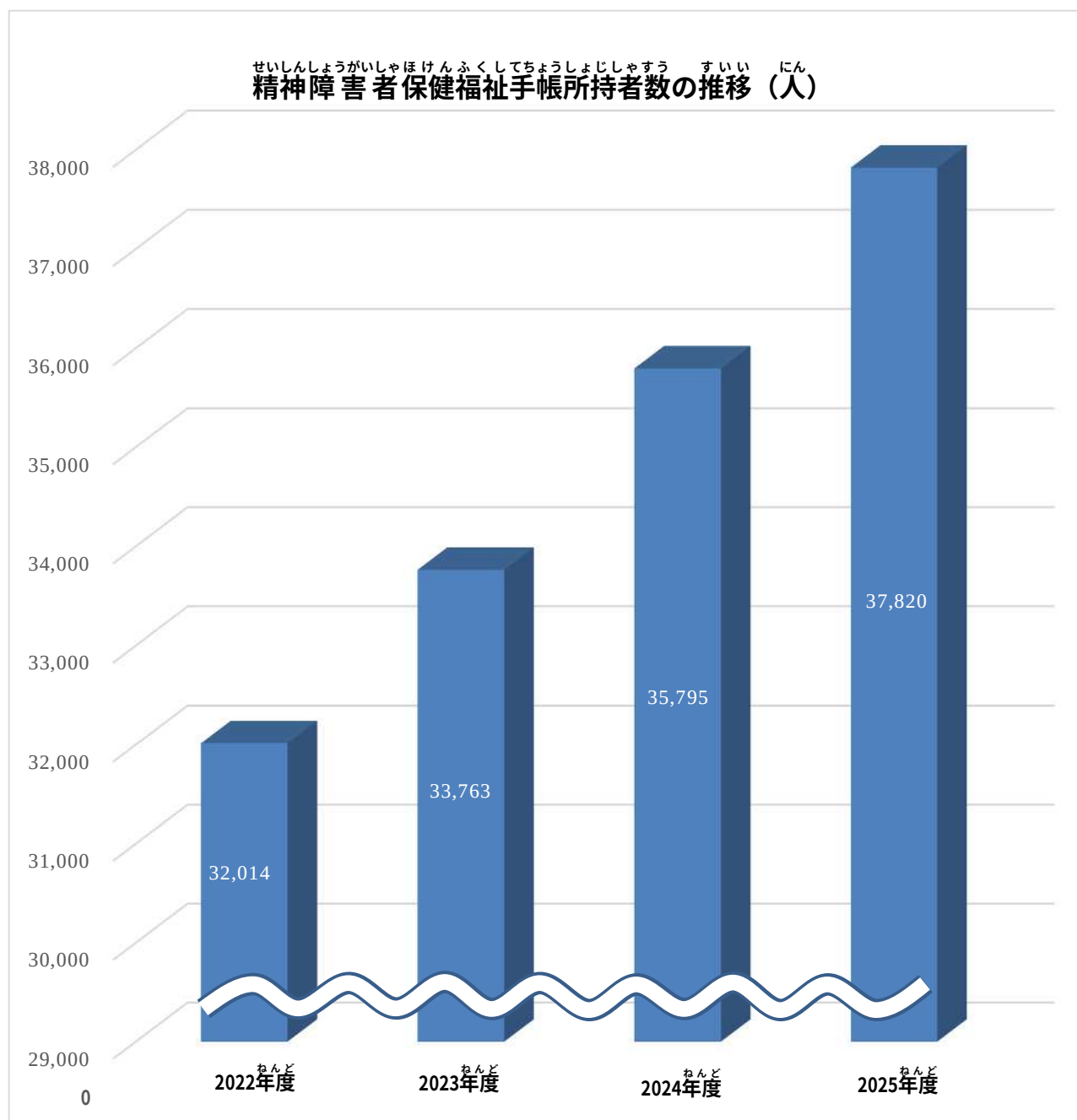


2025年度

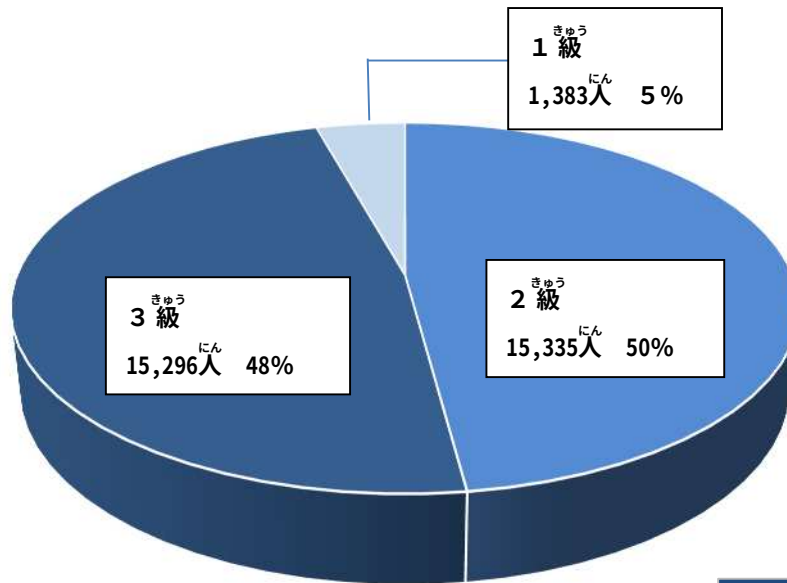
(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者については、2022年度(令和4年度)と2025年度(令和7年度)を比較すると5千人以上増加していることがわかります。障がい程度では特に3級が増加傾向にあります。

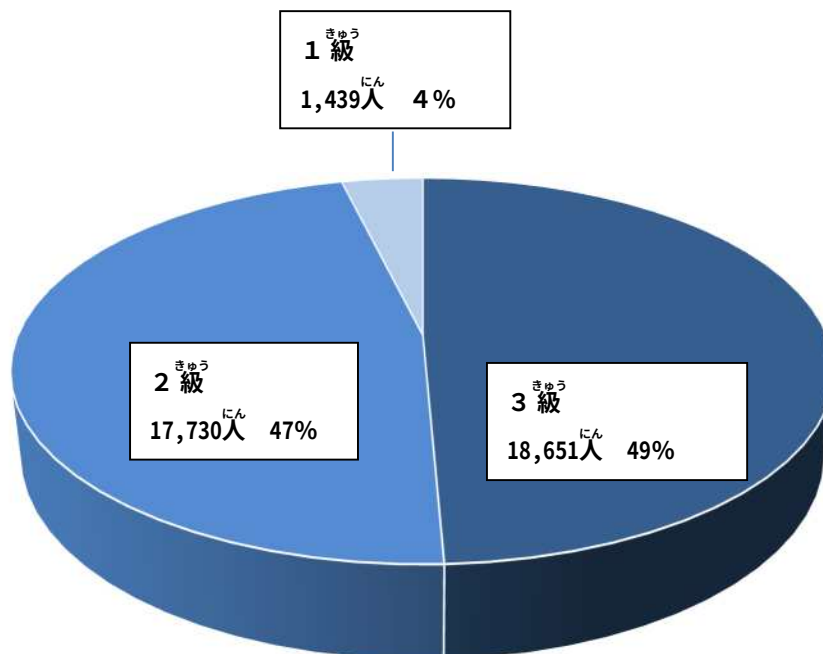
精神障害者保健福祉手帳所持者数の増加は、相談支援機関の充実に加えて、以前に比べて精神障がいに対する社会の理解や当事者自身の認識が進んできたこと、様々な助成・支援制度の普及などが要因として考えられます。



せいしんしょうがいしゃ ほけん ふくしてちょうしよじしゃ しょう ていどべつわりあい にん
精神障害者保健福祉手帳所持者の 障がい程度別割合 (人：%)



2022年度



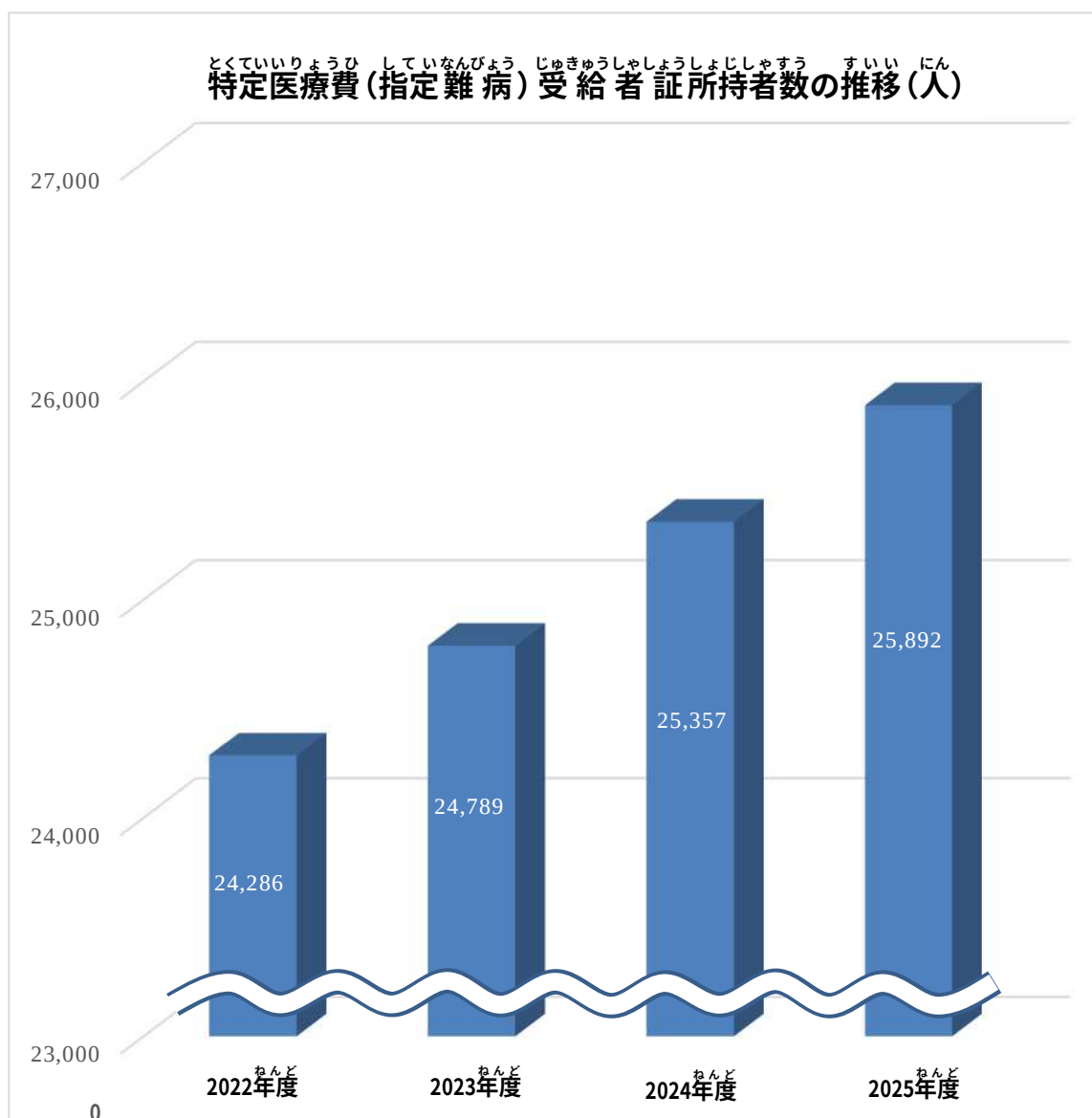
2025年度

(5) 特定医療費（指定難病）受給者証所持者の状況

2013年（平成25年）4月に施行された「障害者総合支援法」により、障がいのある方の範囲が拡大され、難病患者も障害福祉サービス等を利用できるようになりました。

2025年（令和7年）4月1日現在、376疾病が障害福祉サービス等の対象に、348疾病が医療費助成の対象となっています。

特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は増加傾向にあり、2025年度（令和7年度）末時点で約2万6千人と2022年度（令和4年度）から1千人以上増えています。



2 指定障害福祉サービス事業所数等

各種障害者手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の所持者数の増加に伴う各種障害福祉サービスの需要の増大などにより、指定障害福祉サービス事業所数や定員はいずれの種類においても増加傾向にあります。

種類別で見ると、「就労継続支援（B型）」や「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」において顕著な増加が見られます。

今後も本市における障害福祉サービス事業所数の増加傾向は継続すると考えられることから、引き続き、障害福祉サービスの質の向上を図るための取組や事業所支援の取組が求められます。

(1) 訪問系サービス

		2024年	2025年	2026年
居宅介護	事業所数	591	621	637
重度訪問介護	事業所数	556	577	589
重度障害者等包括支援	事業所数	1	1	1
行動援護	事業所数	129	137	141
同行援護	事業所数	191	190	188
(参考) 移動支援	事業所数	449	492	493

※ 各年4月1日現在

(2) 日中活動系サービス

		2024年	2025年	2026年
療養介護	事業所数	4	4	4
	定員	506	506	506
生活介護	事業所数	202	209	217
	定員	5,118	5,223	5,338
自立訓練（機能訓練）	事業所数	9	13	16
	定員	163	260	314

		2024 ^{ねん} 年	2025 ^{ねん} 年	2026 ^{ねん} 年
じりつくんれん せいかつくんれん 自立訓練（生活訓練）	じぎょうしよすう 事業所数	34	38	34
	ていいん 定員	431	493	439
しゅくはくがたじりつくんれん 宿泊型自立訓練	じぎょうしよすう 事業所数	7	7	7
	ていいん 定員	119	119	113
しゅうろうせんたくしえん 就労選択支援	じぎょうしよすう 事業所数	-	-	13
	ていいん 定員	-	-	130
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	じぎょうしよすう 事業所数	72	74	76
	ていいん 定員	963	1,016	1,025
しゅうろうけいそくしえん えーがた 就労継続支援（A型）	じぎょうしよすう 事業所数	138	136	140
	ていいん 定員	2,423	2,350	2,410
しゅうろうけいそくしえん びーがた 就労継続支援（B型）	じぎょうしよすう 事業所数	584	669	728
	ていいん 定員	11,779	13,418	14,779
しゅうろうていちゃくしえん 就労定着支援	じぎょうしよすう 事業所数	46	47	51
たんきにゅうしよ 短期入所	じぎょうしよすう 事業所数	162	176	186
	ていいん くうしやうがた 定員（空床型 のぞ 除く）	506	533	551

※ かくねん がつ にちげんざい
各年4月1日現在

※ しゅうろうせんたくしえん ねん がつ にちせいどかいし
就労選択支援は2025年10月1日制度開始

(3) 居住系サービス

		2024 ^{ねん} 年	2025 ^{ねん} 年	2026 ^{ねん} 年
じりつせいかつえんじょ 自立生活援助	じぎょうしよすう 事業所数	10	13	14
きょうどうせいかつえんじょ 共同生活援助	じぎょうしよすう 事業所数	362	388	405
	ていいん 定員	6,386	7,241	7,762
しせつにゆうしよしえん 施設入所支援	じぎょうしよすう 事業所数	28	28	28
	ていいん 定員	1,326	1,326	1,306

※ かくねん がつ にちげんざい
各年4月1日現在

(4) 相談系サービス

		2024 ^{ねん} 年	2025 ^{ねん} 年	2026 ^{ねん} 年
けいかくそうだんしえん 計画相談支援	じぎょうしよすう 事業所数	187	204	224
ちいきいこうしえん 地域移行支援	じぎょうしよすう 事業所数	104	113	118
ちいきていちゃくしえん 地域定着支援	じぎょうしよすう 事業所数	102	111	117
しょうがいじそうだんしえん じぎょう 障害児相談支援事業	じぎょうしよすう 事業所数	148	154	172

※ かくねん がつ にちげんざい
各年4月1日現在

(5) しょうがいじつうしょうしえん 障害児通所支援サービス

		2024 ^{ねん} 年	2025 ^{ねん} 年	2026 ^{ねん} 年
じどうはったつしえん 児童発達支援	じぎょうしょうすう 事業所数	584	700	703
	ていいん 定員	6,729	8,049	8,119
じどうはったつしえん 児童発達支援センター	じぎょうしょうすう 事業所数	9	9	9
	ていいん 定員	315	285	285
ほうかごとう 放課後等デイサービス	じぎょうしょうすう 事業所数	656	771	779
	ていいん 定員	7,306	8,501	8,781
ほいくしょうとうほうもんしえん 保育所等訪問支援	じぎょうしょうすう 事業所数	62	87	112
きょたくほうもんがたじどうはったつしえん 居宅訪問型児童発達支援	じぎょうしょうすう 事業所数	10	11	13

※ かくねん がつ にちげんざい
各年4月1日現在

(6) しょうがいじにゆうしょうしせつ 障害児入所施設

		2024 ^{ねん} 年	2025 ^{ねん} 年	2026 ^{ねん} 年
ふくしがたしょうがいじにゆうしょうしせつ 福祉型障害児入所施設	じぎょうしょうすう 事業所数	3	3	3
	ていいん 定員	128	128	128
いりょうがたしょうがいじにゆうしょうしせつ 医療型障害児入所施設	じぎょうしょうすう 事業所数	5	5	5
	ていいん 定員	566	566	566

※ かくねん がつ にちげんざい
各年4月1日現在



3 さっぽろ障がい者プラン2024の成果目標と進捗状況

さっぽろ障がい者プラン2024では、計画期間の2024年度（令和6年度）から2029年度（令和11年度）において、障がい者計画として10の基本施策を展開して取り組んでいます。2024年度（令和6年度）から2026年度（令和8年度）において設定した、札幌市障がい福祉計画（第7期）及び札幌市障がい児福祉計画（第3期）の成果目標に関する進捗状況を振り返ります。

(1) 成果目標1 入所施設の入所者の地域生活への移行

① 施設入所者の地域生活への移行者数

2022年度末の施設入所者1,920人のうち、2026年度末において80人（4.2%）以上の方が地域生活に移行することを目指しました。

2024年度末（2025年3月末）時点で26人（1.4%）の方が地域生活に移行しており、引き続き地域移行に向けた取組を推進していきます。

とうしょち しせつにゆうしよしやう 当初値（施設入所者数）	もくひょうち いこうしやう 目標値（移行者数）	じっせきち いこうしやう 実績値（移行者数）	しんちよくりつ 進捗率
1,920人	80人（4.2%）	26人（1.4%） （2024年度末）	32.5%

② 施設入所者数の減少

2026年度末の施設入所者を、2022年度末の施設入所者数1,920人から113人（5.9%）以上減少することを目指しました。

2025年度末（2026年3月末）時点で、施設入所者数が104人（5.4%）と、順調に減少しています。

とうしょち しせつにゆうしよしやう 当初値（施設入所者数）	もくひょうち げんしやう 目標値（減少数）	じっせきち 実績値	しんちよくりつ 進捗率
1,920人	113人（5.9%）	104人（5.4%） （2025年度末）	92.0%

(2) 成果目標2 地域生活支援の充実

① 地域生活支援拠点等の検証と効果的な支援体制の構築

2026年度末までの間、地域生活支援拠点等について、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、効果的な支援体制の構築を進めることを目指しました。

2025年度末(2026年3月末)時点で、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討しており、計画どおりに進めています。

目標	実績
年1回以上の運用状況の検証及び検討	実施 (2025年度)

② 強度行動障がいに関する支援ニーズの把握と支援体制の整備

2026年度末までに、強度行動障がいを有する方の支援ニーズを把握し、支援体制の在り方を整理することを目指しました。

2025年度末(2026年3月末)時点で、支援体制の在り方を整理し、令和8年4月からは強度行動障がいを有する児者への集中的支援事業を行っておりますが、支援体制についての検討は継続していきます。

目標	実績
支援体制の在り方整理	整理済み(2025年度) ※支援体制の検討は継続

(3) 成果目標3 福祉施設から一般就労への移行

① 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

2026年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を 2021年度の移行実績の1.15倍（704人）とすることを目指しました。

2025年度末（2026年3月末）時点で 823人（1.34倍）の方が一般就労に移行しており、目標の達成に向けて順調に進めています。

とうしよち いこうじっせき 当初値（移行実績）	もくひょうち いこうじっせき 目標値（移行実績）	じっせきち いこうじっせき 実績値（移行実績）	いこうじっせきひ 移行実績比
614人 (2021年度)	704人（1.15倍） (2026年度)	823人 (2025年度)	1.34倍 (2025年度)

② 就労移行支援事業の利用者の一般就労への移行者

2026年度において、就労移行支援の利用者のうち一般就労への移行者数を、2021年度の移行実績389人の1.07倍（417人）とすることを目指しました。

2025年度末（2026年3月末）時点で 423人（1.08倍）の方が一般就労に移行しており、目標の達成に向けて順調に進めています。

とうしよち いこうじっせき 当初値（移行実績）	もくひょうち いこうじっせき 目標値（移行実績）	じっせきち いこうじっせき 実績値（移行実績）	いこうじっせきひ 移行実績比
389人 (2021年度)	417人（1.07倍） (2026年度)	423人 (2025年度)	1.08倍 (2025年度)

③ 就労継続支援A型利用者の一般就労への移行者

2026年度において、就労継続支援A型の利用者のうち一般就労への移行者数を、2021年度の移行実績92人の1.09倍（100人）とすることを目指しました。

2025年度末（2026年3月末）時点で142人（1.54倍）の方が一般就労に移行しており、目標の達成に向けて順調に推移しています。

とうしよち いこうじっせき 当初値（移行実績）	もくひょうち いこうじっせき 目標値（移行実績）	じっせきち いこうじっせき 実績値（移行実績）	いこうじっせきひ 移行実績比
92人 (2021年度)	100人（1.09倍） (2026年度)	142人 (2025年度)	1.54倍 (2025年度)

④ 就労継続支援B型利用者の一般就労への移行者

2026年度において、就労継続支援B型の利用者のうち一般就労への移行者数を、2021年度の移行実績133人の1.41倍（187人）とすることを目指しました。

2025年度末（2026年3月末）時点で258人（1.93倍）の方が一般就労に移行しており、目標の達成に向けて順調に増加しています。

とうしよち いこうじっせき 当初値（移行実績）	もくひょうち いこうじっせき 目標値（移行実績）	じっせきち いこうじっせき 実績値（移行実績）	いこうじっせきひ 移行実績比
133人 (2021年度)	187人（1.41倍） (2026年度)	258人 (2025年度)	1.93倍 (2025年度)

⑤ 就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労への移行者の割合が5割以上の事業所の割合

就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用修了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを目指しました。

2025年度末（2026年3月末）時点で33事業所（45.2%）が5割以上であり、目標の達成に向けて順調に増加しています。

目標	実績
5割以上の事業所を5割以上	33事業所/73事業所（45.2%） （2025年度）

⑥ 就労定着支援事業の利用者数

2026年度末の就労定着支援事業の利用者数について、2021年度末実績の1.41倍以上を目指しました。

2025年度末（2026年3月末）時点で、422人（1.30倍）の方が就労定着支援事業を利用しており、目標の達成に向けて順調に増加しています。

当初値	目標値	実績値	実績値
324人 （2021年度）	457人 （1.41倍）	422人 （2025年度）	1.30倍 （2025年度）

(4) 成果目標4 障がい児支援の提供体制の整備等

① 医療的ケア児への支援

2026年度末までに、医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等やその保護者に対する支援の取組を推進することを目指しました。

2025年度末（2026年3月末）時点で、より充実した支援となるよう取組を推進しています。

目標	実績
支援の取組の推進	取組を継続 (2025年度)

② 障害児入所施設からの円滑な移行調整

入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、必要に応じて、2026年度末までに移行調整に係る協議の場を設置することを目指しました。

2025年度末（2026年3月）時点で、協議の場の設置に向けて検討を継続しています。

目標	実績
協議の場の設置	取組を継続 (2025年度)



(5) 成果目標5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

2026年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実施体制を確保していくほか、事業所支援の取組を推進することを目指しました。

2025年度末（2026年3月末）時点で、障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組の実施体制の確保や事業所支援の取組を推進しています。

目標	実績
実施体制の確保	取組を継続 (2025年度)
事業所支援の取組の推進	取組を継続 (2025年度)

(6) 成果目標6 障がいのある方に対する理解促進

心のバリアフリーを理解している方の割合について、2026年度で50.0%とすることを目指しました。

2025年度末（2026年3月末）時点で34.8%であり、目標の達成に向けて理解促進に努める必要があります。

項目	目標値	実績値
心のバリアフリーの理解度	50%	34.8% (2025年度)

障がいのある子どもも含め、障がいのある方が、安心して地域生活を送るためには、障害福祉サービス等のさらなる質の向上のほか、より一層の障がいのある方に対する理解促進などが必要であり、一般就労を行う際の土壌にもなります。

こうしたことから、継続した取組も含め、今後も、これらを課題として取り組んでいく必要があります。

コラム②～当事者の声～

生後8カ月のころ、視覚障がい弱視であることが発覚しました。小学3年生の春に視覚支援学校に転校しました。高校は地域の学校に入学し、卒業後は進学費用を貯めるために障がい者雇用で働きました。その後、進学先の大学で教員免許を取得し、卒業と同時に小さいころからの夢であった特別支援学校の教員になりました。10年以上、障がいがある子どもたちと教育現場で一緒に過ごしました。現在は、障がい当事者として感じてきたことと、支援学校で培った知識や経験を活かし、社会に心のバリアフリーを広める活動をしています。2023年に一般社団法人日本心のバリアフリー協会を設立しました。講演会を通して団体や地方自治体、学校に向けて障がいを含むマイノリティへの理解啓発と、障がい者や高齢者雇用に取り組む企業と就労支援事業所のサポートに力を入れています。また、各SNSによる発信やイベントを開催することで、誰もが気軽に心のバリアフリーをすすめられる機会をお届けしています。

「障がい者」といっても、障がい種や特性、得手不得手、性格など、個人で異なります。より多くの方が快適に過ごせる空間は目指しますが、誰もが不自由さを完全に感じない物理的な環境を整備することはできません。それらをカバーできる一番の支えが、周囲の方たちの障がいへの理解や知ろうとする気持ちです。障がい当事者として生活を送る中で、家庭や学校、地域、職場、公共施設等のどの場面においても、周囲の人たちの心のバリアフリーに触れることで不自由さに伴う困難さが和らぐ経験をしてきました。

社会には、障がいに限らず、年齢や性別、病気、国籍など、様々な事情を抱えている方がいます。障がいへの理解がすすみ障がい当事者が生き生きと過ごせる社会は、様々な立場の方も受け止められるようになります。相手の事情を受け止められる社会は、自分も受け止められることに繋がります。障がいがある方もない方もそれぞれの境遇を認め合い、優しい気持ちで共に過ごせる社会の実現には、一人一人の心のバリアフリー化が必要不可欠です。

障がいを含むマイノリティについて知る機会や当事者の方と関わることで、偏ったイメージや誤解、不安が低減され、心のバリアフリー化はすすみます。「さっぽろ障がい者プラン2024」の取り組みにも、重要課題の一つとして盛り込まれています。一人でも多くの方が、心のバリアフリーをすすめられるきっかけになればと期待しています。

杉本 梢

- 一般社団法人日本心のバリアフリー協会代表理事
- 視覚障害者（特注のコンタクトをして視力0.09の弱視）
- 元特別支援学校の国語教員
- 発達障害コミュニケーション指導者認定済み
- 札幌市社会福祉協議会登録当事者講師
- 北海道福祉教育アドバイザー
- 障がい者雇用サポーター



第3章 計画の基本的な考え方

1 障がいの概念

2011年（平成23年）の改正「障害者基本法」において、「障害者」の定義は、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。」とされました。

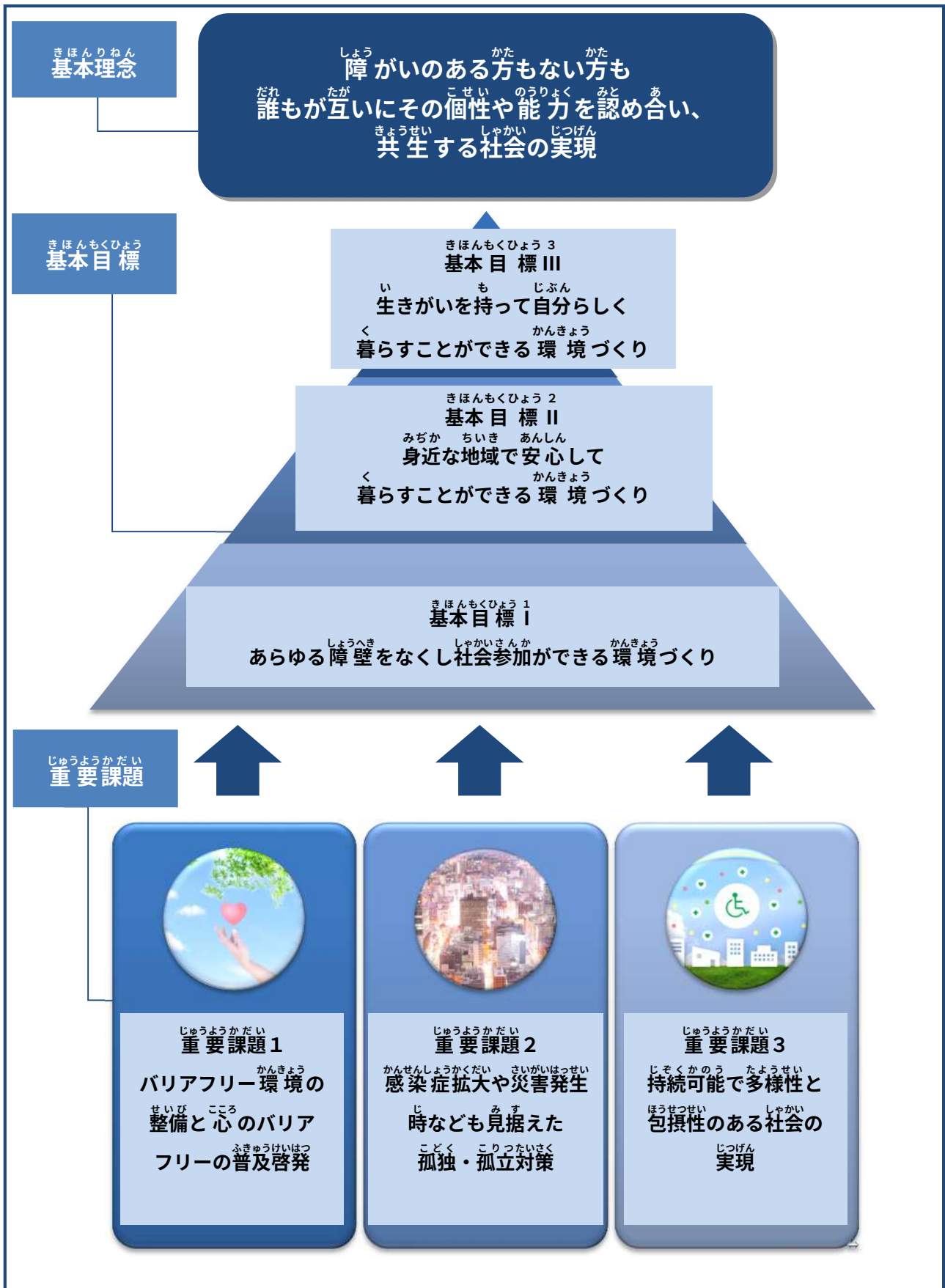
これにより、難病等に起因する障がいなど必ずしもそのまま身体障がい、知的障がい、精神障がいのいずれかの類型に当てはまらないものについても、「障がい」に含まれることが明確化されています。また、障がいのある方が日常生活及び社会生活において受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるという考え方のもと、障がいのある方の定義に「社会モデル」の視点が盛り込まれています。

したがって、本計画における「障がい」や「障がいのある方」についても、改正障害者基本法の定義を踏まえたものとします。

～「障害」の表記について～

札幌市では、障害の「害」の文字は、漢字の「害」という言葉に否定的な印象があるため、原則としてひらがなで表記しています。ただし、「障害者基本法」や「身体障害者手帳」といった、法律などで定められた用語については、漢字をそのまま使用しています。

《基本理念・基本目標・重要課題》



《施策体系》

基本理念

障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現

基本目標

I
あらゆる障壁をなくし社会参加できる環境づくり

II
身近な地域で安心して暮らすことができる環境づくり

III
生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり

基本施策

1 差別の解消・権利擁護の推進・虐待の防止

2 バリアフリーの環境の整備

3 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実

4 障がい等の理解促進

5 自立・相談の支援

6 保健・医療の推進

7 安全・安心の実現

8 療育・教育の充実

9 雇用・就労の促進

10 文化芸術・スポーツの振興

施策の柱

① 障がいを理由とする差別解消
② 合理的配慮の提供 など
重要課題 2・3

① 建築物のバリアフリー
② 移動のバリアフリー など
重要課題 1・3

① 障がい特性に応じたコミュニケーション支援
② 障がいに配慮した市政情報の提供 など
重要課題 2・3

① 普及啓発、福祉教育の推進
② 社会貢献活動への支援 など
重要課題 1・3

① ニーズに対応した相談支援
② 障害福祉サービス提供基盤の整備など
重要課題 2・3

① 障がいの原因となる疾病予防
② 難病に関する施策の推進 など
重要課題 2・3

① 災害時等の要配慮者対応
② 地域における見守り活動 など
重要課題 2・3

① 療育の充実
② 学校教育の充実 など
重要課題 1・3

① 雇用機会の拡充
② 一般就労の推進 など
重要課題 1・3

① 文化芸術活動の推進
② 障がい者スポーツの振興 など
重要課題 1・3

2 基本理念と基本目標

札幌市では、「札幌市まちづくり戦略ビジョン」において、「互いに手を携え、心豊かにつながる共生のまち」を目指すべき都市像に掲げ、年齢や性別、国籍、民族、障がいの有無などにかかわらず、互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持ち、安心して暮らすことができる、格差のない共生社会の実現を目指して様々な取組を行ってきました。

2022年度（令和4年度）に新たにスタートした「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」においては、新たに目指すべき都市像として「ひと」「ゆき」「みどり」の織りなす輝きが、豊かな暮らしと新たな価値を創る、持続可能な世界都市・さっぽろ」を掲げ、国内外から活力を呼び込み、人口減少などの成熟社会における課題を一早く解決する拠点として、世界をリードし、持続可能で、多様性と包摂性のある世界都市を目指しています。

さらに、目指すべき都市像の実現に向けて、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなっていること【ユニバーサル（共生）】、誰もが生涯健康で、学び、自分らしく活躍できていること【ウェルネス（健康）】、誰もが先端技術などにより快適に暮らし、新たな価値の創出に挑戦できること【スマート（快適・先端）】を「まちづくりの重要概念」として定め、まちづくりにおける諸課題について、分野横断的に統合的な課題解決が図れるよう進めることとしています。

さっぽろ障がい者プラン 2024 は、国の「第5次障害者基本計画」やプランの上位計画である「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」を踏まえ、特に関係が深い「ユニバーサル（共生）」の視点から基本理念と基本目標を設定いたしました。

障がいのある方もない方も 誰もが互いにその個性や能力を認め合い、 共生する社会の実現

基本理念として、「障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現」を掲げるとともに、多様性と包摂性があり、格差なく均等に機会が得られる社会の実現を目指して、移動環境や建物等のバリアフリー化や心のバリアフリーなどを進め、日常生活を始めとして様々な場面における障壁や困難を解消し、誰もが他者とつながり、交流できる環境を整えていくため、基本目標Ⅰを「あらゆる障壁をなくし社会参加できる環境づくり」、基本目標Ⅱを「身近な地域で安心して暮らすことができる環境づくり」、基本目標Ⅲを「生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり」としました。

これらの環境整備を通して、誰もが多様性を尊重し、互いに手を携え、心豊かにつながるとともに、支える人と支えられる人という一方向の関係性を超え、双方向に支え合う共生社会の実現を目指します。

3 重要課題と施策体系

国が定める「第5次障害者基本計画」は、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間を計画期間としています。第2次計画の期間では、2011年度（平成23年度）に改正「障害者基本法」、2012年度（平成24年度）に「障害者総合支援法」が成立しており、第3次計画の期間では、2013年度（平成25年度）に「障害者差別解消法」が成立したほか、「障害者権利条約」を批准するなど、障がいのある人の権利利益が保障され、第4次計画においては、「障害者権利条約」を批准した後に初めて策定された計画であることから、条約の理念を随所に反映するなど整合性の確保が図られました。

第5次計画においては、2022年度（令和4年度）に成立した「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」を踏まえた社会的障壁の除去に向けた環境の整備など、これまでの取組や流れを踏まえ、国民誰もが相互に尊重し支え合う共生社会の実現に向けて、障がいのある方の自立と社会参加を支援する施策等の一層の推進が図られています。

第5次障害者基本計画

【基本理念】

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

【基本原則】

地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

【各分野に共通する横断的視点】

- 条約の理念の尊重及び整合性の確保
- 共生社会の実現に資する取組の推進
- 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援
- 障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害のある女性、こども及び高齢者に配慮した取組の推進
- P D C Aサイクル等を通じた実効性のある取組の推進

本計画の基本理念である「障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現」に向けて、障がい当事者団体やユニバーサル推進に係る庁内関係部局、その他の様々な団体・機関等との協働により、本市の障がい者施策を総合的に進めていく必要があります。

国における近年の社会動向や本市の現状を踏まえ、本計画では、「バリアフリー環境の整備と心のバリアフリーの普及啓発」、「感染症拡大や災害発生時なども見据えた孤独・孤立対策」、そして「持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現」の3点を、重要課題として意識して本計画を推進します。

重要課題1

バリアフリー環境の整備と心のバリアフリーの普及啓発

国においては、共生社会の実現に向けた大きな二つの柱として、「心のバリアフリー」及び「ユニバーサルデザインのまちづくり」を「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（以下「行動計画」という。）として取りまとめ、行動計画の実行の加速化を図ってきました。

しかしながら、「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと（行動計画より）と定義されますが、比較的、新しい言葉であることから、その意味も含めて社会における浸透が進んでいるとは言えません。

一方、札幌市では、2022年度（令和4年度）に新たにスタートした「第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン」において、目指すべき都市像の実現に向けて、誰もが互いにその個性や能力を認め合い、多様性が強みとなる社会の実現【ユニバーサル（共生）】などを「まちづくりの重要概念」として定め、諸課題について、分野横断的に統合的な課題解決が図れるよう進めることとしています。

共生社会の実現に資する取組である「移動しやすい環境の整備」として、公共交通機関や多数の者が利用する建築物のバリアフリー化のほか、多くの市民が「心のバリアフリー」について理解できるような取組を進め、日常生活を始めとして様々な場面における障壁や困難を解消し、誰もが他者とつながり、交流できる環境を整えていくことが必要です。

【ユニバーサルデザイン 2020^{こうどうけいかく}行動計画の概要^{がいよう}】

1 基本的な考え方^{きほんてき かんが かつ}

- 障^{しょう}がいのある選手^{せんしゅ}たちが圧倒^{あつどうてき}的なパフォーマンス^みを見せる 2020^{ねん}年東京^{とうきょう}パラリンピック^{きょうぎたいかい}競技大会^{きょうせいしゃかい}は、共生^{じつげん}社会^むの実現^むに向けて人々^{ひと}の心^{こころ}の在^あり方^{かた}を変える絶好^{ぜっこう}の機会^{きかい}である。
- 障^{しょう}がいは個人^{こじん}の心身機能^{しんしんきのう}の障^{しょう}がいと社会的障壁^{しゃかいてきしょうへき}の相互作用^{そうごさよう}によって創^{つく}り出^だされているものであり、社会的障壁^{しゃかいてきしょうへき}を取り除^とくのは社会^{のぞ}の責務^{せきむ}であるという「障^{しょう}がいの社会モデル^{しゃかい}」をすべての人^{ひと}が理解^{りかい}し、それを自^{みづか}らの意識^{いしき}に反映^{はんえい}していくことが重要^{じゅうよう}。
- この機^きを逃^{のが}さず、国民全体^{こくみんぜんたい}を巻き込^まんだ「心^{こころ}のバリアフリー」の取組^{とりぐみ}を展開^{てんかい}するとともに、世界^{せかい}に誇^{ほこ}れるユニバーサルデザインのまちづくり^{まちづくり}を実現^{じつげん}すべく取り組む。
- 障^{しょう}がいのある人^{ひと}に関する施策^{しやく}の検討^{けんとう}及び評価^{ひょうか}に当た^あっては、障^{しょう}がい当事者^{とうじしゃ}が委員等^{いいんとう}に参画^{さんかく}し、障^{しょう}がいのある人^{ひと}の視点^{してん}を施策^{しやく}に反映^{はんえい}させることとする。

2 心^{こころ}のバリアフリーの推進^{すいしん}のポイント

- 障^{しょう}がいのある人^{ひと}への社会的障壁^{しゃかいてきしょうへき}を取り除^とくのは社会^{のぞ}の責務^{せきむ}であるという「障^{しょう}がいの社会モデル^{しゃかい}」を理解^{りかい}すること。
- 障^{しょう}がいのある人^{ひと}（及びその家族^{おや}）への差別^{がそく}（不当^{さべつ}な差別的取扱い^{ふとう}及び合理的配慮^{さべつてきとりあつかい}の不提供^{ふていきよう}）を行^{おこな}わないよう徹底^{てってい}すること。
- 自分^{じぶん}とは異なる条^{こと}件^{じょうけん}を持つ多様^もな他者^{たよう}とコミュニケーション^{たしゃ}を取^とる力^{ちから}を養^{やしな}い、すべての人^{ひと}が抱^{かか}える困難^{こんなん}や痛み^{いた}を想像^{そうぞう}し共感^{きょうかん}する力^{ちから}を培^{つちか}うこと。

重要課題2

感染症拡大や災害発生時なども見据えた孤独・孤立対策

2020年（令和2年）1月以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大は国民生活に様々な影響を及ぼしており、地震・台風等の災害発生時も含め、特に障がいのある方など配慮を要する人々が大きな影響を受けています。

さらに、感染症拡大防止のため身体的距離の確保やマスク着用等の「新しい生活様式」の実践が推奨された中、オンライン活用の拡大等がアクセシビリティ向上等に寄与する一方で、コミュニケーション方法の制約等が生じ情報取得等に困難を抱える障がいのある方もいます。

国においては、人口減少や少子高齢化といった社会環境の変化や地域社会における人と人とのつながりの希薄化、さらには新型コロナウイルス感染拡大の影響による地域の交流・

見守りの場、相談支援を受ける機会の喪失等によって、

孤独・孤立の問題が顕在化してきたことを踏まえ、2021年

（令和3年）12月に「孤独・孤立対策の重点計画」を策定

しました。

2023年（令和5年）5月には「孤独・孤立対策推進法」

が成立し、孤独・孤立状態にある方への支援等に関する

取組について、その基本理念、国等の責務、施策の基本となる事項等が定められ、札幌市にお

いても、国が示す孤独・孤立対策の基本的考え方に基づき、感染症拡大や災害発生時なども

見据えた取組を進めていく必要があります。

また、少子高齢化や核家族化の進展といった社会構造の変化により、「老々介護」や「ダブル

ケア」など、家族介護を取り巻く課題が多様化している中で、今後、家族介護者（ケアラー）

にかかる負担は一層大きくなることが見込まれています。

北海道では、ケアラー支援に関する道民の理解を深め、介護に関する悩みや不安を抱える方

を、それぞれの事情に合った支援につなぐことができるよう、「北海道ケアラー支援条例」を

制定し、2022年（令和4年）4月に施行しました。この条例に基づき、2023年（令和5年）3

月に策定された「北海道ケアラー支援推進計画」では、ケアラー支援に関する基本的な考え方

や具体的な取組が示されるとともに、市町村においても、地域の実情に応じた相談支援体制を

構築していくことが求められています。

札幌市においては、近年、ヤングケアラーが社会的課題となっていることを受け、2023年

（令和5年）1月に「ヤングケアラー支援ガイドライン」を策定しました。ヤングケアラーと

その家族が置かれている状況は様々であり、家庭内の課題が複合化している場合もあります。

支援にあたっては、家族全体が支援を必要としているとの理解のもとに、関係機関が連携して、

事例ごとに各分野の支援策を組み合わせながら対応していくことが必要であることから、支援の在

り方・姿勢も意識しつつ、子どもに関わる分野、障がい福祉・高齢福祉などケア対象者に関わ

る分野における分野横断的な連携体制を構築の上、ヤングケアラーの発見や支援に取り組むこ



ととしています。

これらを踏まえ、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に関連した取組や障がいのある方が必要な情報に円滑にアクセスできるよう、障がいのある方に配慮したデジタル社会の実現に向けた取組、障がいのある方の家族などケアラー・ヤングケアラーの支援、災害対策基本法改正による個別避難計画の作成など本計画に掲げる多様な取組についても、非常時に障がいのある方が受ける影響やニーズの違いに留意しながら取組を進めることが必要です。

北海道ケアラー支援推進計画

【北海道ケアラー支援推進計画の基本理念】

1 個人の尊重と孤立の防止

ケアラーが個人として尊重され、ケアに関する悩みや負担を一人で抱え込まず、安心して暮らすことができるよう施策を推進する。

2 年齢や環境に応じた適切な支援

ケアラーの年齢や立場、家庭環境などに応じた適切な支援が行われるよう施策を推進する。

3 相互連携による地域全体での支援

道や市町村、関係機関、支援団体、民間事業者、地域住民が相互に連携を図りながら、地域社会全体でケアラーを支えるよう施策を推進する。

4 ケアラーとその家族への一体的な支援

ケアを行うケアラー、ケアを必要とする家族の双方について、一体的に支援が行われるよう施策を推進する。

5 子どもらしい成長や学びへの影響に対する配慮

ヤングケアラーへの支援は、本人の意向を踏まえつつ、子どもの権利擁護と教育の機会確保の観点から適切に行われるよう施策を推進する。

【北海道ケアラー支援推進計画の基本的施策】

1 普及啓発の促進

2 早期発見及び相談の場の確保

3 ケアラーを支援するための地域づくり

孤独・孤立対策の重点計画（国）

【孤独・孤立対策の基本理念】

- 1 孤独・孤立双方への社会全体での対応
 - 孤独・孤立は、人生のあらゆる場面において誰にでも起こり得るもの。当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、社会全体で対応しなければならない。
 - 一般に、「孤独」は主観的概念であり、ひとりぼっちと感じる精神的状態を指す。他方、「孤立」は客観的概念であり、社会とのつながりや助けのない又は少ない状態を指す。
 - ・ 当事者や家族等の状況は多岐にわたり、孤独・孤立の感じ方・捉え方も人によって様々であることに留意しつつ、当事者や家族等が「望まない孤独」及び「孤立」を対象に取り組む。
- 2 当事者や家族等の立場に立った施策の推進
 - 孤独・孤立の問題は、人生のどの場面で発生したかや当事者の属性・生活環境等によって多様。また、当事者のニーズや生活の基盤をおく地域の実情等も多様
 - その時々々の当事者の目線や立場に立って、切れ目がなく息の長い、きめ細かな施策を推進する。加えて、当事者の家族等も含めて支援する観点からの施策を推進する。
- 3 人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進
 - 当事者や家族等が相談できる誰かや信頼できる誰かと対等につながっているという形で人と人との「つながり」を実感できることが重要
 - 社会のあらゆる分野に孤独・孤立対策の視点を入れ、広く多様な主体が関わりながら、人と人との「つながり」をそれぞれの選択の下で緩やかに築けるような社会環境づくりを目指す。
 - 行政機関において、既存の取組も活かして、分野横断的な対応が可能となる孤独・孤立対策の推進体制を整備した上で、住民組織やNPO等との連携・協働により、安定的・継続的に施策を展開する。

2015年（平成27年）9月、国連サミットにおいて全会一致で採択されたSDGsは、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標であり、2030年（令和12年）を達成年限として、17のゴールと169のターゲットから構成されるものです。

「誰一人取り残さない」というSDGsの理念は、共生社会の実現に向け、札幌市が取り組む障がい者施策の推進と考えるを一にするものであり、行政機関・事業者といった様々な関係者が共生社会の実現という共通の目標の実現に向け、協力して取組を推進することが求められています。

国においては、「障害者文化芸術推進法」の施行による、文化芸術活動を通じた障がいのある方の個性と能力の発揮及び社会参加のほか、「読書バリアフリー法」の施行により、障がいの有無にかかわらず、全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化を享受することができる社会の構築を進めています。

全ての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されとする「障害者基本法」の理念に則り、障がいのある方の権利擁護として、事業者に対して合理的配慮の提供を義務付けた改正「障害者差別解消法」の理解促進や障がいのある方への虐待防止の取組、障がいのある子どもの支援を進めるとともに、誰もが多様な選択肢を持ち得る社会を構築するため、障がいのある方の文化芸術活動促進や読書バリアフリーの推進に関する取組を進めることが必要です。

しょうがいしゃぶんかげいじゅつすいしんほう 障害者文化芸術推進法

しょうがいしゃぶんかげいじゅつすいしんほう はいけい もくてき きほんりねん 【障害者文化芸術推進法の背景・目的と基本理念】

1 はいけい もくてき 背景・目的

- ぶん かげいじゅつ そうぞう きょうじゅ もの しょう う む
文化芸術は、これを創造・享受する者の障がいの有無にかかわら
ず、こころ ゆた そうごりかい
ず、心の豊かさや相互理解をもたらす。
- しょう かた ぶん かげいじゅつかつどう すいしん かん しさく そうごうてき
障がいのある方による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的
かつけいかくてき すいしん
かつ計画的に推進
→ しょう かた こせい のうりよく はっき お よしやかいさんか そくしん
障がいのある方の個性と能力の発揮及び社会参加を促進

2 きほんりねん 基本理念

- しょう う む ぶん かげいじゅつ かんしょう さんか そうぞう
障がいの有無にかかわらず、文化芸術を鑑賞・参加・創造するこ
とができるよう、しょう かた ぶん かげいじゅつかつどう はばひろ そくしん
とができるよう、障がいのある方による文化芸術活動を幅広く促進
- せんもんてき きょういく もと ひとびと ほんらいゆう そうぞうせい はっき
専門的な教育に基づかずに人々が本来有する創造性が発揮された
さくひん たか ひょうか う ちゅうしん しょう かた さくひん
作品が高い評価を受け、その中心が障がいのある方の作品であるこ
と等をふ しょう かた げいじゅつじょう か ち たか さくひんとう
と等を踏まえ、障がいのある方による芸術上価値が高い作品等の
そうぞう しえん きょうか
創造への支援を強化
- しょう かた ぶん かげいじゅつかつどう かか ち い き さくひんとう
障がいのある方による文化芸術活動に係る地域での作品等の
はっぴよう こうりゅうとう そくしん こころゆた す ち い きしやかい じつげん きよ
発表、交流等を促進し、心豊かで住みよい地域社会の実現に寄与
- しょう かた ぶん かげいじゅつかつどう すいしん かん しさく
障がいのある方による文化芸術活動の推進に関する施策について
は、つぎ おこな
次のことが行われなければならない
・ しょうがいしゃ ぶん かげいじゅつかつどう とっか そち じっし
障害者による文化芸術活動に特化した措置を実施
・ ぶん かげいじゅつ しんこう かん いっぱんてき そち じっし とくべつ はいりょ
文化芸術の振興に関する一般的な措置の実施における特別の配慮

【どくしょ ほう はいけい もくてき きほんりねん
読書バリアフリー法の背景・目的と基本理念】

1 はいけい もくてき
背景・目的

- しかくしょう しゃとう しかくしょう はったつしょう したいふじゆうとう しょう
視覚障がい者等（＝視覚障がい、発達障がい、肢体不自由等の障
がいにより、しょせき しかく ひょうげん にんしき こんなん もの
読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進
→ しょう う むにかかわらず すべて こくみん ひと どくしょ つう もじ
障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・
かつじぶんか けいたく きょうじゅ しゃかい じつげん きよ
活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

2 きほんりねん
基本理念

- だんししよせきとう としよ おんせいよみあ たいおう だんし
アクセシブルな電子書籍等（デージー図書・音声読上げ対応の電子
しょせき とう しかくしょう しゃとう りべんせい こうじょう いちじる
書籍・オーディobook等）が視覚障がい者等の利便性の向上に著
しく資することに かんが ふきゅう はか
鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障がい者
とう じゅう ふ ひ つづ しょせき てんじとしよ かくだい
等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大
としよとう ていきょう
図書等）が提供されること
- しょせき だんししよせきとう りょうてきかくじゅう しつ こうじょう はか
アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られ
ること
- しかくしょう しゃとう しょうがい しゅるい ていど おう はいりょ
視覚障がい者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

コラム③～支援者の声～

588グラムと小さく生まれた息子には重い障がいが残りました。

息子がまだ小さい頃、障がい児がめずらしい時代だったのか、外出していると視線を感じたり、差別的な言葉が聞こえてきたりしました。家のすぐとなりが小学校でしたが、息子と同じ世代の子どもたちからも悲しい言動を感じたことがあり、しばらく外に出るのが怖くなってしまいました。息子を隠すように抱きかかえ、走って転んで怪我をしてしまったこともあります。

そんな時、となりの小学校と、息子の通う養護学校の、地域交流と言う交流の機会があることを知りました。となりの小学校は息子に障がいが無ければ、本来通う予定だった学校です。当時の担任の先生のお力添えもあり、地域交流に思い切って参加してみることにしました。

となりの小学校の校長先生もとても素晴らしい方でした。学習発表会の総練習の時、全校児童のいる体育館で息子のことを紹介してくださいました。「障がいがあっても別の学校に通っていますが、皆さんと同じように頑張っているお友達です。」たくさんの拍手とあったかい笑顔に迎えられて、とてもありがたく嬉しかったです。

その後からは、息子を見かけるとみんな駆け寄って来て仲良くしてくれるようになりました。障がいのことをわかってもらえると、こんなに雰囲気が変わるのだと、心が明るくなりました。息子も同年代のお友達に囲まれてとても嬉しそうです。

最近では医療的ケア児がメディアに出ることも増えたので、少し変わったかなと思っていましたが、親の会の意見を聞くと相変わらず差別的な言動に悩んでいる声が聞かれます。

障がいや病気で一般の人たちとは違って見えてもみんな一生懸命生きています。

障害者差別解消法、医療的ケア児支援法等が施行され、時代はどんどん進んでいます。今は札幌の街を車いすで走る人もたくさんいます。バリアフリーが進み、私たちの行くところも広がっています。心のバリアフリーも進んで、あったかい世界がどうか少しでも大きくなりますように。

ときざき ゆみ
時崎 由美

- 札幌地区重症心身障害児（者）を守る会 医療的ケア WG 副リーダー
- 札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会 委員
- 出産前はフリー司会者として活動
- 令和2年保育士資格取得



第4章 障がい者施策の推進（障がい者計画等）

札幌市障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画であり、札幌市における障がい者施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本施策に応じて、施策の柱ごとに重点取組を規定するものです。

なお、障がい者施策は、札幌市障がい者計画のほか、札幌市障害者文化芸術活動推進計画及び札幌市読書バリアフリー推進計画をもって推進していきます。

※ 取組における区分の考え方は以下のとおりとし、第5章の成果目標の達成に資する特に重要な取組を重点取組としています。

継続	さっぽろ障がい者プラン2024から取り組んでおり、同様の事業内容で取り組むもの
拡充	さっぽろ障がい者プラン2024から取り組んでおり、事業内容を拡大・充実させて取り組むもの
新規	さっぽろ障がい者プラン2024では掲載されておらず、さっぽろ障がい者プラン2024改訂版において、初めて掲載するもの（事業開始時期によりません）

現状認識

社会のあらゆる場面における障がい者を理由とする差別の解消を進めるため、様々な主体の取り組みと連携を図りつつ、「障害者差別解消法」の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開する必要があります。

2021年には「障害者差別解消法」が改正され、事業者による障がいのある方への合理的配慮の提供が法的義務化されました。行政機関等や事業者においては、事務・事業を行うに当たり、障がいのある方から何らかの配慮を求められた場合、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮を行うことが求められます。

合理的配慮の提供にあたっては、障がいのある方と事業者との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、ともに対応案を検討していくことが重要です。

障がいのある方が地域で安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度の利用支援や「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」の適切な運用のほか、障がいのある方の権利侵害の防止に関する相談体制の充実等に取り組むことなど、障がいのある方の権利擁護のための取組を進めていくことが重要です。

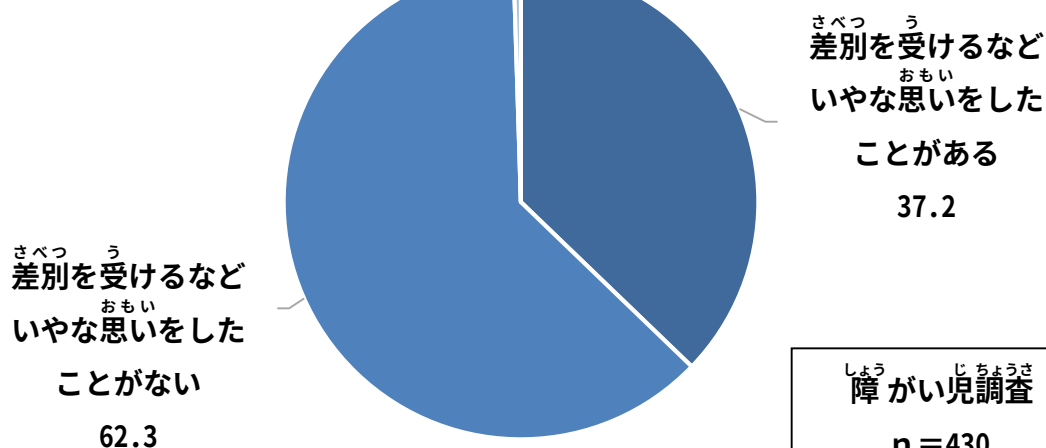
※グラフにおける「n」は、当該設問の回答者総数を示すものです。

● 2025年度札幌市 障がい児者実態等調査結果 ●

およそ4割近い障がい児に差別経験がある

障がい児における差別経験の有無 (%)

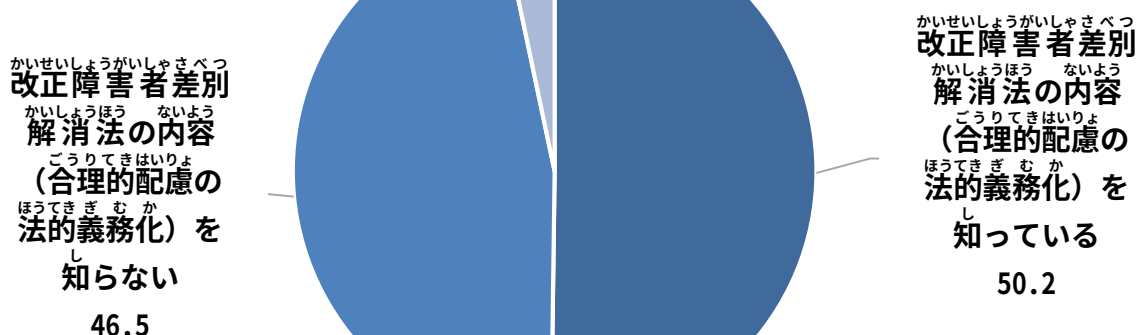
無回答 0.5



企業における合理的配慮の法的義務化の認知度は5割程度

企業における改正障害者差別解消法の認知度 (%)

無回答 3.3



(1) 障がい者を理由とする差別の解消の推進

- 「障害者差別解消法」の啓発・広報に努め、市民や事業者の理解を促進します。
- 「札幌市共生社会推進協議会」の開催を通じて、障がいがある方の日常生活を支える関係機関による自主的な差別の解消の取組を推進し、障がいのある方が地域で安心して生活する環境づくりを目指します。
- 様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションを取り、支え合うことを指す「心のバリアフリー」の普及啓発を図ります。

とりくみ 取組	とりくみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
市民向けフォーラムの実施	障害者差別解消法の周知にかかるフォーラムを実施し、広く市民に対して、障害者差別解消法の内容を周知するとともに、障がい等への理解促進を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
札幌市共生社会推進協議会の開催	札幌市、国、北海道、医療、事業者、福祉関係者など、障がいがある方の日常生活を支える関係機関や障がい当事者（家族を含む。）によって、定期的に障害者差別解消法に係る相談事例や取組内容等について情報共有や協議を行うことで、それぞれの機関の自主的な取組を推進し、障がいがある方が地域で安心して生活できる環境づくりを行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
ヘルプマークやヘルプカードの普及を通じた内部障がいや認知症などの理解促進	難病や内部障がい、認知症など外見上分かりづらい障がいのある方にヘルプマークをお持ちいただくことで、周囲の人たちが配慮を提供しやすい環境づくりを推進していきます。また災害時など、いざというときに必要な配慮事項を記載したヘルプカードとあわせて、広めていきます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障害者週間記念事業の実施	障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者の社会参加を一層促進するため、障害者週間（12月3～9日）の期間中、啓発事業等を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針改訂版の周知啓発	改正障害者差別解消法により実施が求められている事項等について、札幌市の率先した取組を広く市民に周知することにより、札幌市民全体で障がいを理由とする差別の解消を推進するため「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針改訂版」の周知啓発を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法の しゅうけいはつ 周知啓発	しょうがいしゃさべつかいしょうほう しゅうち もくてき 障害者差別解消法の周知を目的としたポスター・チラシ等の掲示・配架により、市民や事業者等への理解を促します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけん ふく しぶ 障がい保健福祉部
こころ 心のバリアフリーの でまえこうざ じっし 出前講座の実施	「こころのバリアフリー」をテーマとして、しょうがいについて理解を深めることを目的に、障害者差別解消法にも触れつつ、障がいの特性や配慮の方法などについて説明する出前講座を実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけん ふく しぶ 障がい保健福祉部
こころ 心のバリアフリーガイ ドのはいふ 配布	しょうがいの特性や配慮の方法を紹介したガイドブック「こころのバリアフリーガイド」を作成・配布するほか、子ども向けのガイドブック「こころのバリアフリーガイドわかりやすい版」を市内のしょうがっこう 4年生全員へ、「こころのバリアフリーガイド中学生用」を市内の中学校 3年生全員へ配布します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけん ふく しぶ 障がい保健福祉部
こころ 心のバリアフリー研 けんしゅう 修のはいふ 実施 重点取組	「こころのバリアフリー」について学び、実践にかなげることを目的として、市民、企業などを対象に「札幌市心のバリアフリー研修」を実施します。 また、しょうがいのある子どもやしょうがいのない子ども、その保護者が共同で楽しみながらこころのバリアフリーについて学ぶ機会を提供します。	かくじゅう 拡充	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけん ふく しぶ 障がい保健福祉部
たよう ばいたい かつよう 多様な媒体を活用した こころ 心のバリアフリーの ふきゅうけいはつ 普及啓発	がいどう ビジョンにおけるコマーシャル放映、地下鉄車内ステッカー掲出などにより、こころのバリアフリーの普及啓発の促進を図ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけん ふく しぶ 障がい保健福祉部

(2) 行政サービス等における合理的配慮の提供及び合理的配慮を受けやすくする 環境の整備

- 札幌市職員に対し、「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領改訂版」に基づく職場研修を実施することで、法律の理解促進及び適切な対応能力の向上を図ります。
- 障がいのある方が円滑にその権利を行使できるよう、行政において必要な環境の整備やそれぞれの障がいの特性に応じた合理的な配慮の提供を行える環境の整備を図ります。

とり組み 取組	とり組みがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
しよくいんけんしゅう じっし 職員研修の実施	職場研修等を通じ、札幌市職員に対して しょうがいしゃさべつかいしやうほう 障害者差別解消法や、障がい者理解の促進を はか 図ることで、各職場における障がいのある人へ の配慮を徹底していきます。また、市役所の内外 を問わず、対応事例等を蓄積し、共有すること で、市役所組織全体として、障がいのある方へ の対応力の向上を図ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
きょうせいしやかい じつげん む 共生社会の実現に向け た札幌市職員の接遇 要領改訂版の理解促進	改正障害者差別解消法の対応の一環として、 障がいのある方に対する接遇の姿勢など、 札幌市職員が遵守すべき服務規律を定めた 「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇 要領改訂版」の市役所内における理解促進を図 ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
かいぎとう 会議等における配慮	障がいのある方が参加する会議等においては、 障がい種別に応じた情報提供やコミュニケー ションに配慮するよう努めます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
きょうしよくいん む けんしゅう 教職員向け研修	校長や教員が子どもの権利についてより一層 理解することができるように、新任管理職研修 や初任段階における研修（1年次）、専門研修 などで子どもの権利に関する講義を行うととも に、学校生活に困りを感じている子どもの理解と 支援に関連した演習などを行います。	けいぞく 継続	きょういくいんかい 教育委員会 がっこうきょういくぶ 学校教育部

とり組み 取組	とり組みがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
せんきょ 選挙における配慮	さつぽろしぎ かいぎ いんせんきょおよ ざつぽろしちようせんきょ せんきょ 札幌市議会議員選挙及び札幌市長選挙では選挙 こうほうぜんぶん 点をく せんきょ おし おんやく 公報全文を点訳した選挙のお知らせと音訳した おんせいばん せんきょ し かんけいせたい はいふ 音声版の選挙のお知らせを関係世帯に配布しま す。また、とうひようじよ かいそ てんじ 候補者名簿・点字器・老眼鏡・文鎖・ コミュニケーションボード等の常備など、障が いのある方に配慮した投票環境を整備すると もに、せんきょにん みづか いし もと とうひよう 選挙人が自らの意思に基づき投票できる よう、様々な配慮を行います。	けいぞく 継続	せんきょかんりいいんかい 選挙管理委員会 じむきょく 事務局

(3) けんりようごとう すいしん 権利擁護等の推進

- かくしゅ そうだんまどぐち しょうかい けんりようご かか けいはつ こうほう つと
各種の相談窓口の紹介など権利擁護に係る啓発・広報に努めます。
- しょう しょう かつたほんにん たい い し けつていしえん ふ じ こ けつてい そんなちよう かんてん い し
障がいのある方本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、意思
けつていしえん ふきゅう はか せいねんこうけんせいど てきせつ りよう そくしん む とり組み
決定支援ガイドラインの普及を図るとともに、成年後見制度の適切な利用の促進に向けた取組
すす
を進めます。
- しょうがいしやきほんほう ほっかいどうしょう しゃおよ しょう じ けんりようごなら しょう しゃおよ しょう
「障害者基本法」、「北海道障がい者及び障がい児の権利擁護並びに障がい者及び障が
い児が暮らしやすい地域づくりの推進に関する条例（北海道障がい者条例）」などの制度の
ふきゅう はか しょう かつた たい けんりようご かか けいはつ つと
普及を図り、障がいのある方に対する権利擁護に係る啓発に努めます。
- さいがいはっせい じ ひなんばしよ さまざま しょう とくせい おう はいりよ しえん しょう
災害発生時や避難場所において、様々な障がい特性に応じた配慮や支援ができるよう、障
かた けんりようご はか
がいのある方への権利擁護を図ります。

とり組み 取組	とり組みがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
しょう しょう しょうだん 障がい者あんしん相談 運営事業	しょう かつたがた けんり まも く おうえん 障がいのある方々の権利を守り、暮らしを応援 するために、 しょうだんいん さまざま そうだん おう 相談員が様々な相談に応じていま す。内容に応じて、弁護士による無料法律相談も おこな 行っています。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけん ふく しぶ 障がい保健福祉部
せいねんこうけんせいど りよう しえん 成年後見制度利用支援 事業	はんだんのうりよく ふじゅうぶん ちてきしやう しゃおよ 判断能力が不十分となった知的障がい者及び せいしんしょう しゃ ざいさんかんり しんじょうかんご 精神障がい者が財産管理や身上監護における ほご ひつよう しんどうない せいねんこうけんせいど 保護が必要となり、4親等内に成年後見制度の もうした をする しんぞく ばあい しちよう かい 申立てをする親族がいない場合に、市長が家庭 さいばんしよ たい せいねんこうけんかいし しんぱんもうした おこな 裁判所に対し成年後見開始の審判申立てを 行い ます。また、けいざいてきり ゆう せいねんこうけんせいど 経済的理由により成年後見制度の りよう しさん しゅうにゅうどう 利用ができないことがないよう資産・収入等の ようけん がいどう かつた たい しんぱんせいきゅうひようおよ 要件に該当した方に対して、審判請求費用及び せいねんこうけんにんどう ほうしゅう じよせい おこな 成年後見人等の報酬の助成を行います。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけん ふく しぶ 障がい保健福祉部

とりぐみ 取組	とりぐみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
ほっかいどうしょう 北海道障がい者条例の 普及	ほっかいどう かんけいき かん れんけい しょう かた 北海道や関係機関と連携し、障がいのある方の 権利の擁護と障がいのある方が暮らしやすい 地域づくりの推進を図るために制定された 「北海道障がい者条例」の普及に努め、地域に おける権利擁護を含めた相談体制の充実を図り ます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
ふくしひなんぼしょ うんえいたいせい 福祉避難場所の運営体制 強化	しょう かた こうれいしゃ など いっぱん ひなんじょ 障がいのある方や高齢者など、一般の避難所で の生活が困難な人たちのために、社会福祉施設等 の福祉避難所の拡充や人的体制の強化、制度 周知などを行います。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
こべつひなんけいかく さくせい 個別避難計画の作成の 推進	じゅうど しょう かた さいがいじ ひなん とく 重度の障がいのある方など、災害時の避難に特 に手助けが必要な方（避難行動要支援者）のう ち、災害の危険度の高いところに住んでいるな ど、災害が発生した時のリスクの高い方のうち 同意が得られた方について、個別避難計画の作成 を推進します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく そうむぶ 保健福祉局総務部 こうれいほけんふくしぶ 高齢保健福祉部 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部 ほけんじょ 保健所

(4) しょう じ しゃぎやくたいぼうし すいしん 障がい児・者虐待防止の推進

- 「しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう どう かか けいはつ こうぼう つと
「障害者虐待防止法」等に係る啓発・広報に努めるとともに、しょう じ しゃぎやくたい かん
る相談体制の充実及び関係機関との連携による適切な支援を進めます。

とりぐみ 取組	とりぐみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
しょう しゃぎやくたいぼうし たいさく 障がい者虐待防止対策 等の推進	しょうがいしゃぎやくたいぼうしほう どう もと しょう しゃぎやくたい 障害者虐待防止法等に基づき、障がい者虐待 相談窓口において虐待通報・相談の受付を行う とともに、夜間・休日のための緊急窓口を設置 することにより、24時間365日の通報受付を行 います。 なお、令和6年度より市内精神科病院に係る 虐待通報についても同様に受付を開始しまし た。 また、通報受付後は、相談支援事業所をはじめと する関係機関との連携により、適切な支援を行 うとともに、緊急一時保護が必要な事案につ いては、市内の入所施設等との連携により、速や かな保護を行います。その他、セミナー等の 開催、啓発リーフレットの配布等により、障が い者虐待防止に関する普及・啓発を行い、 虐待予防や早期発見に努めます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
ぎゃくたいぼうし 虐待防止ネットワーク かいぎ かいさい 会議の開催	さっぽろし くに ほっかいどう いりよう けいさつ ふくし 札幌市、国、北海道、医療、警察、福祉などの かんけいきかん しょう どうじしゃ かぞく ふく 関係機関や障がい当事者（家族を含む。）によっ て、定期的（ていきてき）に、しょう じ しゃ ぎゃくたいぼうし 障がい児・者の虐待防止のため のじょうほうきょうゆう れんけいきょうか はか ぎゃくたい 情報共有や連携強化を図ることで、虐待の ぼうし ぎゃくたい う かた じんそく てきせつ 防止や、虐待を受けた方への迅速かつ適切な しえん かのう たいせいせいび おこな 支援を可能とする体制整備を行います。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけん ふく し ぶ 障がい保健福祉部

現状認識

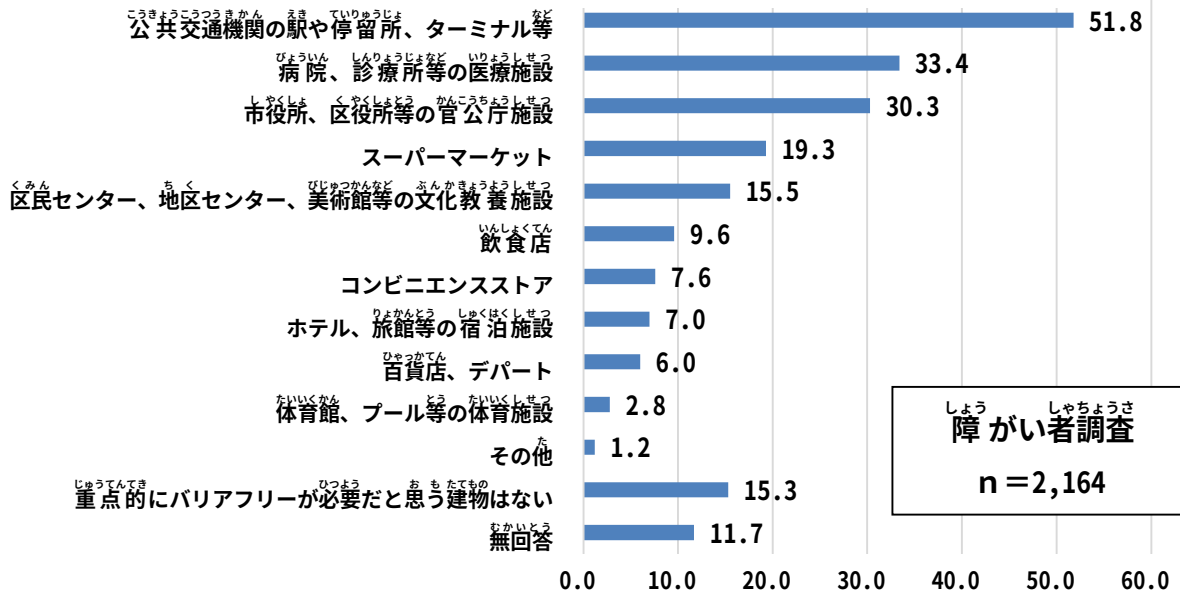
障がいのある方が地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい当事者等の意見を踏まえ、アクセシビリティに配慮した施設等の普及促進、障がいのある方が移動しやすい環境の整備、住環境の整備などユニバーサル施策について総合的に推進する必要があります。

障がいのある方の生活環境の整備にあたっては、札幌市福祉のまちづくり条例により、行政が市民や事業者等とともに考えながら、障がいのある方を含むすべての市民が安心して、快適に暮らし、あらゆる社会活動に参加できる福祉のまちづくりを推進していくことが重要です。

2022年に策定した「札幌市バリアフリー基本構想2022」に基づき、駅を中心とした地区や公共施設等が集まる55の重点整備地区を主として、札幌市全域のバリアフリー化を推進する必要があります。

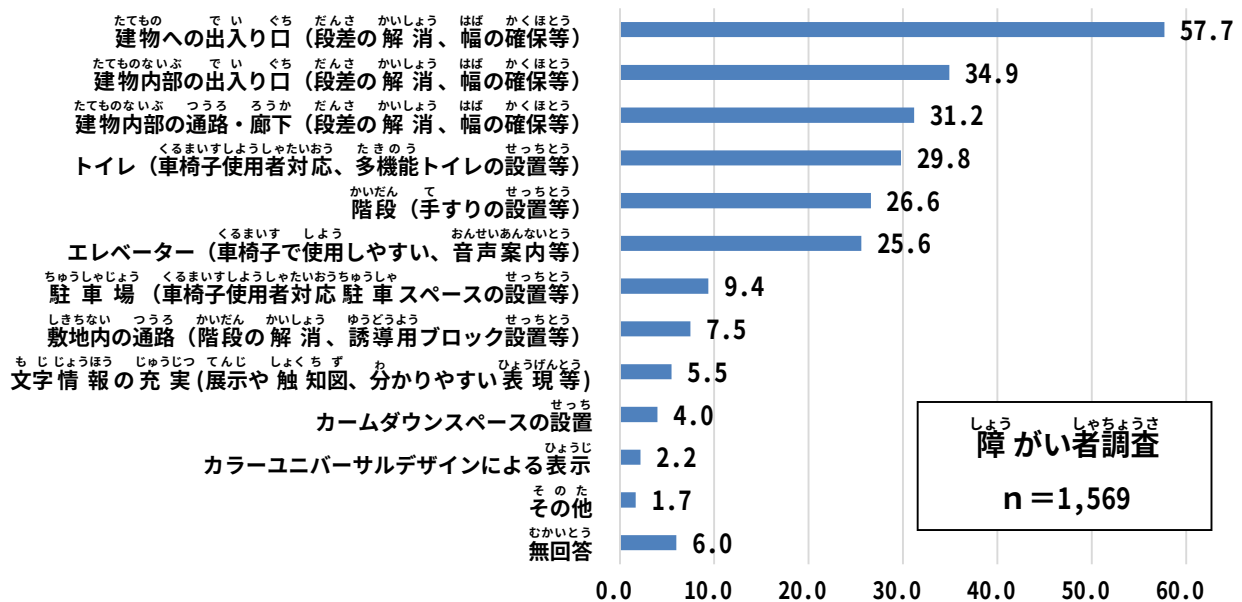
駅や医療施設、官公庁施設におけるバリアフリー化のニーズが高い

バリアフリー化が必要な施設 (%)



設備面では建物の出入口や通路などにおけるバリアフリー化が求められている

バリアフリー化が必要な設備 (%)



(1) 建築物のバリアフリー

- すべての市民が年間を通じて安全に安心して暮らすことができるよう、「高齢者、障害等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や札幌市福祉のまちづくり条例に基づき、建築物や公園等のバリアフリー化を進めます。

とり組み 取組	とり組みがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
ふくし 福祉のまちづくり推進 かいぎ 会議	すべての市民が安心して快適に暮らせるまちづくりを進めるため、市民や事業者等から幅広く意見を聞き、ともに考えながら、福祉のまちづくりを総合的に推進します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
やさ 優しさと思いやりの バリアフリーの推進	札幌市が新たに施設を整備する際に、障がいのある方や高齢の方の目や感覚で確認していく「公共施設のバリアフリーチェックシステム」と、多くの人が利用する建築物での事故を未然に防ぎ、障がいのある方や高齢の方にとって安全で使いやすい施設となるように、危険な施設を早期に発見するための「危険施設等通報システム」を実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
みんかんこうきょうてきせつ 民間公共的施設 ほじょじぎょう バリアフリー補助事業	障がいのある方や高齢の方などが安全で快適に利用できるよう、2,000㎡未満の小規模店舗や医療施設等を営む事業者に対して、バリアフリー整備のための改修費用を一部補助します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
さっぽろしふくし 札幌市福祉のまちづくり じょうれいせつせいびきじゅん 条例施設整備基準の しゅうち 周知を通じたバリアフ り ー化促進	札幌市福祉のまちづくり条例の整備基準について、その考え方を解説した施設整備ガイドブックの活用等により周知を行うとともに、必要に応じて整備基準やガイドブックの見直しを行い、障がいのある方などにとって使いやすい施設整備への理解を深めてもらうことでバリアフリー化を促進します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
こうきょうしせつ 公共施設バリアフリー 化促進事業	きそん しゅうけんちくぶつ 既存の市有建築物のうち、バリアフリー基本構想 2022 で定めた重点整備地区内の官公庁施設等 をはじめ、特別特定建築物（不特定かつ多数の者 が利用し、又は主として高齢者、障がいのある方 等が利用する建築物）のバリアフリー化を促進し ます。	けいぞく 継続	まちづくり政策局 ユニバーサル 推進室
しゅくはくしせつ 宿泊施設バリアフリー 化推進事業	しなしいしゅくはくしせつ 市内宿泊施設がバリアフリー化を目的に行う 客室改修等に必要経費の補助（ハード面の 支援）や、相談支援等（ソフト面の支援）を 実施することで、多様な観光客の受入環境 整備を進めます。	けいぞく 継続	けいざいかんこうきょく 経済観光局 観光MICE推進部
あんぜん あんしん こうえんさいせい 安全・安心な公園再整備 事業	しょう かい かた こうれい かた かいてき こうえん 障がいのある方や高齢の方などが快適に公園を 利用できるよう、出入口や園路における段差 解消や手すりの設置、車椅子利用者対応のトイ レや駐車スペースの整備等によるバリアフリー 化を進めます。	けいぞく 継続	けんせつきょく 建設局 みどりの推進部
こうえん 公園トイレユニバーサル デザイン化事業	こうれい かた くるまい すりようしゃ 高齢の方や車椅子利用者、オストメイト及び 乳幼児連れの利用等、多くの人の来園が見込まれ る主要公園等のトイレについて、バリアフリー化 に加えて、和式便所の洋式化や利便設備 （乳幼児用設備・オストメイト用設備等）の整備 を進めるとともに、誰にでも分かりやすいサイン の設置等によるユニバーサルデザイン化を進めま す。	けいぞく 継続	けんせつきょく 建設局 みどりの推進部
がっこうしせつ 学校施設バリアフリー化 整備事業	すべの こどもが あんしんして 学ぶことができる 環境を整えるため、学校施設のバリアフリー化 を推進し、段差解消やバリアフリースイレの 整備、要配慮児童生徒等在籍校及び進学予定校へ のエレベーターの整備を行います。	けいぞく 継続	きょういくいいんかい 教育委員会 がっこうしえんたんとうぶ 学校支援担当部

(2) 移動のバリアフリー

- より多くの人が安全・快適に移動できるユニバーサルデザインによるまちづくりを進めます。

とりくみ 取組	とりくみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
かんみんれんけい 官民連携によるシームレ スで快適な移動サービス の提供に向けた取組	かんみんれんけい 官民連携により、車椅子等で移動できるバリア フリー経路の情報発信を促進するとともに、 かいじょていはいどう じょうほう こと こうつうきかん あいだ 介助手配等の情報を異なる交通機関の間で きょうゆう しく こうちく 共有できる仕組みを構築するなどにより、四季 を通過して円滑に移動することができるサービスの じつげん めざ 実現を目指します。	けいぞく 継続	まちづくり政策局 ユニバーサル 推進室
こうつう 交通バリアフリー推進 事業	しょう がいのある方や高齢の方などが公共交通機関 を利用して移動する際の利便性及び安全性の こうじょう しょう せん はか こうきょうこうつうじぎょうしゃ おこな 向上の促進を図るため、公共交通事業者が行 うバリアフリー化整備について補助を行い、各 しせつかんりしゃ れんけい とりくみ すす 施設管理者と連携しながら取組を進めます。	けいぞく 継続	まちづくり政策局 そうごうこうつうけいかくぶ 総合交通計画部
ユニバーサルデザインタ クシー導入費補助事業	くるまいすししょうしゃ かぎ あしこし よわ こうれいしゃ 車椅子使用者に限らず、足腰の弱い高齢者、 にんさんぶ しょう ひとなど だれ 妊産婦、ベビーカーを使用している人等、誰もが りよう こうそう 利用しやすい構造のユニバーサルデザインタクシ ーの普及促進を図るため、タクシー事業者等の購 にゅうひよう たい しょうきん こうふ 入費用に対して、補助金を交付します。	けいぞく 継続	まちづくり政策局 そうごうこうつうけいかくぶ 総合交通計画部
あんぜん じてんしゃりようかんきょう 安全な自転車利用環境 の推進	ほどうじょう ほうこうしゃ こうさく めいわくちゅうりん 歩道上における歩行者との交錯や迷惑駐輪によ る歩行環境の悪化などの課題を踏まえ、障がい のある方をはじめとする全ての市民が、安全・ あんしん つうこう じてんしゃりようかんきょう じつげん 安心して通行できる自転車利用環境を実現するた め、「自転車通行位置の明確化」、「総合的な駐輪 たいさく すいしん こうかてき しゅうち 対策の推進」、「ルール・マナーの効果的な周知と けいはつ はか 啓発」を図ります。	けいぞく 継続	しみんぶんかきょく 市民文化局 ちいきしんこうぶ 地域振興部 けんせつぎよくそうむぶ 建設局総務部
ほどう 歩道バリアフリー整備 事業	だれ かんしんして ほこう ほどう ていきょう 誰もが安心して歩行できる歩道を提供するた め、重点的に整備すべき地区の生活関連経路 じゅうてんてき せいび ちく せいかつかんれんけいろ の歩道のバリアフリー化を推進します。	けいぞく 継続	けんせつぎよくとほくぶ 建設局土木部

とりくみ 取組	とりくみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
ちかてつ しでん 地下鉄・市電における あんぜんたいさくとう 安全対策等	ちかてつりようきやく たい しせつとう りようほうほう しゅうち 地下鉄利用客に対する施設等の利用方法の周知 や、マナー じょうじょうとう よ 向上等と呼びかけるなど、障がいのある方や高齢の方などが安全で安心して地下鉄を利用できるよう取組を進めます。また、路面電車 ちようめんでんしゃ 停留場のバリアフリー化や新型低床車両 ちようめんでんしゃ 導入を進めるなど、すべての人にやさしい施設整備を行います。	けいぞく 継続	こうつうきょく 交通局 こうそくてんしゃぶ 高速電車部
ちかてつ えきりょく 地下鉄駅旅客用トイレ かいりようじぎょう 改良事業	いっていいじょう ひろ と いれ だんじょかく 1 か所へのオスト 一定以上の広さのトイレ男女各1か所へのオスト メイト設置（バリアフリースペースの機能分散） や、バリアフリースペース内へのユニバーサルシート設置（スペースに応じて検討）等により、くるまいすりようしゃ 車椅子利用者や障がいのある方が安心して御利用いただけるための付加価値機能を付けた改修を行います。	けいぞく 継続	こうつうきょく 交通局 こうそくてんしゃぶ 高速電車部
ちかてつ しゃりょう 地下鉄車両とホームの だんさ すきま しゅうくしやう 段差隙間縮小に向けた ホーム改良事業	ちかてつ しゃりょう だんさ およ すすま 地下鉄車両と車両の段差及び隙間について、 多くの車椅子利用者等の円滑な移動を可能とすることを目的に、単独で列車を乗降しやすいプラットホームとするための段差・隙間を縮小するホーム改良工事を行います。	けいぞく 継続	こうつうきょく 交通局 こうそくてんしゃぶ 高速電車部

(3) 住まいのバリアフリー

- 障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、グループホームの整備等により住環境の充実を図るとともに、地域や住宅関係事業者等に対し、障がいのある方への理解を促進します。

とりくみ 取組	とりくみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
グループホームの整備 すいしん 推進	じゅうど しやう かた う い 重度の障がいのある方を受け入れるグループホームの新築整備費の一部に補助を行うことにより整備を推進し、地域における居住の場の充実を目指します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しやう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
にちじようせいかつようぐ きゅうふ 日常生活用具の給付	ざいたく しやう かたまた なんびょうかんじやとう たいしやう 在宅の障がいのある方又は難病患者等を対象に、日常生活の利便を図るために移動用リフト、移動・移乗支援用具など日常生活用具の給付を行います。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しやう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
じゅうたくかく ほうようはいりよしや たい 住宅確保要配慮者に対 する居住の安定確保の とりくみ 取組	しょう がいのある方などに対し、しえいじゅうたくにゆうきよしや 障がいのある方などに対し、市営住宅入居者 募集の抽選時に優遇を行っています。また、みんかん 住宅を含む住宅市場全体で住宅セーフティネ ット（安全網）を構築し、入居から退去までをサ ポートする相談体制の充実などにより、こうれい ひと や障がいのある人など、じゅうたくかく ほうようはいりよしや 住宅確保要配慮者の 居住の安定確保を目指します。	けいぞく 継続	としきょく 都市局 しがいちせいびぶ 市街地整備部
くるまいすしょうしやむけしえい 車椅子使用者向け市営 住宅の整備	こうじょうてき くるまいす しょう がいのある方 恒常的に車椅子を使用している障がいのある方 のための住戸を、しえいじゅうたくのいちぶ せいび 市営住宅の一部に整備します。	けいぞく 継続	としきょく 都市局 しがいちせいびぶ 市街地整備部

現状認識

札幌市では、障がいの特性に応じた手段により、情報の取得やコミュニケーションしやすい環境の整備に向けて、2017年に「札幌市障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（障がい者コミュニケーション条例）」を施行しており、この条例に基づき、障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用を促進することで、情報アクセシビリティの向上を推進するとともに、意思疎通支援を充実していく必要があります。

さらに2018年には「札幌市手話言語条例」を施行しました。条例では、手話は音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動き、表情などにより表現される言語であると定めており、こうした認識を普及していくことが重要です。

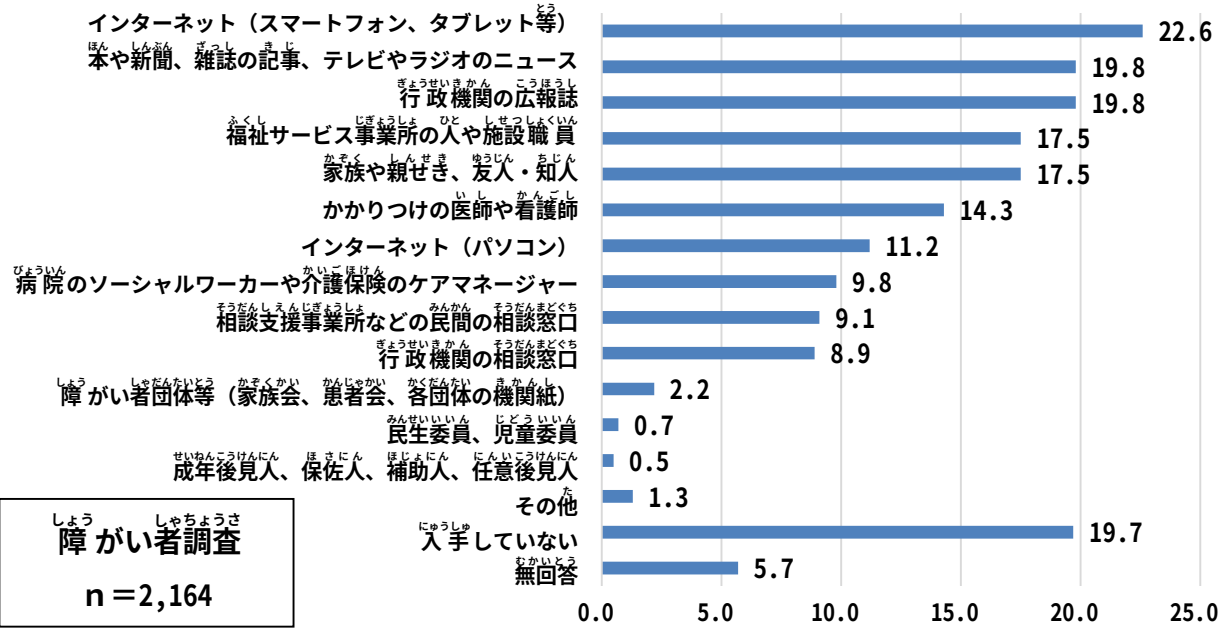
国では2022年、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されたほか、2025年には「手話に関する施策の推進に関する法律」が施行されました。

これらの法律に基づき、障がいのある方が必要な情報に円滑にアクセスし、意思疎通を行うことができるよう、様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実を、一層進めていくことが重要です。

障がいのある方が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保や支援機器の提供のほか、より分かりやすい情報伝達のため、IT機器の活用配慮した広報手段の拡充など、様々な障がいに配慮した情報提供等の取組を通じて意思疎通支援の充実を図る必要があります。

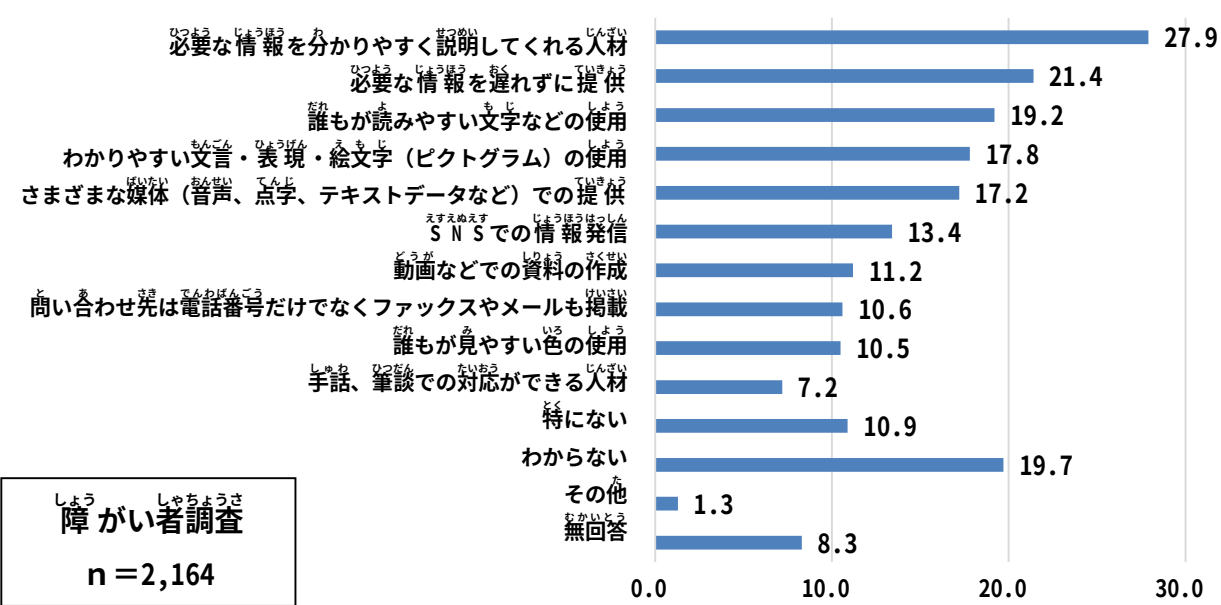
スマートフォン・タブレット等で情報取得する方が多い

障害福祉サービス等に関する情報の入手先 (%)



障がいのある方における情報の取得を支援する人材の育成が必要

情報を入手する上で必要とする配慮 (%)



(1) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の理解促進

- 手話や要約筆記、点字、平易な表現など、障がいの特性に応じた様々なコミュニケーション手段や心のバリアフリーについて、広く市民の理解を促進します。

とり組み 取組	とり組みがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
コミュニケーション手段 に関する普及啓発	障がい特性に応じたコミュニケーション手段の 内容や、それぞれの手段を必要とする方の障が いの特性、必要とする配慮などについて、ホーム ページやパンフレット、動画などにより分かりや すく周知していきます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
手話が言語であること についての普及啓発	手話が日本語などの音声言語とは異なる独自の 言語であることについて、より多くの市民に理解 が広がるよう、ホームページやパンフレット、 動画など、様々な媒体を活用し、分かりやすい 普及啓発を行います。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
コミュニケーション手段 を学ぶ機会の提供	より多くの市民に障がい特性に応じたコミュニ ケーション手段を学んでいただくため、講習会 や出前講座などを開催します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
コミュニケーション手段 を学ぶ取組への支援	市民が自主的に障がい特性に応じたコミュニ ケーション手段を学ぶ取組を支援するため、札幌市 のホームページにおけるサークル活動の紹介等 の取組を行います。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
心のバリアフリーの 出前講座の実施 【再掲】	「心のバリアフリー」をテーマとして障がい について理解を深めることを目的に、障害者差別 解消法にも触れつつ障がいの特性や配慮の方法 などについて説明する出前講座を実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
心のバリアフリーガイ ドの配布【再掲】	障がいの特性や配慮の方法を細かく紹介したガ イドブック「心のバリアフリーガイド」を 作成・配布するほか、子ども向けのガイドブック 「心のバリアフリーガイドわかりやすい版」を 市内の小中学校4年生全員へ、「心のバリアフ リーガイド中学生用」を市内の中中学校3年生全員 へ配布します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部

とりくみ 取組	とりくみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
こころのバリアフリー けんしゅう 心 のバリアフリー研修 の実施【再掲】 重点取組	「心 のバリアフリー 」について学び、実践につ ながれることを目的として、市民、企業などを 対象に「札幌市心 のバリアフリー 研修」を 実施します。 また、障がいのある子どもや障がいのない子ど も、その保護者が共同で楽しみながら心 のバ リアフリー について学ぶ機会を提供します。	かくじゅう 拡充	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
たよう ばいたい かつよう 多様な媒体を活用した こころのバリアフリーの 普及啓発【再掲】	がいとう 街頭ビジョンにおけるコマーシャル放映、地下鉄 しゃない 車内ステッカー掲出などにより、心 のバリアフ リー の普及啓発の促進を図ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部

(2) 障がい特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進

- 障がいのある方が、障がい特性に応じたコミュニケーション手段や用具を円滑に利用できるよう、取組を進めます。
- 障がいのある方に対して、必要なコミュニケーション支援が行えるよう、支援者の確保に努めます。

とりくみ 取組	とりくみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
い し そつう しえんしゃ こういき 意思疎通支援者の広域 派遣	しみん さつぽろ し がい 市民が札幌市外において手話通訳等の意思疎通を 必要とする場合に、他自治体の協力を得て、現地 の支援者を派遣する取組を実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
く やくしやう 区役所等でのコミュニケ ーション支援機器の配置	ちょうかく ほつわ こんなん かた ぎやうせい てつづ えんかつ 聴覚や発話に困難のある方の行政手続きを円滑 に行うため、区役所等に設置したタブレット端末 を使用して、遠隔手話通訳や、音声認識アプリケ ーションによる音声情報の文字化を行うほか、 窓口職員の発言を文字化し、その内容を透明パネ ルに表示する「リアルタイム字幕ディスプレイ」 の活用を進めます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
ごうりてきはいりよ かん 合理的配慮に関する 環境整備に対する支援	しょう たい せい 障がい特性に応じたコミュニケーション手段に 関する合理的配慮を提供しやすい環境を整備す るため、事業者を支援します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
コミュニケーション 支援者の確保及び養成	しゅわつう やくしや しょうやく ひつきしや しえんしゃ しょうせい 手話通訳者や要約筆記者などの支援者を養成する ための講座等を開催します。また、必要なコミュ ニケーション支援が行えるよう、支援者の確保 に努めます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部

とりぐみ 取組	とりぐみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
こ 子どもの補聴器購入費等 じょせいじぎょう かくじゅう 助成事業の拡 充	しんたいしょうがいしやてちよう こうふたいしょう けいど 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・ ちゅうどうなんちようじ ほごしや たい ほちようきこうにゅうどう 中等度難聴児の保護者に対し、補聴器購入等の ひよう じょせい 費用を助成します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしふ 障 がい保健福祉部
しかく 視覚での認識が困難な方 しえん への支援	ちゅうおうとしょかん ろくおんとしよ てんじとしよ せんもんでき と 中央図書館と録音図書や点字図書を専門的に取 りあつか しょうかくしやう しやじようほう じようほう 扱う視聴覚障がい者情報センターが情報を きようゆう りようせつ れんけい しかく しょう 共有するなど、両施設が連携して視覚に障 がい のある方への支援を行ってきました。今後も、目 で文字を読むことが困難な方に対して、利用され る方の障 がいの状態に応じた適切なご案内が で き やくだ じようほう はっしん さら しえん 出来るよう、役立つ情報の発信など、更なる支援 をおこな います。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしふ 障 がい保健福祉部 きよういくいいんかい 教育委員会 ちゅうおうとしょかん 中央図書館
どくしよかつどう すいしん 読書活動の推進に と く ひと れんけい 取り組む人との連携	にゅうようじ こうれいしや しょう かた だれ 乳幼児から高齢者、障 がいがある方など、誰もが ほん した かんきよう せいび もくてき 本に親しめる環境を整備することを目的にボラ ンティアと図書館、関連施設との連携を図ってい きます。また、そのためのこうしゅうかい けんしゅうかい かいさい 講習会や研修会を開催 し、ボランティアの資質向上や新たなボランティ アの育成に努めます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく そうむぶ 保健福祉局総務部 しょう ほけんふくしふ 障 がい保健福祉部
とくべつ しえん しょう こ 特別な支援を要する子ど も読書環境の充実	としょかんりよう こんなん ともな こ 図書館利用に困難を伴う子どもたちについて は、ひとりひとりに応じた読書活動の支援が求められ ます。図書館では、個々のニーズに応じた効果的 な支援を整備・充実させるため、視聴覚障がい しやじようほう れんけい さら すいしん 者情報センターなどとの連携を更に推進すると ともに、だいかつじほん さまざま しょう たいおう 大活字本など様々な障 がいに対応した 本の収 集に努めるなど、サービスの在り方につ いてけんとう すず 検討を進めます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしふ 障 がい保健福祉部 きよういくいいんかい 教育委員会 ちゅうおうとしょかん 中央図書館
しゅわそうだん 手話相談（コミュニケー ション支援）を活用した しょうひせいかつそうだん 消費生活相談	ちようかくしやう かた しょうひせいかつそうだん おどず 聴 覚障 がいのある方が消費生活相談に訪れた ばあい しゅわそうだん 場合に、手話相談（コミュニケーション支援）を りよう しゅわつうやくしや かい そうだん おこな 利用し手話通訳者を介して相談を行 うことで、 じんそく たいおう はか 迅速な対応を図ります。	けいぞく 継続	しみんぶんかきよく 市民文化局 しみんせいかつづ 市民生活部
あら だくしよき かい そうしゅつ 新たな読書機会の創 出	たよう じじよう らいかんじかん かくほ こんなん かた 多様な事情により来館時間の確保が困難な方など へのサービスを充実させるため、でんしとしょかん りようそくしん とく 利用促進に取り組みます。	けいぞく 継続	きよういくいいんかい 教育委員会 ちゅうおうとしょかん 中央図書館

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
とくべつ しえん よう かた 特別な支援を要する方へ のサービスの充実	しょう がい とう いったんてき としよ ほんどく としよ しせつ 障がい等により一般的な図書や図書施設の 利用に困難を抱える方の読書環境を整備する ための支援策等について検討を進めるとともに、 かんけいぶきょくとう れんけい ふか じゅうじつ はか 関係部局等との連携を深め、サービスの充実を図 ります。	けいぞく 継続	きょういくいいんかい 教育委員会 ちゅうおうとしよかん 中央図書館
せんきょ はいりょ 選挙における配慮 さいけい 【再掲】	さつぽろしぎかい いんせんきょおよ さつぽろしちやうせんきょ 札幌市議会議員選挙及び札幌市長選挙では選挙 公報全文を点訳した選挙のお知らせと音訳した 音声版の選挙のお知らせを関係世帯に配布しま す。また、とうひょうじょ かいぞ てんじ こうほしや 投票所における介添えや、点字の候補者 めいぼ てんじき ろうがんきやう ぶんちん 名簿・点字器・老眼鏡・文鎮・コミュニケーショ ンボード等の常備など、しょう がいのある方に配慮し た投票環境を整備するとともに、選挙人が自ら の意思に基づき投票できるよう、さまざまな配慮を おこな 行います。	けいぞく 継続	せんきょかんりいいんかい 選挙管理委員会 じむきょく 事務局

(3) しょう がい はいりょ しせいじやうほう ぎやうせい ていきやう 障がいに配慮した市政情報や行政サービスの提供

- しょう がいのある方が市政に関する情報を取得、利用しやすいよう、しょう がい はいりょ しせい
じやうほう ていきやう りやうす
情報の提供や利用を進めます。

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
じやうほうほしやう かん 情報保障に関するハン ドブックの作成・活用	じやうほうしゅどく かん しょう 情報取得やコミュニケーションに関する障がい のある方が参加する会議等における配慮などをま とめたハンドブックを作成し、活用します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
しよくいんけんしゅう じっし 職員研修の実施 さいけい 【再掲】	しよくばけんしゅうとう つう さつぽろししよくいん たい 職場研修等を通じ、札幌市職員に対する しょうがいしゃさべつかいしやうほう しょう しゃりかい そくしん 障害者差別解消法や、障がい者理解の促進を はか かくしよくば しょう がいのある方へ 図ることで、各職場における障がいの 配慮を徹底していきます。また、市役所の内外 を問わず、たいおうしれいとう ちくせき きやうゆう 対応事例等を蓄積し、共有すること で、市役所組織全体として、しょう がいのある方へ たいおうりょく こうじやう はか 対応力の向上を図ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部

とりぐみ 取組	とりぐみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
ふくし とう さくせい 福祉ガイド等の作成・ はいふ かくしゅ そうだん まどぐち 配布、各種相談窓口の しょうかい 紹介	ふくし とう さくせい はいふ しょう 福祉ガイド等を作成・配布し、障がいのある方 が利用できる各種サービス等について広く周知を はか 図ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
てんじ おんせい じょうほう 点字・音声による情報 ていきょう 提供	しかく しょう かつた こうほう 視覚に障がいのある方のために、広報さっぽろの てんじばん てんじ ろくおんばん こえ 点字版「点字さっぽろ」、録音版「声のさっぽろ」 を發行するなど、市政情報の点字・音声による じょうほうていきょう じゅうじつ つと 情報提供の充実に努めます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
さまざま しょう はいりょ 様々な障がいに配慮し じょうほうていきょう た情報提供	とく しょう かくし かん 特に、障がい福祉に関するパンフレットやガイド ブックなどは、知的障がいのある方などにも分か りやすい表現に心がけ、漢字へのルビ、専門用語 とう ちゅうしゃく にじげん つと 等への注釈、二次元コードを付けるなど、読み やすくする工夫に努めます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
カラーユニバーサル デザインの推進 すいしん	ひと いろ かん かつた こと はいりょ 人によって色の感じ方が異なることに配慮し、 じょうほう ただ つた しょうしん こうほう かん 情報を正しく伝えるための指針として「広報に関 する色のガイドライン」を作成し、カラーユニバ ーサルデザインへの配慮に努めます。	けいぞく 継続	そうむきょくこうほうぶ 総務局広報部
しょう がい に はいりょ 障がいに配慮した エヌエヌエヌ SNSによる市政情報の はっしん 発信	しせいじょうほう ぎょうせい 市政情報や行政サービスについて、スマートフ ォンやパソコンでつうわ 通話やメッセージのやりとりが できるアプリ「LINE」や「X」などのSNSに よる広報媒体を活用するなど、障がいに配慮した じょうほうはっしん おこな 情報発信を行います。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
さっぽろしこうしき 札幌市公式ホームページ の管理運営 かんりうんえい	しょう かつた じょうほう え 障がいのある方がホームページから情報を得や すいよう、アクセシビリティ（使いやすさ）の更 なる向上を図るなど、ホームページ全体の使い がって こうじょう つと 勝手の向上に努めます。	けいぞく 継続	そうむきょくこうほうぶ 総務局広報部
じゅうみんひょう 住民票のオンライン しんせい せいきゅう 申請（請求）	さっぽろし じゅうみんひょう じたく じかん 札幌市の住民票を、ご自宅にしながら24時間 365日（※メンテナンス時を除く。）オンラインで しんせい せいきゅう 申請（請求）し、郵送で受け取ることができま す。	けいぞく 継続	でじたるせんりやく デジタル戦略 すいしんきょく 推進局スマートシ ティ推進部

(4) 情報通信技術による情報アクセシビリティの向上

- 障がいのある方が情報通信技術（インターネットなど）を利用することにより、支障なく情報伝達や情報取得ができるよう、支援を行います。

とり組み 取組	とり組みが 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
障がいのある方の情報 通信に関する支援（障 がい者ＩＣＴサポート センター）	障がいのある方の情報通信技術の利用機会や 活用能力の格差是正を図るための総合的な サービス提供拠点として、「障がい者ＩＣＴサ ポートセンター」を設置し、自立と社会参加を促進 することを目的に、ＩＣＴに関する利用相談や 情報提供、パソコン講習の開催、パソコンボラ ンティアの養成及び派遣を行います。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう しょう 障がい保健福祉部
障がい者 D X リスクリング事業	一般企業に就職後の障がい者が高度なＩＣＴ スキルを身につけ、D X人材として活躍する ためのリスクリング講座を実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう しょう 障がい保健福祉部

現状認識

障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現という理念にのっとり、全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合えるよう、障がいのある方に対する理解を一層深めていく必要があります。

障がいのある方が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとする、いわゆる「社会モデル」の考え方にに基づき、障がいに対する理解を一層推進するとともに、特に学童期から、障がいに対する理解が深まるような取組を進めることが重要です。

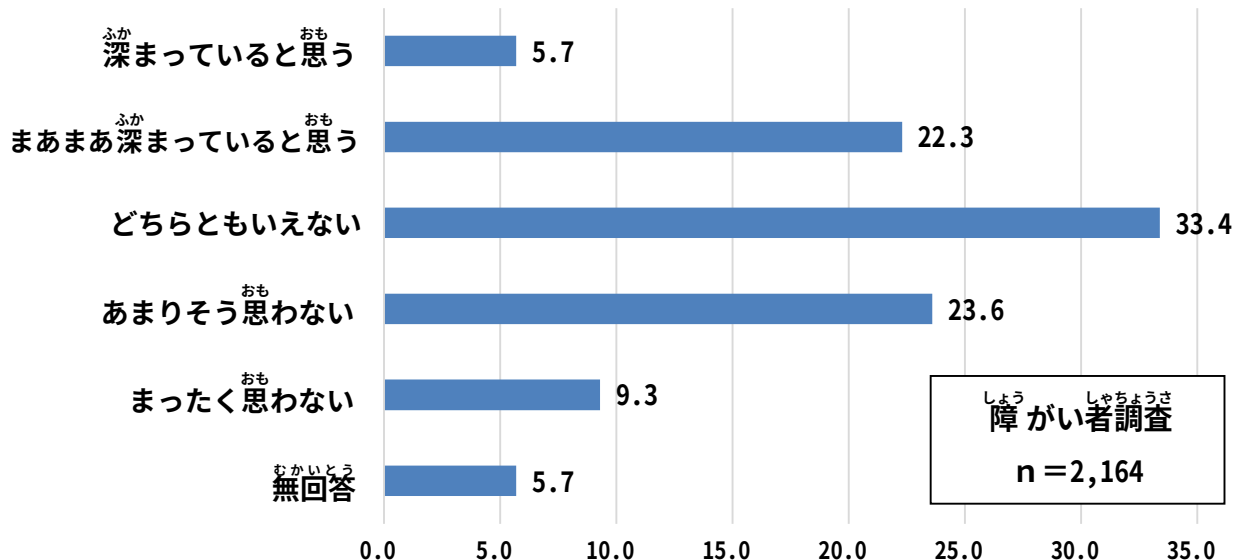
ヒアリング調査において「内部障がいや難病など外見からは分かりにくい障がいについて、外出先や就労場所等で理解を得られないケースがある。」との障がい当事者の御意見がありました。障がい特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るとともに、「心のバリアフリー」への理解を深めるための取組を継続して進めていく必要があります。

地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めるとともに、市民団体等の社会貢献活動に対する理解と協力を促進することが重要です。

● 2025年度札幌市障がい児者実態等調査結果 ●

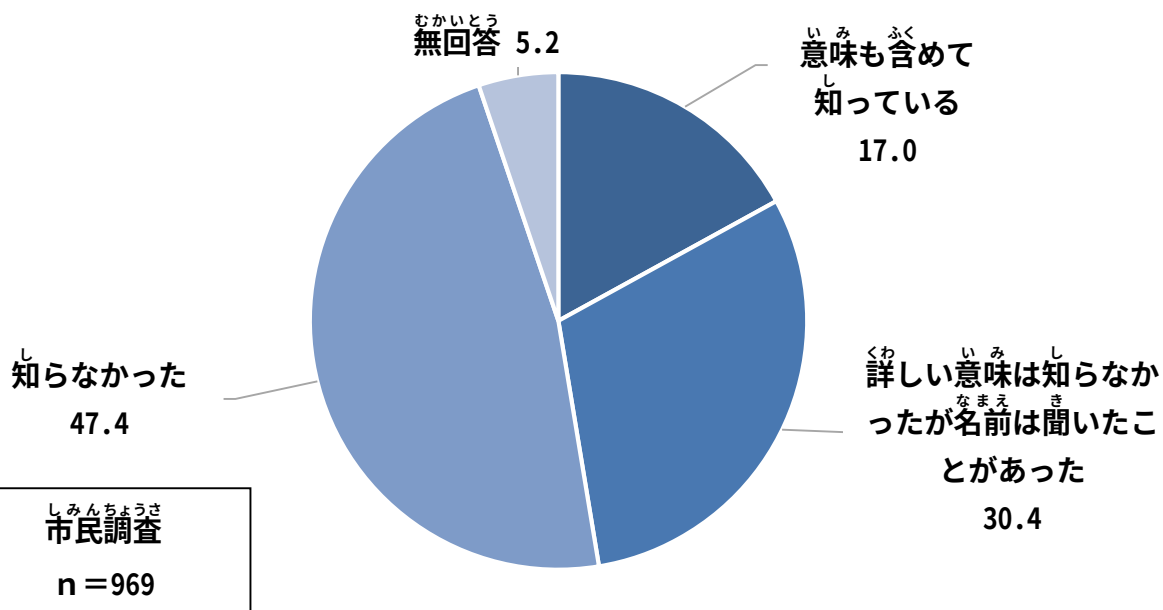
障がいのある方に対する市民の理解度を深めるための更なる取組が必要

障がいのある方に対する市民の理解度 (%)



市民の心のバリアフリーの認知度を高めるための更なる取組が必要

市民の心のバリアフリーの認知度 (%)



施策の柱

(1) 普及啓発活動・福祉教育などの推進

- 市民が地域と関わりを持ち、障がいのある方を地域全体で支えていくという意識が高まるよう、様々な手法を用いて、広く地域社会に対して障がい福祉に関する理解促進を図ります。
- 子どもの時から、障がいのある方に対する理解が深まるよう、福祉教育の充実を図ります。
- 障害者週間記念事業や文化・芸術イベント、その他様々な行事等を通じ、障がいのある方とない方の交流を促進します。

とりぐみ 取組	とりぐみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
ヘルプマークやヘルプカードの普及を通じた内部障がいや認知症などの理解促進【再掲】	難病や内部障がい、認知症など外見上分かりづらい障がいのある方にヘルプマークをお持ちいただくことで、周囲の人たちが配慮しやすい環境づくりを推進していきます。また、災害時など、いざというときに必要な配慮事項を記載したヘルプカードとあわせて、広めていきます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
手話が言語であることについての普及啓発【再掲】	手話が日本語などの音声言語とは異なる独自の言語であることについて、より多くの市民に理解が広がるよう、ホームページやパンフレット、動画など、様々な媒体を活用し、分かりやすい普及啓発を行います。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
心のバリアフリー研修の実施【再掲】 重点取組	「心のバリアフリー」について学び、実践にかなげることを目的として、市民、企業などを対象に「札幌市心のバリアフリー研修」を実施します。 また、障がいのある子どもや障がいのない子ども、その保護者が共同で楽しみながら心のバリアフリーについて学ぶ機会を提供します。	かくじゅう 拡充	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部

とり組み 取組	とり組みがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
にんげんそんちよう きよういく 「人間尊重の教育」 すいしんじぎょう 推進事業	さっぽろしがっこうきよういく じゅうてん きばん いち づ 札幌市学校教育の重点の基盤に位置付けている 「人間尊重の教育」について、生命の尊重、人格 の尊重、基本的人権、人間愛などの根底を貫く 国境や文化なども超えた普遍的な精神を基に、子 ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感 できる学校づくりの推進を図ります。	けいぞく 継続	きよういくいんかい 教育委員会 がっこうきよういくぶ 学校教育部
こころ 心のバリアフリーの でまえこうざ じっし 出前講座の実施 【再掲】	「心のバリアフリー」をテーマとして、障がい について理解を深めることを目的に、障害者 差別解消法にも触れつつ、障がいの特性や配慮 の方法などについて説明する出前講座を実施しま す。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
こころ 心のバリアフリーガイ ドの配布【再掲】	障がいの特性や配慮の方法を紹介したガイドブ ック「心のバリアフリーガイド」を作成・配布 するほか、子ども向けのガイドブック「心のバ リアフリーガイドわかりやすい版」を市内の 小学校4年生全員へ、「心のバリアフリーガイ ド中学生用」を市内の中学校3年生全員へ配布 します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
たよう ばいたい かつよう 多様な媒体を活用した こころ 心のバリアフリーの ふきゅうけいはつ さいけい 普及啓発【再掲】	がいとう 街頭ビジョンにおけるコマーシャル放映、地下鉄 車内ステッカー掲出などにより、心のバリアフ リーの普及啓発の促進を図ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
しょうがいしゃしゅうかんきねんじぎょう 障害者週間記念事業の じっし さいけい 実施【再掲】	しょう しゃふくし かんしん りかい ふか 障がい者福祉についての関心と理解を深めると ともに、障がい者の社会参加を一層促進するた め、障害者週間（12月3～9日）の期間中、 けいはつじぎょうとう おこな 啓発事業等を行います。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
すいしんじぎょう ユニバーサル推進事業	きようせいしゃかい じつげん む さっぽろしだれ 共生社会の実現に向けて、札幌市誰もがつなが り合う共生のまちづくり条例に基づき、市民・ 事業者・大学等との協働によりユニバーサル 関係施策の実施及び進捗管理を行うとともに、 ユニバーサルに関する総合的な情報発信などを おこな 行います。	けいぞく 継続	せいさくきよく まちづくり政策局 ユニバーサル すいしんじつ 推進室

(2) 公共サービス従事者・企業・学校などに対する理解促進

- 公共サービス事業者等に対して、障がい福祉に関心と理解を深めてもらうため、各種研修の実施等の取組を進めます。

取組	取組概要	区分	担当部
障がい当事者の講師派遣	障がい当事者を講師として養成・登録し、その方を学校、企業等に派遣して、講義やディスカッション等を行う機会を拡充することで、障がいのある方に対する理解促進を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
職員研修の実施【再掲】	職場研修等を通じ、札幌市職員に対して障害者差別解消法や、障がい者理解の促進を図ることで、各職場における障がいのある方への配慮を徹底していきます。また、市役所の内外を問わず、対応事例等を蓄積し、共有することで、市役所組織全体として、障がいのある方への対応力の向上を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針改訂版の周知啓発【再掲】	改正障害者差別解消法により実施が求められている事項等について、札幌市の率先した取組を広く市民に周知することにより、札幌市民全体で障がいを理由とする差別をなくすため「障害者差別解消法を踏まえた札幌市の対応方針改訂版」の周知啓発を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領改訂版の理解促進【再掲】	改正障害者差別解消法の対応の一環として、障がいのある方に対する接遇の姿勢など、札幌市職員が遵守すべき服務規律を定めた「共生社会の実現に向けた札幌市職員の接遇要領改訂版」の市役所内における理解促進を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
心のバリアフリー研修の実施【再掲】 重点取組	「心のバリアフリー」について学び、実践につなげることを目的として、市民、企業などを対象に「札幌市心のバリアフリー研修」を実施します。 また、障がいのある子どもや障がいのない子ども、その保護者が共同で楽しみながら心のバリアフリーについて学ぶ機会を提供します。	拡充	保健福祉局 障がい保健福祉部

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
こころ 心のバリアフリーの でまえこうざ じっし 出前講座の実施 【再掲】	「こころのバリアフリー」をテーマとして、しょうがいについて理解を深めることを目的に、しょうがいしゃ差別解消法にも触れつつ、しょうがいの特性や配慮の方法などについて説明する出前講座を実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう しょうがいほけんふくしふ 障がい保健福祉部

(3) ボランティア活動・社会貢献活動への支援

- かくしゅけんしゅう さまざま かつどう しゃかいこうけんかつどう しえん
各種研修、様々なボランティア活動や社会貢献活動への参加を通じて、しょうがいとう りかい
を促進します。

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
ちいき 地域ぬくもりサポート じぎょう 事業	ひび せいかつ しえん ひつよう 日々の生活の中で支援を必要としているしょうがいのある方（利用者）と、お手伝いをする事ができる地域の方々（地域サポーター）をつなぎます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう しょうがいほけんふくしふ 障がい保健福祉部
ボランティア活動への しえん 支援	ボランティア活動の相談・登録・需給調整のほか、ボランティア活動機材の貸出し、人材養成のための研修等を行います。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく そう むぶ 保健福祉局総務部
まちづくり活動への支援 (市民活動サポートセン ターの運営・さぽーとほ と基金)	しょうがいのある方などを対象に保健・医療・福祉分野の活動などを行う市民活動団体に対して、支援を実施します。	けいぞく 継続	しみんぶんかきょく 市民文化局 しみんじちすいしんしつ 市民自治推進室

現状認識

障がいのある方が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスの質の向上や経済的支援等に取り組むことが重要です。

障がいのある方が孤独・孤立に至らないよう、自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができる体制を構築するため、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制を構築することが求められています。

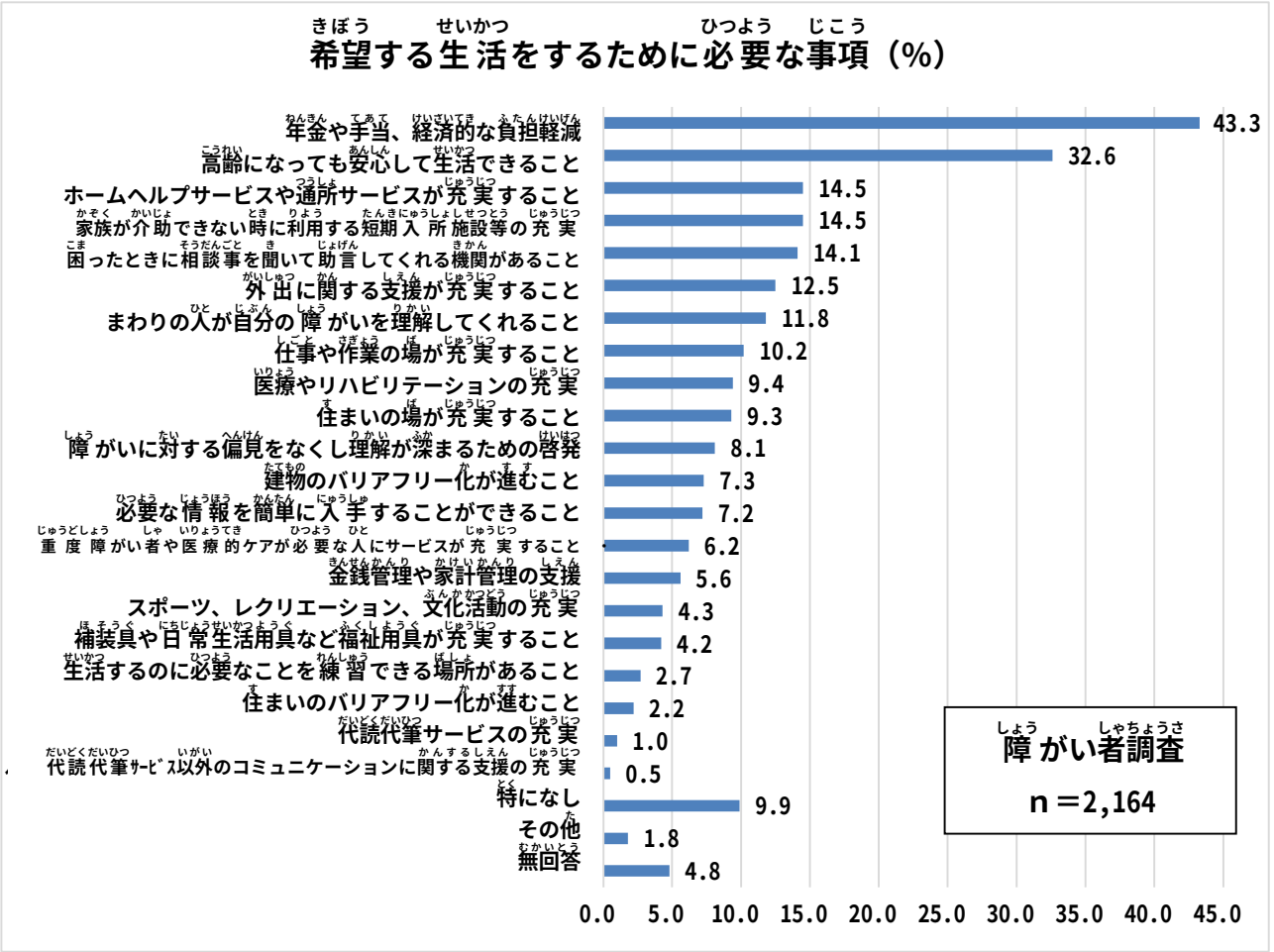
ヒアリング調査では「障がい当事者本人だけではなく、長期にわたりケアを担っている家族への支援の充実が必要である。」といった御意見が寄せられました。ケアラー・ヤングケアラーなど障がいのある方の家族等支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、その負担軽減を図る観点も含め、障がいのある方の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組む必要があります。

障害福祉サービスの質の向上の観点では、ヒアリング調査において相談支援事業所や各種障害福祉サービス事業所における人手不足に関する複数の御意見があったように、専門的な技術や知識を有する人材確保と人材育成が求められています。障害福祉サービスに対する魅力発信のほか、福祉分野で働く市職員の育成、障害福祉サービスを提供する事業者等に対する研修を行っていく必要があります。また、これらに加えて、地域のニーズを踏まえた質の高い障害福祉サービスを提供できるよう、新たな事業所指定の仕組みの導入を進める必要があります。

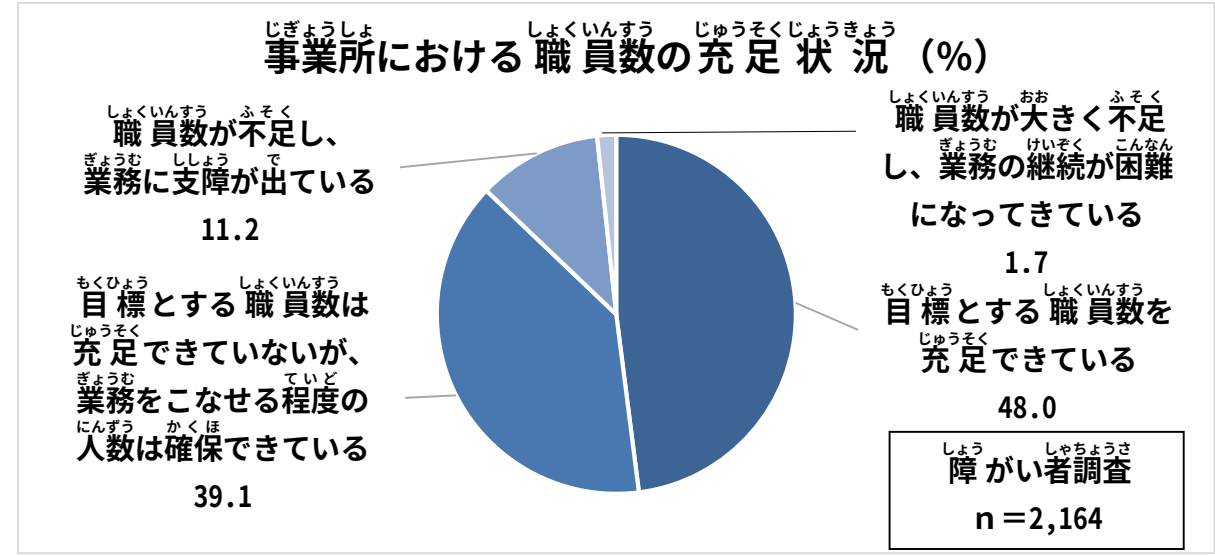
2026年4月に施行された「高次脳機能障害者支援法」では、外形上判断しづらく、その特性の理解も進んでいない高次脳機能障がいのある方への支援施策を実施することが地方公共団体の責務とされました。高次脳機能障がいの理解促進や、当事者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる支援を、あらゆる段階で切れ目なく受けられる体制整備に取り組む必要があります。

● 2025年度札幌市 障がい児者実態等調査結果 ●

経済的な負担軽減のほか高齢になっても安心して生活できる環境が求められている



およそ半数の事業所が目標とする職員数を充足できていない



(1) 個々のニーズに対応した支援体制・サービス提供基盤の整備

- 「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく障害福祉サービス等を提供するほか、個々のニーズに対応し、ライフステージに応じた切れ目のない支援ができるよう、相談支援体制や関係機関との連携の充実を図るとともに、ボランティア等の地域資源を活用するなど、支援体制の充実に努めます。
- 障がいのある方だけではなくその家族などに対しても、関係者との連携を図りながら、支援の充実に努め、障がいのある方が孤独や孤立に至ることなく高齢になっても地域で安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等の整備など必要な支援体制の充実を図ります。

とり組み 取組	とり組みがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
そうだんしえんじぎょう じゅうじつ 相談支援事業の充実 じゅうてんとりくみ 重点取組	さっぽろし かかく さっぽろししやう しやそうだんしえん 札幌市では各区に「札幌市 障がい者相談支援 事業所」を設置し、専門研修を修了した 相談員が、障がいのある方やその家族、関係 機関等からの相談に応じます。 また、地域支援員を配置して、区役所をはじめと する地域の関係機関や福祉関係者との連携を図る ほか、地域で生活する 障がいのある方をピアサ ポーターとして配置し、当事者主体による活動を 支援しています。 さらに、「基幹相談支援センター」を設置し、 市内の「札幌市 障がい者相談支援事業所」の 後方支援を行うほか、計画相談支援や地域 移行・地域定着支援の推進を行っています。 引き続き、行政・関係機関等の様々な分野との 協力、役割分担について検討しながら、障が いのある方が地域で安心して生活することができ るよう、相談支援事業の充実を図ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しやう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部

とりくみ 取組	とりくみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
ひきこもりや 8050 等の 孤独・孤立問題への対応 に向けた支援機関の連携 強化 重点取組	ひきこもりや 8050 問題をはじめ、孤独・孤立の 問題を抱える世帯への支援体制強化のため、 地域包括支援センター、障がい者相談支援 事業所、ひきこもり地域支援センター、生活 就労支援センター（ステップ）等の支援機関が 集まるネットワーク会議を開催し、活動紹介や 事例検討を行うなど、支援機関同士の連携の 取組を進めています。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局総務部 こうれいほけんふくし 高齢保健福祉部 しょう 障がい保健福祉部
じりつしえんきょうぎかい 自立支援協議会の運営 および効果性のある取組の 強化	各部会（地域部会、専門部会）を中心に、障が いのある方の個別のニーズから地域課題を抽出 し、解決を図ることを目的として、情報の 共有、研修の開催等を通じて、関係機関相互の 連携体制の強化を図るとともに、地域の支援体制 の整備について協議を行います。 また、地域課題の解決に向けた各プロジェクトチ ームや各部会などの組織体制により、施策への 意見反映を行うなど、効果性のある取組を進め ています。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
しょうがいふくし 障害福祉サービスをは じめとした各種サービス の円滑な提供	障害福祉サービスをはじめ、障害児通所支援、 障がいのある方に対する交通費助成、特別 障害者手当等の支給など、円滑なサービス提供 に努めます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
しょうがいふくし 障害福祉サービス等に 係る集団指導	札幌市が実施する障害福祉サービス等事業所に 対する集団指導において、よくある指摘事項、 虐待に関する事例、事業所の創意工夫による 優良な事例を、障害者総合支援法・児童福祉法 の解釈・趣旨に沿って説明・共有することで、 障害福祉サービス等の質の向上を図ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
じぎょうしょ 事業所の質の向上 重点取組	法改正や地域のニーズ等を踏まえて、障害福祉 サービス等の指定の仕組み（条件付け指定・い わゆる総量規制等）を適切に運用・推進するこ とで、地域の実情に即した質の高いサービス 提供体制の確保に努めます。また、重度障がい のある方や医療的ケアが必要な方などの受け皿 確保が課題となっているサービスにおいては、各 サービスの供給状況等に応じた指定を適切に すすめます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部

とり組み 取組	とり組みがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
じゅうど しょう 重度の障がいのある方 たい に対する地域生活支援の じゅうじつ 充実	じゅうど しょう かた あんしん にちゅうかつどうとう 重度の障がいのある方が安心して日中活動等に さんか じゅうじつ ちい きせい かつ おく 参加しながら、充実した地域生活を送ることが じゅうど しょう じしや う い できるよう、重度の障がい児者を受け入れる せい かつ か い ご じぎょう しよ じどう づう しよ じぎょう しよ しん ちく せ い び ひ 生活介護事業所・児童通所事業所の新築整備費の いちぶ ほ じょ おこな じん けん ひ いちぶ ほ じょ 一部に補助を行うほか、人件費の一部補助や び ひん こう に ゆう せつ び か い しゅう ほ じょ おこな 備品購入・設備改修補助を行うなど、サービ てい きょう きばん せい び ス提供基盤を整備します。	けいぞく 継続	ほけん ふく しきょく 保健福祉局 しやう ほけん ふく しぶ 障がい保健福祉部
パーソナルアシスタンス じぎょう 事業	ざいたく せい かつ じゅうど しょう かた ちい き 在宅で生活する重度の障がいのある方が地域 じゅうみんとう かいじょ う ばあい ひつよう ひよう 住民等から介助を受けた場合に必要となる費用 しきゅう を支給するパーソナルアシスタンス事業の実施に じゅうど しょう かた ちい き あんしん より、重度の障がいのある方が地域で安心して く 暮らしていくことができるよう支援の提供に努 めます。	けいぞく 継続	ほけん ふく しきょく 保健福祉局 しやう ほけん ふく しぶ 障がい保健福祉部
じゅうどしやう しやとうしゅうろう 重度障がい者等就労 しえん じぎょう 支援事業 重点取組	じゅうどしやう どう かた たい つうきん じ しよく ぼ 重度障がい等がある方に対して、通勤時や職場 とう 等においても、重度訪問介護、同行援護、行動 えん ご しやうがいふく し どうとう 援護の障害福祉サービスと同等のサービスを てい きょう 提供できるよう、国の雇用施策と連携して実施 します。	けいぞく 継続	ほけん ふく しきょく 保健福祉局 しやう ほけん ふく しぶ 障がい保健福祉部
じゅうどほうもんかいごりようしや 重度訪問介護利用者の だいがくしゅうがく しえん じぎょう 大学修学支援事業	じゅうどしやう しや しゅうがく ひつよう しえん 重度障がい者が修学するために必要な支援 たいせい だいがくとう こうちく あいだ 体制を大学等が構築できるまでの間において、 じゅうどしやう しや たい しゅうがく ひつよう しんたいかいごとう 重度障がい者に対し修学に必要な身体介護等 てい きょう を提供し、もって、障がい者の社会参加を促進 します。	けいぞく 継続	ほけん ふく しきょく 保健福祉局 しやう ほけん ふく しぶ 障がい保健福祉部
じゅうしやうしんしんしやう じしや 重症心身障がい児者 とううけいれそくしんじぎょう 等受入促進事業	しやうがいふく し じぎょうしよ たい かんごしよくいんはいち 障害福祉サービス事業所に対し、看護職員配置 かか じんけん ひ いりよう ききとう こうにゅうひおよ せつ び に係る人件費、医療機器等の購入費及び設備 かいしゅうひ ほ じょ じぎょうしよ 改修費を補助することにより、事業所における じゅうしやうしんしんしやう じしや いりようてき しょう 重症心身障がい児者・医療的ケアを要する障 がいの児者の受入者数増加を図ります。	けいぞく 継続	ほけん ふく しきょく 保健福祉局 しやう ほけん ふく しぶ 障がい保健福祉部
しやう かた 障がいのある方の こうれいか たい しえん 高齢化に対する支援の けんとう 検討	こうれいか しんしん きのう ていか ひと ちい き 高齢化により心身の機能が低下した人が地域で あんしん せい かつ ちい きせい かつ し えん きよてんとう 安心して生活できるよう、地域生活支援拠点等を じゅうじつ 充実するとともに、障害者総合支援法や介護 ほけん ほう ちゅうしん しえん たいせい あ かた 保険法のサービスを中心に支援体制の在り方に ひ つづ けんとう しえん じゅうじつ はか ついて引き続き検討し支援の充実を図ります。 また、新たに設けられた共生型サービスの導入 を はじめ、高齢の障がいのある方の介護保険サ ービスの円滑な利用について検討します。	けいぞく 継続	ほけん ふく しきょく 保健福祉局 しやう ほけん ふく しぶ 障がい保健福祉部

とりくみ 取組	とりくみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
はったつしょう しゃしえんたいせい 発達障がい者支援体制 せいびじぎょう 整備事業	こべつしえん 個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ」 かつようそくしん しえんしゃ じんざいいくせい の活用促進、支援者の人材育成、ペアレントメン ター等の活用による家族支援、普及啓発冊子の さくせい はいふ とうりくみ ふうたつしょう 作成・配布などの取組により、発達障がいのあ る方が社会で十分活躍できるよう、支援体制を せいび 整備します。 また、発達障害者地域支援マネージャーによる、 しえんこんなん じれい きかんしえん くわ こういきてきじんざい 支援困難な事例への機関支援に加え、広域的人材 による強度行動障がいのある方を支援する福祉 サービス事業所等への集中的支援事業を実施し ます。	かくじゅう 拡充	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう しょう 障がい保健福祉部
ちいせいかつしえんきょてん 地域生活支援拠点の じゅうじつ 充実	そうだん きんきゅう じ う い たいおう たいけん きかい 相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・ ば せんもんできじんざい かくほ しょうせい ちいせい たいせい 場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり を5つの柱とする、障がいのある方の重度化・ こうれいか おや な あと み す きょじゅうしえん 高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のた めの機能をもつ「地域生活支援拠点」の運用をも って障がいのある方の生活を地域全体で支える サービス提供体制の充実を目指します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう しょう 障がい保健福祉部
こうじのうきのうしょう 高次脳機能障がい者 しえん きょうかおよ たいせいこうちく 支援の強化及び体制構築	こうじのうきのうしょう しゃしえん およ きょうざikai 高次脳機能障がい者支援センター及び協議会の せっち など、高次脳機能障がい者に対する支援の きょうか たいせいせいび む じゅんび すす 強化及び体制整備に向けた準備を進めるととも に、医療機関への関連情報の周知等に努めま す。	しんき 新規	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう しょう 障がい保健福祉部
ふくごうてき ふくしかだいとう かか 複合的な福祉課題等を抱 えた市民に対する支援 たいせい こうちく 体制の構築	ふくごうてき ふくしかだい かか せたい ふくしせいど 複合的な福祉課題を抱えた世帯や、福祉制度のは ざま・隙間にあり、これまでの体制では十分な しえん おこな せたい たい そしきおうだんてき 支援が行えなかった世帯に対する、組織横断的 な支援を目的として、区保健福祉部に支援調整課 をせっち かんけいかかり さんか ふくごうしえんすいしんかいぎ を設置し、関係課係が参加する複合支援推進会議 (支援調整会議・総合会議)の運用を通して、 しえんほうしん けんどうおよ たかかき かんけいきかん ちょうせい 支援方針の検討及び他係や関係機関との調整、 やくわりぶんたんとう けつてい 役割分担等を決定します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく しょう むぶ 保健福祉局総務部

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
ヤングケアラー支援の すいしん 推進	ヤングケアラー支援の在り方や連携スキームを示した「ヤングケアラー支援ガイドライン」に基づき、ヤングケアラー支援を進めます。また、ヤングケアラー当事者同士の交流の場を開設するほか、専門の相談窓口を設置し、ヤングケアラーや支援者等からの相談に幅広く応じるとともに、普及啓発や支援者を対象とした研修を実施します。 さらに、ヤングケアラーの家事・ケアの負担を軽減するため、訪問支援事業を実施します。	けいぞく 継続	こども未来局 こども育成部

(2) 施設入所者・精神科病院入院患者の地域生活への移行推進

- 障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、相談支援体制をはじめ、障害福祉サービス等の提供基盤の充実を図ります。
- 地域移行・地域定着に向けた支援体制の充実を図るほか、地域における住まいの場の充実を図ります。
- 精神障がいのある方が、地域の一員として自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、福祉、介護、地域の助け合いなどが包括的に確保された、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
ちいきいこうしえん 地域移行支援・地域 ていちゃくしえん 定着支援 重点取組	訪問支援員が精神科病院の入院患者の相談に応じるほか、ピアサポーターや相談支援専門員などが、精神科病院入院患者及び障害者支援施設入所者の、障害福祉サービス事業所等への同行や住まい探し、緊急連絡体制の確保等、退院・退所の支援に取り組むことにより、地域移行・地域定着を推進します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
グループホームの整備 すいしん 推進【再掲】	重度の障がいのある方を受け入れるグループホームの新築整備費の一部に補助を行うことにより整備を推進し、地域における居住の場の充実を目指します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部

とり組み 取組	とり組みがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
せいしんしょうがい たいおう 精神障害にも対応した ちい きほうかつ 地域包括ケアシステム こうちく 構築のための関係機関に よる ぎょうぎ ば せっち 協議の場の設置	せいしんしょうがい たいおう ちい きほうかつ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの こうちく め ぎ 構築を目指し、自立支援 協 議会精神障がい者 ちい きいこうすいしん 地域移行推進プロジェクトチームにおける議論 けい か ふ いりよう ふくし かい ごとくかんけいしや 経過も踏まえ、医療、福祉、介護等関係者による ぎょうぎ ば せっち けんとう すず 協議の場を設置し、検討を進めます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ぼけんふくしふ 障がい保健福祉部
ちい きせいかつし えんきよてん 地域生活支援拠点の じゅうじつ さいけい 充実【再掲】	そうだん きんきゅうじ う い たいおう たいけん きかい ば 相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、 せんもんてきじんざい かく ぼ ようせい ちい き たいせい 専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを5 つの柱とする、障がいのある方の重度化・高齢化 や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能 をもち「地域生活支援拠点」の運用をもって障が いのある方の生活を地域全体で支えるサービス ていきょうたいせい じゅうじつ め ぎ 提供体制の充実を目指します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ぼけんふくしふ 障がい保健福祉部
じゅうたくかく ほうはいりよしや たい 住宅確保要配慮者に対 する 居住の安定確保の とり組み さいけい 取組【再掲】	しょう かの たい し えいじゅうたくにゅうきよしや 障がいのある方などに対し、市営住宅入居者 ぼしゅう ちゅうせんじ ゆうぐう おこな 募集の抽選時に優遇を行っています。また、 みんかんじゅうたく ふくむじゅうたくしじょうせんたい じゅうたく 民間住宅を含む住宅市場全体で住宅セーフテ ィネット（安全網）を構築し、入居から退去ま でをサポートする相談体制の充実などにより、 こうれい ひと しょう ひと じゅうたくかく ほうよう 高齢の人や障がいのある人など、住宅確保要 はいりよしや きよじゅう あんていかく ぼ め ぎ 配慮者の居住の安定確保を目指します。	けいぞく 継続	としきよく 都市局 しがいちせいびふ 市街地整備部

(3) ふくしょうぐ ふきゅうそくしん りようしえん 福祉用具などの普及促進・利用支援

- ほ しょうぐ にちじょうせいかつようぐ ふくしょうぐ ふきゅう てきせつ しきゅう つと
補装具・日常生活用具などの福祉用具の普及と、適切な支給に努めます。

とり組み 取組	とり組みがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
ほ しょうぐ ひ しきゅう にちじょう 補装具費の支給、日常 せいかつようぐ きゅうふ 生活用具の給付	しょうがいしやそうごうしえんほう もと しんたい しょう 障害者総合支援法に基づき、身体に障がいのあ る方の身体機能を補完または代替し、職 業 その かた しんたいき のう ぼかん だいたい しよくぎよう 他日常生活の能率向上を図るため、補装具・ にちじょうせいかつようぐ てきせつ しきゅう 日常生活用具を適切に支給します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ぼけんふくしふ 障がい保健福祉部
ふくしょうぐ ふきゅう 福祉用具の普及	しんたい しょう かの もち ほ しょうぐ にちじょう 身体に障がいのある方が用いる補装具、日常 せいかつようぐ ふくしょうぐ かん かくしゅうそうだん おう 生活用具、福祉用具に関する各種相談に応じ、 ふきゅう つと 普及に努めます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ぼけんふくしふ 障がい保健福祉部

(4) 福祉を担う人材確保・人材育成

- 事業者等に対する研修の実施や障害福祉サービスの魅力発信、市役所内業務の業務効率化のほか、ボランティア活動に対する支援などを通じて福祉を担う人材の確保・育成に努めます。

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
福祉サービス提供 事業者等に対する研修 の実施	福祉サービス提供事業者等を対象に、サービス提供に係る技術的な支援や質の向上を図ることを目的とした研修を実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
しょう 障がい福祉人材確保・ 定着サポート事業の 実施	福祉・介護サービスの分野が人手不足にある状況を考慮し、事業所の安定的運営を確保するため、新入者や施設管理者等への研修を実施するほか、従業員の職場定着や処遇改善を図るためのキャリアパス制度の導入・改善等の支援する取組や障害福祉サービス事業所の新規就職者を増加させることを目的に、新卒者等に対して障がい福祉の仕事の魅力を発信する取組を実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
ふくしぶんや 福祉分野を支える職員 の人材育成の強化	令和5年3月に策定した「子ども虐待防止に関する職務に従事する職員の人材育成ビジョン」、 「札幌市一般事務（福祉コース）育成方針」に基づき、協働による支援を実践できるよう、キャリアラダー（※）の活用や、ジョブローテーションの実施、各種研修等の充実により、組織的・計画的に、福祉職場を支えることのできる職員の人材育成を図ります。 （※ 職務内容や必要なスキルを明確にし、下位職から上位職へはしごを昇るよう移行できるキャリア向上の道筋）	けいぞく 継続	そうむきょくしよくいんぶ 総務局職員部 ほけんふくしきょく 保健福祉局総務部 こ 子ども未来局 こ 子ども育成部 じどうそうだんじょ 児童相談所ほか
ちてきしょう 知的障がいのある方を 対象とした介護職員 初任者養成講座	特別支援学校の生徒等（知的障がいのある方）が、介護をするために必要な技術や知識を身につけ、地域の福祉への貢献や福祉関係への就労の可能性を広げることを目的に介護職員初任者養成講座を実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
しょう 障がい者相談支援費	委託料の加算制度により、相談員の質の向上と処遇改善及び関係機関との更なる連携を図ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
ちいき 地域ぬくもりサポート 事業【再掲】	ひび せいかつ なか しえん ひつよう しょう 日々の生活の中で支援を必要としている障がい のある方（利用者）と、お手伝いをする事がで きる地域の方々（地域サポーター）をつなぎます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
ボランティア活動への 支援【再掲】	ボランティア活動の相談・登録・需給調整のほ か、ボランティア活動機材の貸出し、人材養成の ための研修等を行います。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく そうむぶ 保健福祉局総務部
まちづくり活動への支援 （市民活動サポートセン ターの運営・さぽーとほ っと基金）【再掲】	しょう がいのある方などを対象に保健・医療・福祉 分野の活動などを行う市民活動団体に対して、 支援を実施します。	けいぞく 継続	しみんぶんかきょく 市民文化局 しみんじち すいしんしつ 市民自治推進室
みらい 未来へつなぐ笑顔のまち づくり活動推進事業	く ちいき とくせい い げんき みりょく 区や地域の特性を活かした元気で魅力あふれる 地域づくりの推進を目的として、区の創意工夫や 裁量によって、障がいのある人をはじめ市民が 主体的に行う地域課題解決に向けた取組に対す る支援を行います。	けいぞく 継続	しみんぶんかきょく 市民文化局 しみんじち すいしんしつ 市民自治推進室

コラム④～当事者の声～

私にとって障がいを持つということは「プライドをズタズタに傷つけられてどん底に突き落とされて、そこから這い上がってきた」という感じです。

平成17年に脊髄の進行性難病を発症し、少しずつ歩けなくなり僅か1年で車椅子を使う障がい者になりました。今まで当たり前前にできていたことができなくなっていくことに一喜一憂し落ち込んでいた頃もありました。

障がいを持つようになるまでは、行きたいと思うところはどこでも行けました。段差があったり階段しかない建物も狭い通路のお店でも行けました。やりたいことも自分の意志さえあれば、何でもできました。でも、今は違います。ほとんどが我慢の世界です。まちなければ、案内表示などの情報、交通機関、建物のバリア、そして知らないでいることからの人の心のバリアに悲しくなることがあります。これは、私が障がいを持ったからこそ気がついたことばかりです。人は自分に関係がないとどうも意識が薄いように思います。

できなくなったことを残念だと思うより、できることをしないほうが残念だと思えるようになり、障がいをもった私だからできることとして社会の環境を変えるための意識や問題点を発信していくことにしました。建築士としてハード面から、そしてソフト面の心のバリアフリーの両方から伝える活動を続けてきました。

自宅の環境は自分のできることを増やしたいと自分仕様の使いやすいものにリフォームしたことで生きる意欲に繋がりました。障がいを持った方、ご高齢でできないことが増えてきた方に諦めないで是非、住宅改修をお勧めしたいと考えます。介護の負担も減ります。

まちの中のバリアがなくなれば、どんなに住みやすい環境になるでしょうか。旅行、教育、就職などやりたいことができる選択肢が増えること、自分とは違うだれかのことを思いやり行動できる社会、孤独を感じさせない環境が不可欠です。

札幌が障がい者だけではなく、次世代の子ども達のためにも高齢者を含め、全ての人が暮らしやすいまちになることを願っております。

プロフィール 牧野 准子

- 札幌市まちづくり戦略ビジョン審議会委員等の行政委員に多数参画
- (一社)北海道建築士会札幌支部理事
- (一社)日本ユニバーサルマナー協会検定講師
- (公財)ノーマライゼーション住宅財団理事 ・札幌市西区身体障がい者相談員
- 中小企業家同友会札幌支部インクルーシブ委員会
- F M 三角山放送局「飛び出せ車いす」パーソナリティ
- 札幌市心のバリアフリー推進事業(令和3年度、4年度、5年度)の委託運営など
- 平成30年度北海道男女平等参画チャレンジ賞 輝く女性チャレンジ賞受賞
- 令和4年(一社)北海道建築士会会長表彰功績顕著者表彰
- 令和4年(公社)北海道家庭生活総合カウンセリングセンター優良カウンセラー表彰



※牧野准子さんは令和6年5月に御逝去されました。生前の福祉のまちづくりに対する多大なる御貢献に深く感謝申し上げますとともに、心より御冥福をお祈りいたします。

現状認識

障がいのある方が必要な保健・医療サービスや医学的リハビリテーション等を、いつでも安心して受けることができるよう、地域における保健・医療提供体制の充実を図るとともに、障がいの重度化・重複化の予防やその対応に留意することが重要です。

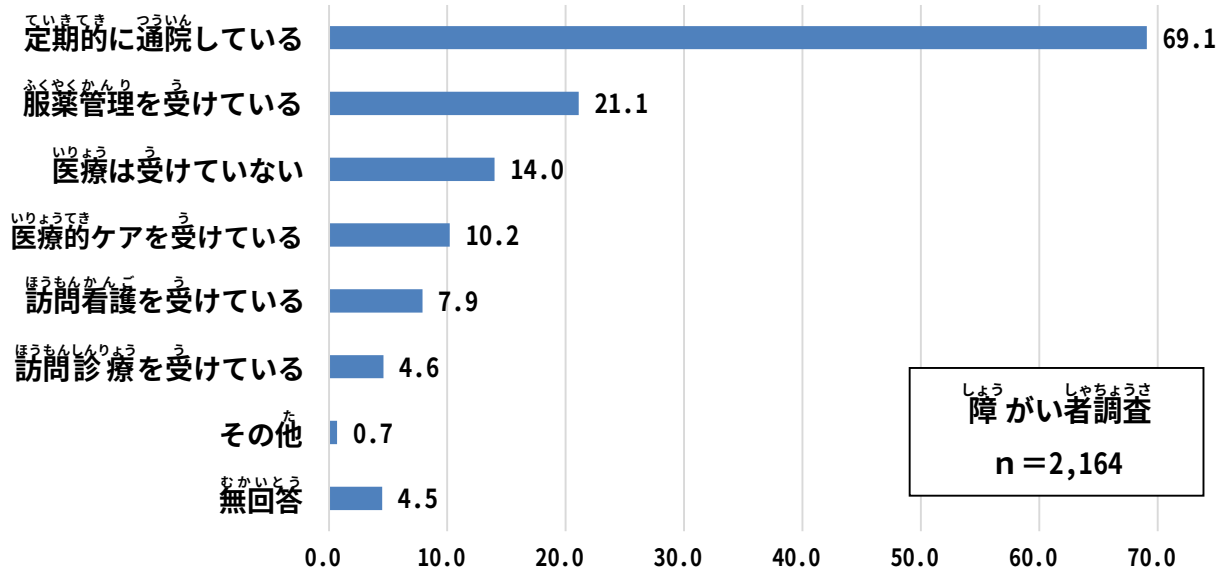
子どもが健やかに育つよう、障がいの原因となる疾病や障がいの早期発見が図られる体制、きめ細かな相談を受けられる体制の整備が必要です。

精神障がいのある方が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神科医療における救急医療体制の整備を図る必要があります。

2015年に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律（難病法）」に基づき、難病患者が地域で安心して療養しながら暮らし続けることができるよう、様々な支援ニーズを踏まえ、医療との連携を基本とした、それぞれの特性に応じたきめ細かな対応など福祉サービスの充実を図っていく必要があります。

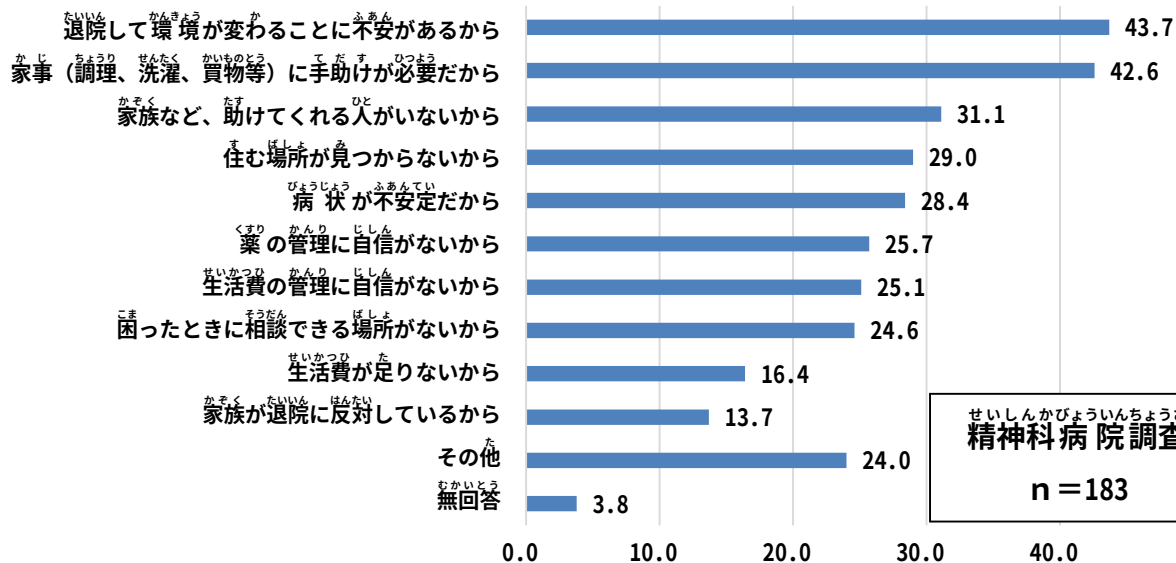
障がいのある方の多くは定期的に通院している

現在受けている医療の状況 (%)



精神科病院入院患者は退院後の環境の変化や家事に不安を感じている

精神科病院入院患者が退院したくない理由 (%)



(1) 障がいの原因となる疾病の予防や 障がいの早期発見

- 保健・医療・福祉の連携により、障がいの原因となる疾病の予防や、障がいの早期発見による適切な支援を提供します。

とり組み 取組	とり組みがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
にんぶしえんそうだんじぎょう 妊婦支援相談事業	妊娠届出書を提出した全妊婦を対象として、障がいの原因となる疾病の予防及び出産後の児童虐待予防のために、母子健康手帳交付時に妊婦と面接し、リスクアセスメント（危機評価）を実施することでハイリスク妊婦を早期に把握し、安全・安心な妊娠、出産のための継続的な支援を行います。	けいぞく 継続	こどもみらいきよく 子ども未来局 ほしほけんたんとうぶ 母子保健担当部
にゅうようじけんこうしんさ 乳幼児健康診査	4か月児、10か月児（再来）、1歳6か月児、3歳児、5歳児の子どもに対して健康診査を実施することにより、運動機能、視聴覚等の障がい、精神発達遅滞等を早期に発見し、早期治療・早期療育に結び付け、心身障がいの進行を未然に防止するとともに育児に関する指導を行い、乳幼児の健康の保持及び増進を図ります。	けいぞく 継続	こどもみらいきよく 子ども未来局 ほしほけんたんとうぶ 母子保健担当部
あかちゃんのみのきこえ 支援事業	先天性難聴の早期発見のため、出産医療機関における新生児聴覚検査を一部公費負担することにより経済的負担の軽減を図るとともに、医療機関等とのネットワークを構築し、適切な療育に繋がる体制（環境）を整えます。	けいぞく 継続	こどもみらいきよく 子ども未来局 ほしほけんたんとうぶ 母子保健担当部
こどものせいいくだんかい 子どもの成育段階で起こる障がい発生の予防のための新生児マスキニング事業	新生児や乳児を対象にした、障がいの原因となる疾病を早期に発見し発症を未然に防止するためのマスキニング検査（集団検査）を行い、早期治療に結びつけます。 また、医療機関、関連大学医学部、保健所・保健センター及び衛生研究所において、母子保健情報を共有するとともに、陽性例の診断名を把握する追跡調査などを通じて、検査の精度と事業の効果を評価しています。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 えいせいけんきゅうしよ 衛生研究所

(2) 障がいに対する適切な保健・医療サービスの充実

- 心身の障がいの軽減を図る医療や、医療費負担の軽減を目的とする各種給付事業を引き続き行い、障がいのある方に対する医療の充実を図ります。
- 2,000 m² 未満の小規模の診療所や歯科などの医療施設におけるバリアフリー化を進め、物理的障壁（バリア）の解消を図ります。
- 感染症発生時に必要な医療を提供できる体制を整えるため、医療機関における設備整備や感染流行期の診療計画の策定等を行うことで、行政・医療・福祉の連携体制の充実を図ります。
- 関係する医療関係の個別計画の取組を進め、障がいのある方にとっても健康で安心して暮らせる社会を目指します。

とりくみ 取組	とりくみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
民間公共的施設 バリアフリー補助事業 【再掲】	障がいのある方や高齢の方などが安全で快適に利用できるよう、2,000 m ² 未満の小規模店舗や医療施設等を営む事業者に対して、バリアフリー整備のための改修費用を一部補助します。	けいぞく 継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
自立支援医療費の支給 (育成医療・更生医療・ 精神通院医療)	障がいのある方に対し、その心身の障がいの軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要医療について、自立支援医療費の支給を行います。また、自立支援医療に係る適正な費用負担の在り方について、障がいのある方の医療費の負担軽減が図られるよう、国に対する働きかけを行います。	けいぞく 継続	保健福祉局 障がい保健福祉部 子ども未来局 母子保健担当部
さっぽろ医療計画2024 の推進	市民が生涯を通して健康で安心して暮らせる社会の実現に向けた医療・保健システムの確立を基本理念とする「さっぽろ医療計画2024」に基づき、地域の医療提供体制の整備や医療に関する適切な情報発信等を行います。	けいぞく 継続	保健福祉局 ウェルネス推進部
第2次札幌市生涯歯科 口腔保健推進計画の推進	札幌市歯科口腔保健推進条例に基づき、生涯を通じた歯科口腔保健の推進に関する施策を実施します。障がいのある方には、歯科検診の受診や歯科医療体制の確保等の歯科保健医療対策を推進します。	けいぞく 継続	保健福祉局 ウェルネス推進部
感染症に強いまちづくり 推進事業	感染症発生時に必要な医療を提供できる体制を整えるため、医療機関等における平時からの備えを充実し、行政・医療機関・高齢者施設等との連携を推進します。	けいぞく 継続	保健福祉局保健所

とりぐみ 取組	とりぐみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
こんご かんせんしやう きき そな 今後の感染症危機に備 えた体制整備推進事業	ねんど さくてい さつぼろしかんせんしやうよ ぼうけいかく 2023年度に策定した「札幌市感染症予防計画」の じっこうせい かくほ いりようき かんとう かんけいぶきよく 実効性を確保するため、医療機関等や関係部局と が連携した合同訓練の実施、必要な物品の備蓄等、 へいじ そな おこな けんこう き きんりたいせい 平時における備えを行い、健康危機管理体制の きようか はか 強化を図ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよくほけんじよ 保健福祉局保健所
じゅうどしんしんしやう しや 重度心身障がい者 いりようひじよせい 医療費助成	じゅうどしんしんしやう かた たい いりようひ いちぶ 重度心身障がいのある方に対して医療費の一部 を助成します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 ほけんいりようぶ 保険医療部

(3) せいしんほけん いりよう じゅうじつ 精神保健・医療の充実

- つういん せいしんかいりよう かか じりつしえんいりようひ しきゅう おこな せいしん しやう
通院による精神科医療に係る自立支援医療費の支給を行い、精神に障がいのある方に対す
る医療の安定的提供に努めます。
- せいしんかいりよう きゅうきゅういりようたいせい じゅうじつ はか
精神科医療における救急医療体制の充実を図ります。
- せいしん しやう かた かぞく たい そうだんしえんたいせい じゅうじつ はか
精神に障がいのある方やその家族に対する相談支援体制の充実を図ります。
- じどうせいしんかいりよう ちゅうしん かんけいきかん こうちく うんよう こころ なや かか
児童精神科医療を中心とした関係機関のネットワークを構築・運用し、心の悩みを抱える
子どもや発達障がいのある子どもの支援体制の充実を図ります。
- しやう ほう ちいき あんしん く ちいきいこう ちいきていちゃく む
障がいのある方が地域で安心して暮らすことができるよう、地域移行・地域定着に向けた
支援体制の充実を図ります。

とりぐみ 取組	とりぐみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
せいしんかきゅうきゅうじょうほう 精神科救急情報セン ター運営	へいじつやかん どうよう にちようおよ しゅくじつ せいしんしやう 平日夜間、土曜、日曜及び祝日に、精神障がい のある方やその家族等（警察、消防などの行政 機関、医療機関等を含む）から、電話により 精神科救急診療に係る緊急相談を受け、精神科当番 病 院の受診調整などを行います。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しやう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
じさつそうごうたいさくすいしんじぎやう 自殺総合対策推進事業	しみんひとりひとり たが ささ あ だれ じさつ おい 市民一人一人が互いに支え合い、誰も自殺に追い 込まれることのない社会の実現のため、ゲートキ ーパーの養成や自殺に関する適切な知識の啓発等 の自殺対策を総合的かつ継続的に実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しやう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
せいしんかきゅうきゅういりようたいせい 精神科救急医療体制の 安定的提供	きんきゅうてき せいしんかいりよう ひつよう しみん じんそく 緊急的に精神科医療を必要とする市民が、迅速 かつ適切な医療を受けることができるよう、夜間 や休日における1日あたりの当番病 院の空 床数を確保するなど、精神科救急医療体制の 安定的な維持と提供に努めます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しやう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
さっぽろ子どもの心の 診療ネットワーク事業 の推進	がっこう いっぱん しょうにか かんけいきかん しみん 学校、一般の小児科などの関係機関や市民からの いらい う てきせつ いりょうきかんとく あんない 依頼を受け、より適切な医療機関等を案内（コン シェルジュ）します（さっぽろ子どもの心の コンシェルジュ事業）。 また、ほっかいどうだいがく きょうどう かんけいきかん れんけい また、北海道大学と共同で、関係機関の連携 たいせい ぜんたいかんり おこな けんしゅうかい 体制について全体管理を行うとともに、研修会 じっし こころ しんりょう を実施するなど、子どもの心の診療にかかる いがくてきしえん じんざいくせい おこな 医学的支援・人材育成を行います（さっぽろ子 どものこころの連携チーム事業）。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけん ふく しぶ 障がい保健福祉部
児童精神科医療体制の 拡充	じどう あんしん にゆういん かんきょう かくほ 児童が安心して入院できる環境を確保するた め、ほっかいどうだいがく せつち じどうせいしんか せんよう め、北海道大学に設置した児童精神科の専用 びょうしょう かいほうびょうどう うんよう 病床（開放病棟）を運用します。 また、じどうせいしんか いし じょうせい また、児童精神科医師の養成とあわせて、 はつたつしょう たいおう ちいき しょうにか ふ 発達障がいに対応できる地域の小児科を増や していくため、しょうかい お けんしゅうかい おこな していくため、小児科医向け研修会を行います。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけん ふく しぶ 障がい保健福祉部
ちいきいこうしえん ちいき 地域移行支援・地域 定着支援【再掲】 重点取組	ほうもんしえんいん せいしんかびょういん にゆういんかんじゃ そうだん おう 訪問支援員が精神科病院の入院患者の相談に応 じるほか、ピアサポーターや相談支援専門員など が、せいしんかびょういんにゆういんかんじやおよ しょうがいしえんしせつ が、精神科病院入院患者及び障害者支援施設 にゅうしよしゃ しょうがいふくし じぎょうしょうどう どうこう 入所者の、障害福祉サービス事業所等への同行 す さが きんきゅううれんらくたいせい かくほど たいいん や住まい探し、緊急連絡体制の確保等、退院・ たいしよ しえん とく ちいきいこう 退所の支援に取り組むことにより、地域移行・ ちいきていちゃく すいしん 地域定着を推進します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけん ふく しぶ 障がい保健福祉部
ちいきせいかつしえんきょてん 地域生活支援拠点の 充実【再掲】	そうだん きんきゅう じ う い たいおう たいけん きかい 相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・ ば せんもんできじんざい かくほ ようせい ちいき たいせい 場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり はしら しょう かた じゅうどか を5つを柱とする、障がいのある方の重度化・ こうれいか おやな あと きよじゅうしえん 高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のた めの機能をもつ「地域生活支援拠点」の運用をも って しょう かた せいかつ ちいきぜんたい ささ って障がいのある方の生活を地域全体で支える サービス提供体制の充実を目指します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけん ふく しぶ 障がい保健福祉部

(4) 難病に関する施策の推進

- 難病患者が、医療サービスを受けながら、地域で安心して生活をしていけるよう、医療費負担の軽減等を図るとともに、家族も含めた相談支援体制の充実を図ります。
- 難病の患者等の孤立感、喪失感等の軽減のために、難病の患者や家族等を対象にピアサポーターを養成し、ピアサポート活動を支援します。
- 難病に係る知識等について、患者本人や家族だけでなく、広く市民へ周知を図ります。
- 難病患者が、必要な障害福祉サービス等を利用できるよう、関係機関と連携しながら、制度周知を図ります。

とりくみ 取組	とりくみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
とくていいうひ 特定医療費（指定 難病）医療費助成	難病患者に対する良質かつ適切な医療の確保や療養生活の質の維持向上を図るため、指定難病に関する医療費の一部を助成します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょくほけんじょ 保健福祉局保健所
なんびょうそうだんしえん 難病相談支援センター 事業	難病相談支援センターを通して、難病患者やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言を行うなどして地域交流活動の推進や当事者主体の活動の支援を行います。 なお、難病の患者等の孤立感、喪失感等の軽減のために、当事者同士の支え合い（ピアサポート）が有効であることから、難病の患者や家族等を対象にピアサポーターを養成し、ピアサポート活動を支援します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょくほけんじょ 保健福祉局保健所
ざいたくじんこうこきゅうきしやう 在宅人工呼吸器使用 患者支援事業	在宅で人工呼吸器を使用している難病患者が必要とする看護について、診療報酬で定められた回数とは別に訪問看護を実施することにより、在宅療養を支援します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょくほけんじょ 保健福祉局保健所
さつぽろしなんびょうかんじやどうちいき 札幌市難病患者等地域 支援対策推進事業	難病患者やその家族等の療養上の不安解消を図り、適切な在宅療養支援を行えるよう、保健センター職員による面接・訪問相談や、難病に関する専門の医師、理学療法士等による医療相談事業を実施します。 また、難病患者の支援体制の整備等について、関係機関による協議を行うため、難病対策地域協議会を開催します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょくほけんじょ 保健福祉局保健所

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
なんびょうかんじやとうち いきけいはつ 難病患者等地域啓発 じぎょう 事業	なんびょう かん ふきゅうけいはつとう おこな 難病に関する普及啓発等を行 うことにより、 なんびょうかんじや かぞくとう なんびょう かん ちしき 難病患者やその家族等の難病に関する知識や ぎじゅつ しゅうとく しえん ちいき なんびょうかんじや 技術の習得を支援し、地域における難病患者の りょうようせいかつかんきょう せいび 療養生活環境を整備します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよくほけんじょ 保健福祉局保健所

現状認識

障がいのある方が地域において、安全に安心して暮らすことができるよう、地域の団体、事業者、行政等の連携の下、様々な防災対策を講じて、災害等に強い地域づくりを推進していくことが重要です。

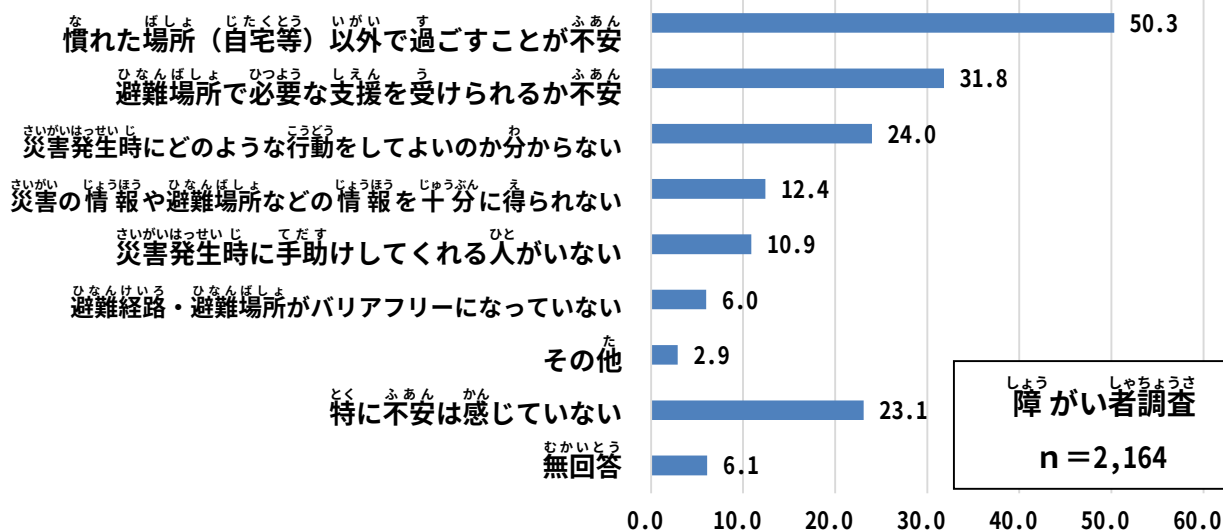
「災害対策基本法」の改正（2021年）により、避難行動要支援者名簿の掲載者について、個別避難計画の作成が市町村の努力義務となりました。災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報保障や福祉避難スペースを含む避難所や要配慮者二次避難所（福祉避難所）の確保に向けた取組を推進するとともに、避難行動要支援者名簿等を活用した障がいのある方に対する避難支援体制を整備していくことが求められています。また、避難所において障がいのある方が障がい特性に応じた支援と合理的配慮を得ることができるようにすることが必要です。

障がいのある方が冬期間も安心して生活できるよう、除排雪などの取組を推進することが求められています。

地域の見守りや支え合いなどを通じて、障がいのある方を犯罪被害や消費者被害から守り、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進するとともに、障がいのある方の孤独・孤立を防ぐ取組が求められています。

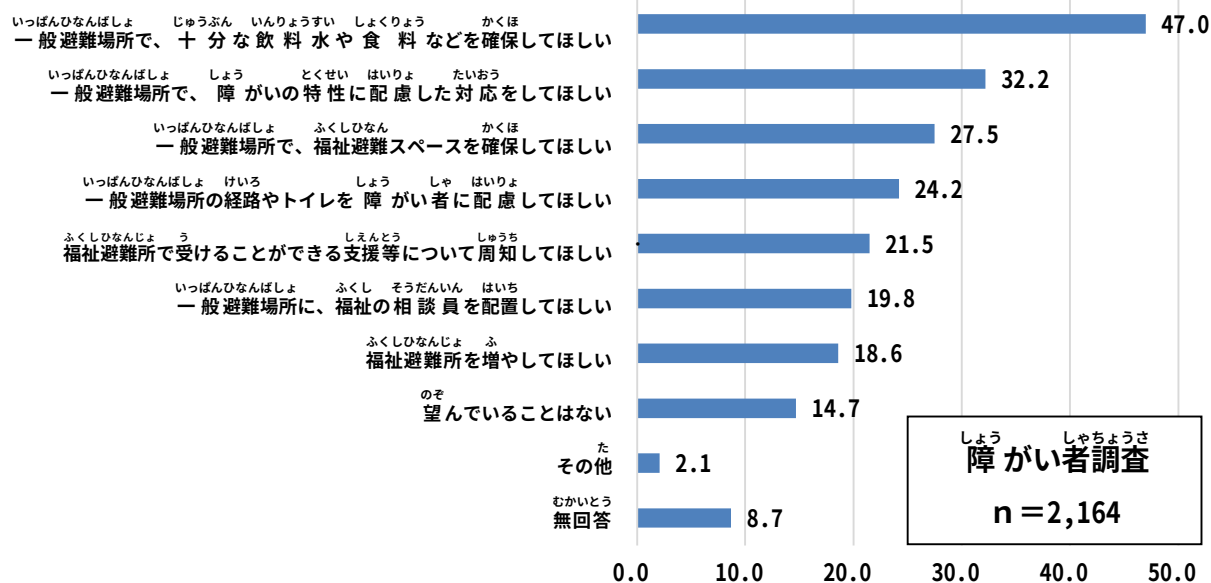
自宅等の慣れた場所以外で過ごすことに不安を感じている方が最も多い

防災における不安 (%)



避難場所では食料等のほか、障がいの特性や程度に配慮した対応が求められている

避難場所への要望 (%)



施策の柱

(1) 災害や雪に強いまちづくりの推進

- 障がいのある方を含め、市民の生命や財産を守り、災害に強いまちづくりを進め、大災害にも対応する防災体制の確立を目指します。
- 冬季間も安心して生活を送れるよう、除排雪や福祉除雪など、雪対策の取組を促進します。

とりくみ 取組	とりくみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
ふくしじよせつ じっし 福祉除雪の実施	自力で除雪が困難な一戸建て住宅の障がいのある方や高齢の方の世帯を対象に、地域住民や事業所等の協力を得ながら道路に面した出入口部分等の除雪を支援します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく そう むぶ 保健福祉局総務部
かんみんれんけい 官民連携によるシームレスで快適な移動サービスの提供に向けての検討【再掲】	官民連携により、車椅子等で移動できるバリアフリー経路の情報発信を促進するとともに、介助手配等の情報を異なる交通機関の間で共有できる仕組みを構築するなどにより、四季を通じて円滑に移動することができるサービスの実現を目指します。	けいぞく 継続	まちづくり政策局 ユニバーサル 推進室
しゃかいふくししせつどう あんぜん 社会福祉施設等の安全 対策の推進	社会福祉施設における安全・安心を確保するため、消防局・保健福祉局・都市局・子ども未来局の関係部局の連携のために策定した「社会福祉施設等の防火安全対策推進のための連携要領」に基づき、施設情報の連絡や情報共有をすることで、社会福祉施設に対する安全対策の徹底を図ります。	けいぞく 継続	しょうぼうきよく よ ぼう ぶ 消防局予防部
じゅうたくぼう かたいさく すいしん 住宅防火対策の推進	地域住民による火災訓練や、福祉事業者等の自衛消防訓練の機会に、住宅からの出火防止対策や、住宅用火災警報器の設置、維持管理等について情報提供のほか、地域の火災特性を踏まえた広報を実施するなど、市民や関連事業者等と情報共有を図ります。	けいぞく 継続	しょうぼうきよく よ ぼう ぶ 消防局予防部
ふゆ 冬のみちづくりプラン 2018の推進	効果的な除排雪の推進、市民・企業等との協働の推進と多様なソフト施策の導入を基本方針として、障がいのある人も安全に安心して冬を過ごせるよう、雪対策を推進します。身近な取組の一例としては、凍結防止剤等の散布、砂箱の設置、砂入りペットボトルの作成・配置などを行います。	けいぞく 継続	けんせつきよく ゆきたいさくしつ 建設局雪対策室

(2) 災害時における要配慮者への対応

- 災害時における、障がいのある方などへの避難支援に関する仕組みづくりを促進します。
- 重度の障がいのある方など、災害時の避難に特に手助けが必要な方のうち、災害が発生した時のリスクの高い方について、個別避難計画の作成を進めます。
- 避難場所のバリアフリー化や、静かに過ごすことのできる空間の確保など、障がいのある方に配慮した環境の整備を進めます。
- 災害発生時や避難場所において、様々な障がい特性に応じた配慮や支援ができるよう、障がいのある方への理解促進を図ります。

とりぐみ 取組	とりぐみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
さいがいたいさくようひんこうにゆうひよせい 災害対策用品購入費助成 じぎょう 事業	ざいたく じんこうききゅうき さんそのうしゅくき しよう 在宅で人工呼吸器や酸素濃縮器などを使用する ざいたく しよう かたとう さいがいたい にちじよう 在宅の障がいのある方等が、災害時にも日常 せいかつ けいぞく うえ ひつよう ひじょうようでんげんそうち 生活を継続する上で必要となる非常用電源装置 とう こうにゅう ひよう じよせい 等を購入する費用を助成します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しろう 障がい保健福祉部
ふくしひなんじよ うんえいたいせい 福祉避難所の運営体制 きょうか さいけい 強化【再掲】	しろう 障がいのある方や高齢者など、一般の避難所で せいかつ こんなん ひと しゃかいふくししせつとう の生活が困難な人たちのために、社会福祉施設等 ふくしひなんじよ かくじゅう じんてきたいせい きょうか せいど の福祉避難所の拡充や人的体制の強化、制度 しゅうち おこな 周知などを行います。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しろう 障がい保健福祉部
しろう しゃそうだんしえんじぎょう 障がい者相談支援事業	ちいきでくらす しろう 障がいのある方が安心して暮らせ るよう、地域住民や町内会福祉関係機関などと きょうりよくたいせい もくてき かくくしろう しゃ 協力体制をつくることを目的に各区障がい者 そうだんしえんじぎょう ちいきしえんいん はいち ちいき 相談支援事業所に地域支援員を配置します。地域 しえんいん さいがいたい しろう 障がいのある方へサポート たいせい ひなんしえん かん そうだん おう 体制づくりや避難支援に関する相談に応じます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しろう 障がい保健福祉部
だれ すす 誰もが住みやすいあんし んのまちコーディネート じぎょう 事業	さいがいたい しろう 障がいのある方たちの避難支援を行う ちょうないかい じちかい ちくしゃかいふくしきょうぎかい ふくし 町内会、自治会、地区社会福祉協議会（福祉の すいしん とう たい まち推進センター）等に対して、コーディネー ターを派遣することで、実際に支援をする際の りゅういてん ひなんこうどうようしえんしゃ 留意点や、避難行動要支援者とのマッチング、 かくひなんこうどうようしえんしゃ こべつひなんけいかく さくせいとう 各避難行動要支援者の個別避難計画の作成等への じよげんとう おこな 助言等を行います。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく とう むぶ 保健福祉局総務部
さいがいたい ひなんしえん 災害時における避難支援 しく の仕組みづくり	さっぽろしろうはいりよしや ひなんしえん およ 「札幌市要配慮者避難支援ガイドライン」及び さいがいたい ささ もと さいがいたい 「災害時支えあいハンドブック」に基づき、災害 じ じりき ひなん しろう 障がいのある方や こうれいしゃ てだす ちいき しゅたい 高齢者たちの手助けを地域が主体となって実施す しく すいしん る仕組みづくりを推進します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく とう むぶ 保健福祉局総務部

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
ひなんこうどうようしえんしゃめいぼ 避難行動要支援者名簿の さくせい ちいき ていきよう 作成と地域への提供	さいがいじ ひなん とく てだす ひつよう かた 災害時の避難に特に手助けが必要な方たち (避難行動要支援者) の名簿を作成し、災害の ひなんこうどうようしえんしゃ めいぼ さくせい さいがい 発生に備えて、普段から避難支援に取り組む地域 の団体に対し、名簿の提供を行います。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく そう むぶ 保健福祉局総務部
こべつ ひなんけいかく さくせい 個別避難計画の作成の すいしん さいけい 推進【再掲】	じゅうど しょう かた さいがいじ ひなん とく 重度の障がいのある方など、災害時の避難に特 てだす ひつよう かた ひなんこうどうようしえんしゃ に手助けが必要な方(避難行動要支援者)のう ち、災害の危険度の高いところに住んでいるな ど、災害が発生した時のリスクの高い方のうち どうい え かた こべつ ひなんけいかく さくせい 同意が得られた方について、個別避難計画の作成 すいしん を推進します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく そう むぶ 保健福祉局総務部 こうれいほけん ふく しぶ 高齢保健福祉部 しょう ほけん ふく しぶ 障がい保健福祉部 ほけんじよ 保健所
しょう しょう 障がいに配慮した えすえぬえす しせいじょうほう SNSによる市政情報 の発信【再掲】	しせいじょうほう ぎょうせい 市政情報や行政サービスについて、スマートフ ォンやパソコンでつうわ できるアプリ「LINE」や「X」などのSNSに えすえぬえす よる広報媒体を活用するなど、障がいに配慮し た情報発信を行います。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけん ふく しぶ 障がい保健福祉部
ひなんじよ かんきょうせいび 避難所の環境整備の すいしん 推進	さっぽろしひなんばしよきほんけいかく もと しりつ 「札幌市避難場所基本計画」に基づき、市立 しょうちゅうがっこう だい き ぽかいしゅう かいちく あわ くるま 小中学校の大規模改修・改築に併せて、車 い す たいおう せっち おこな ひなんじよ 椅子対応トイレの設置を行うなど、避難所の かんきょうせいび すいしん 環境整備を推進します。	けいぞく 継続	き き かんりきよく 危機管理局 き き かんりぶ 危機管理部
ひなんかくほけいかく さくせいしえん 避難確保計画の作成支援	しんすいそうていくいきとう い ち ようはいりょしやりようしせつ じ 浸水想定区域等に位置する要配慮者利用施設の事 ぎょうしゃ たいしょう けいかく さくせい しえん 業者を対象に、計画の作成を支援するための とりくみ すず 取組を進めます。	けいぞく 継続	き き かんりきよく 危機管理局 き き かんりぶ 危機管理部

(3) 地域における見守り活動の推進

- 障がいのある方における地域の孤独・孤立を防ぐため、住民組織などの地域福祉活動の充実を図ります。

とり組み 取組	とり組みが 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
きぎょうとう 企業等との連携推進	多様な社会資源を地域の見守りに活用するため、宅配事業者などとの見守り協定の締結を推進し、事業活動の中で要支援者の異変を発見した際の確認・通報体制の充実を図ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局総務部
ちてきしやう 知的障がいのある方の みまも 見守り事業	障害福祉サービス等を受けていない知的障がいのある方の現況を把握し、福祉ガイドを活用したサービス等の利用案内や、民生委員などと協力して見守り活動を実施することで、地域や福祉サービスとのつながりを拡大・強化するとともに、研修等を通じて、市民の知的障がいに対する理解を深めます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
ひきこもり 事業	「ひきこもり地域支援センター」においてひきこもりの本人や家族からの電話や来所による相談対応や訪問支援を行うとともに、本人や家族の居場所機能を持つ集団型支援拠点「よりどころ」を設置運営します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部

(4) 消費者被害の防止

- 障がいのある方の消費者被害の防止のため、関係機関との連携による早期発見や、相談体制の充実に努めます。

とり組み 取組	とり組みが 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
しょうひしゃひがいのぼうし 消費者被害防止ネットワ ーク事業	消費生活推進員を地域に配置し、関係機関や消費生活サポーターとのネットワーク体制により、障がいのある方や高齢の方の消費者被害の早期発見と救済、未然防止を図ります。	けいぞく 継続	しみんぶんかきよく 市民文化局 しみんせいかつぶ 市民生活部
しゅわそうだん 手話相談（コミュニケー ション支援）を活用した しょうひしゃひがいのぼうし 消費生活相談【再掲】	聴覚障がいのある方が消費生活相談に訪れた場合に、手話相談（コミュニケーション支援）を利用し手話通訳者を介して相談を行うことで、迅速な対応を図ります。	けいぞく 継続	しみんぶんかきよく 市民文化局 しみんせいかつぶ 市民生活部

現状認識

医療的ケアを必要とする子どもや重度・重複障がいのある子どもを含む障がいのある子どもが、幼稚園、保育所、児童会館などにおいて、必要な支援を受けながら障がいのない子どもとともに過ごせるような体制づくりに努める必要があります。

2021年に施行された医療的ケア児支援法では、医療的ケア児及びその家族に対する支援施策を実施することが地方公共団体の責務とされ、その後の2026年の法改正では支援対象の拡大等が盛り込まれました。

また、ヒアリング調査においても、子どもの成人期への移行に伴い、本人及び家族の生活に困難が生じる（いわゆる18歳の壁）などの、複数の御意見がありました。

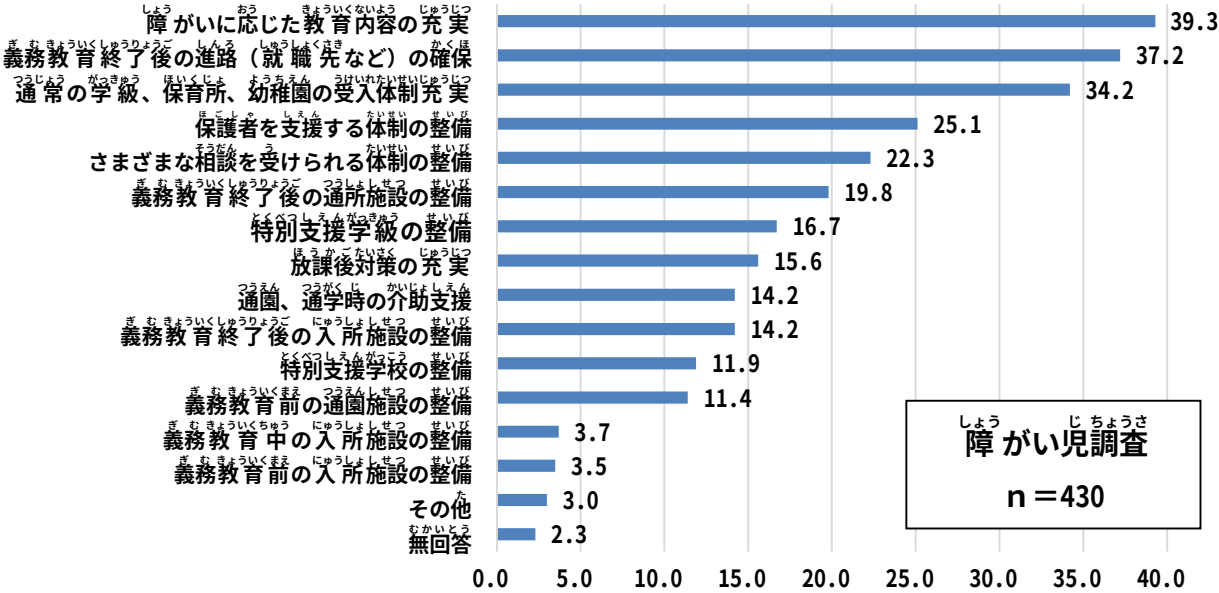
こうした支援を必要とする子ども等や子育てに不安を抱える家族の心情に寄り添いつつ、多様化するニーズを踏まえ、関係機関が連携の上、個々の子ども等の状態やライフステージに応じた切れ目ない支援に取り組む必要があります。

障がいのある子どもが学校において合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や必要な支援を受けられるようにすることが大切です。また、住み慣れた地域でも一人一人のニーズに応じた適切な支援が受けられ、孤立することなく、社会の一員として、包み支え合う環境づくりを進める必要があります。

● 2025年度札幌市 障がい児者実態等調査結果 ●

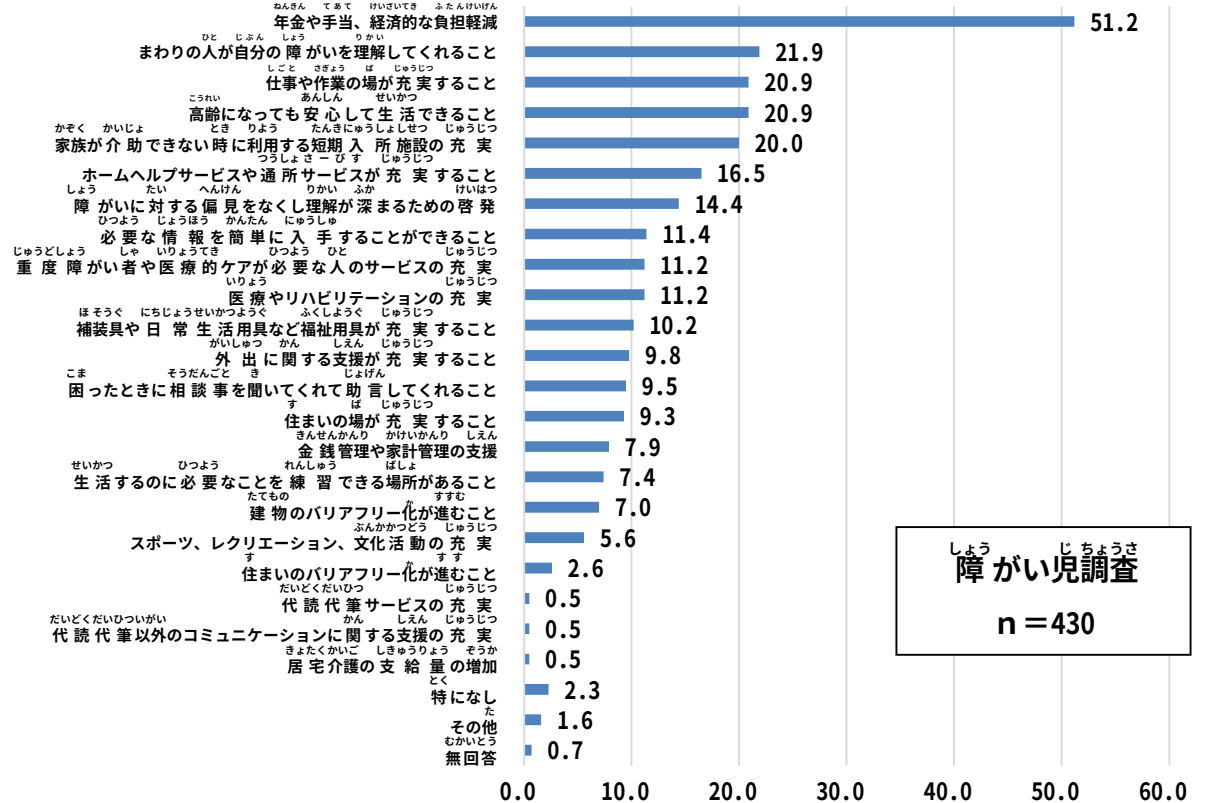
しょう おう きょういくないよう じゅうじつ ぎ む きょういくしゅうりようご しんろ かくほ もと
障がいに応じた教育内容の充実のほか義務教育終了後の進路の確保が求められている

こんご きょういく りょういく ちゅうりょく じこう
今後の教育や療育において注力すべき事項 (%)



きぼう せいかつ うえ けいざいてき ふたんけいげん もと
希望する生活をする上で経済的な負担軽減が求められている

しょう じ かそく きぼう せいかつ ひつよう じこう
障がい児や家族が希望する生活をするために必要な事項 (%)



(1) 療育の充実

- 療育や教育について、家庭が抱える多様なニーズに対応するため、関係機関が相互に連携しながら、ライフステージに応じた支援体制の充実を図ります。
- 「子ども・子育て支援法」に基づく施策や母子保健施策など他の子ども関連施策との連携により、障がい児支援体制の整備を図ります。
- 「児童福祉法」に基づく障害児通所支援サービスの円滑な提供と質の確保に努めます。
- 児童発達支援センターを地域における中核的支援施設と位置付け、児童発達支援事業所、札幌市子ども発達支援総合センター（ちくたく）、札幌市自閉症・発達障がい支援センター（おがる）、札幌市児童相談所等との連携による重層的な支援を推進します。
- 医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等への支援を含め、多様化する障がいのある子ども等や保護者のニーズへの対応を図ります。

とり組み 取組	とり組みが 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
障がい児地域支援 マネジメント事業	児童発達支援センターに障がい児地域支援マネジャーを配置し、療育に関する情報発信や、障がい児通所支援事業所への支援・助言、関係機関の支援調整を行うことで、児童発達支援センターの機能強化、充実を図ります。	けいぞく 継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
札幌市子ども発達支援 総合センターの機能 充実	児童精神科や肢体不自由児などを対象にした小児科・整形外科などの医療部門のほか、児童心理治療センターや自閉症児支援センターの入所部門、児童発達支援センターの通所部門などがあり、それぞれの部門が連携・協働しながら、医療・福祉の両面で、子どもや家族に対する総合的かつ適切な支援を提供します。 また、札幌市全体の子どもの支援体制の向上に向け、関係機関との連携や人材育成など、地域に対する支援を強化していきます。	けいぞく 継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
じ どうはつたつし えん 児童発達支援センターの 機能充実	じ どうふくしほう もと おも みしゅうがく しょう 児童福祉法に基づき、主に未就学の障がいのある こ たい にちじょうせいかつ きほんてき 子どもに対し、日常生活における基本的な どうさおよ ちしきぎのう しゅうとく しゅうだんせいかつ 動作及び知識技能の習得のほか、集団生活への てきおう し えん おこな ちいき 適応のための支援などを行います。また、地域 しょう がいのあるこ ども へごしや たい し えん の障がいのある子どもや保護者に対して支援を おこな ちいき ちゅうかくてきし えん かん 行い、地域における中核的支援機関として、 しょうがい じ つうしょうし えんじぎょうしょう うれんけい し えん 障害児通所支援事業所等との連携による支援の じつ こうじょう ほか 質の向上を図るとともに、インクルージョンを すいしん 推進します。 また、こうりつ じ どうはつたつし えん また、公立の児童発達支援センターについては、 さら きのう じゅうじつ め ざ 更なる機能の充実を目指します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけん ふく し ぶ 障がい保健福祉部
じゅうしょうしんしんしょう じしや 重症心身障がい児者 等受入促進事業【再掲】	しょうがいふくし じぎょうしよ たい かんごしやくいんはいち 障害福祉サービス事業所に対し、看護職員配置 かか じんけんひ いりよう き きどう こうにゅうひおよ せつび に係る人件費、医療機器等の購入費及び設備 かいしゅうひ ほ じよ じぎょうしよ 改修費を補助することにより、事業所における じゅうしょうしんしんしょう じしや いりようてき よう しょう 重症心身障がい児者・医療的ケアを要する障 じしや うけいれしやそうろうか ほか がい児者の受入者数増加を図ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけん ふく し ぶ 障がい保健福祉部
いりようてき じ どう し えん 医療的ケア児等の支援 体制構築事業	いりようてき じ どう し えん しやうせいけんしゅう じっし 医療的ケア児等支援者養成研修を実施すると いりようてき じ どう うけいれ かん じょげん しょう ともに、医療的ケア児等の受入に関して助言・指導 をするサポート いし はいち をするサポート医師を配置します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけん ふく し ぶ 障がい保健福祉部
いりようてき じ 医療的ケア児レスパイト事業	いりようてき じ かぞく たい じぎょう 医療的ケア児の家族に対するレスパイト事業とし ほうもんかんご ていきよう いりようてき て訪問看護を提供することで、医療的ケアを ひつよう しょう じ すす せいちよう 必要とする障がい児が健やかに成長でき、その かぞく あんしん こそだ おこな かんきよう つく 家族が安心して子育てを行える環境を作ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけん ふく し ぶ 障がい保健福祉部
いりようてき じ どううけいれたんき 医療的ケア児等受入短期 入所事業所補助事業	いりようてき じ およ じゅうしょうしんしんしょう じ しゅくはく 医療的ケア児及び重症心身障がい児を宿泊に たんきにゅうしよ う い たいせい い じ かいぜん て短期入所で受け入れる体制を維持・改善する いりようがたたんきにゅうしよじぎょうしよ たい しゅくはくうけいれすう ため、医療型短期入所事業所に対し宿泊受入数 おう ほ じよ に応じて補助します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけん ふく し ぶ 障がい保健福祉部
こ 子どもの ぼちようきこうにゅうひどう 子どもの補聴器購入費等 助成事業の拡充 じょせいじぎょう かくじゅう 【再掲】	しんたいしょうがいしやてちよう こうふたいしょう けいど 身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・ ちゅうとうどなんちようじ ほごしや たい ぼちようきこうにゅうとう 中等度難聴児の保護者に対し、補聴器購入等の ひよう じょせい 費用を助成します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけん ふく し ぶ 障がい保健福祉部

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
ほうかごじどう 放課後児童クラブにおけ る障がい児の受入れ	しょうがいのある子どもの健全育成及び保護者に対 する支援として、障がいのある子どもを受け入れ ている館に指導員を加配できるようにするなど、 子どもの障がいに応じた配慮をしながら、障が いのない子どもと同じように児童会館及びミニ児 童会館を利用できる環境づくりを進めます。ま た、民間児童育成会についても、保護者が就労し ている障がいのある子ども等を登録している 場合は助成金を加算するなど、各会における受入 れの促進を図ります。	けいぞく 継続	こどもみらいきよく 子ども未来局 こどもいくせいぶ 子ども育成部
ほうかごじどう 放課後児童クラブへの 看護師配置	いりようてき医療的ケア児を受け入れる放課後児童クラブに 看護師を派遣します。	けいぞく 継続	こどもみらいきよく 子ども未来局 こどもいくせいぶ 子ども育成部
こどものくらししえん 支援 コーディネート事業	「子どもコーディネーター」が、児童会館や子ど も食堂などの子どもの居場所を巡回して、困難 を抱えている子どもや家庭を早期に把握し、関係 機関と連携しながら、必要な支援や重層的な見守 りへとつなげます。	けいぞく 継続	こどもみらいきよく 子ども未来局 こどもいくせいぶ 子ども育成部
こどもホスピスづくり の活動支援	重い病気や障がいのある子どもが安心して過 すことができる居場所「こどもホスピス」の早期 設立が実現するよう、広く市民に対しこどもホス ピスの意義を広め、理解促進を図ることで、民間 団体等が進めるこどもホスピスづくり活動を支援 します。	しんき 新規	こどもみらいきよく 子ども未来局 こどもいくせいぶ 子ども育成部
こどもの権利救済機関 の運営	いじめや差別などの深刻な権利侵害だけでなく、 子どもに関わる様々な悩みについて相談を受ける とともに、救済の申立て等に基づき、公的第三者 の立場で、関係機関への事実確認の調査や関係 者間の調整等を行います。	けいぞく 継続	こどもみらいきよく 子ども未来局 こどもけんり 子どもの権利 きゅうさいじむきよく 救済事務局

とりくみ 取組	とりくみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
しょうがい児保育の実施と しょうがい児保育巡回指導	ほいく ひつよう しんしん しょう 保育が必要な心身に障がいのある子どもを、障 がいのない子どもとともに集団保育することに より、せいちょうはつたつ そくしん じどうふくし 成長発達を促進するとともに、児童福祉の ぞうしん はか じっしほいくじょ 増進を図ります。実施保育所においては、障がい 児保育の充実を図るため、公認心理師など専門員 による巡回指導を行い、必要に応じて保育者ま たは保護者に対して指導、助言を行います。	けいぞく 継続	こどもみらいきよく 子ども未来局 こそだ しえん ぶ 子育て支援部
こうりつほいくじょ への かんごし 公立保育所 への 看護師 配置	いちりつほいくえん かんごし はいち いりようてき 市立保育園において看護師を配置し、医療的ケア 児を受け入れます。	けいぞく 継続	こどもみらいきよく 子ども未来局 こそだ しえん ぶ 子育て支援部
わたくしりつほいくじょ かんごし 私立保育所 の 看護師 はいち へいじょ 配置への補助	かんごし はいち いりようてき じ うい 看護師を配置して医療的ケア児を受け入れる わたくしりつほいくじょ へいじょ おこな 私立保育所に補助を行います。	けいぞく 継続	こどもみらいきよく 子ども未来局 こそだ しえん ぶ 子育て支援部
はつたつそうだん しえん じゅうじつ 発達相談・支援の充実 (ちあふる、にじいろう)	かくくほいく こそだ しえん しんりようほうし 各区保育・子育て支援センターに心理療法士を 配置し、発達に心配のある子どもや障がいのある 子どもの保護者への子育て支援を実施します。	かくじゅう 拡充	こどもみらいきよく 子ども未来局 じどうそうだんじょ 児童相談所
じどうふくしそūdān 児童福祉相談・ しえんたいせい きょうか 支援体制の強化	2021年に策定した「第3次札幌市児童相談体制 強化プラン」に基づく取組に加え、2025年におけ る札幌市東部児童相談所の開設も踏まえ、引き続 き、地域における相談支援体制や関係機関との 連携・支援体制の強化などを行います。	けいぞく 継続	こどもみらいきよく 子ども未来局 じどうそうだんじょ 児童相談所
はつたつしょう しゃしえんたいせい 発達障がい者支援体制 せいびじぎょう 整備事業 【再掲】	こべつしえん 個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ」 の活用促進、支援者の人材育成、ペアレントメン ター等の活用による家族支援、普及啓発冊子の 作成・配布などの取組により、発達障がいのあ る方が社会で十分活躍できるよう、支援体制を 整備します。 また、発達障害者地域支援マネジャーによる、 支援困難な事例への機関支援に加え、広域的人材 による強度行動障がいのある方を支援する福祉 サービス事業所等への集中的支援事業を実施し ます。	かくじゅう 拡充	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくし ぶ 障がい保健福祉部

(2) 学校教育の充実

- 特別な教育的支援を必要とする児童生徒が地域の学校で学べるよう、教育環境の整備を推進します。
- 教育と福祉施策の連携により、就学時及び卒業時における支援体制の円滑な移行、幼稚園・学校と障害児通所支援事業所等の連携を図ります。
- 障がいのある子どもと障がいのない子どもができるだけ同じ場でともに学ぶことを目指したインクルーシブ教育システム構築に向けた国の取組を踏まえつつ、一人一人の障がいの状態や教育的ニーズに応じた指導を提供できるよう、多様で柔軟な仕組づくりを進めています。

とりくみ 取組	とりくみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
がっこうせつ 学校施設バリアフリー化 整備事業【再掲】	すべての子どもが安心して学ぶことができる環境を整えるため、学校施設のバリアフリー化を推進し、段差解消やバリアフリースイールの整備、要配慮児童生徒等在籍校及び進学予定校へのエレベーターの整備を行います。	けいぞく 継続	きょういくいいんかい 教育委員会 がっこうしえんたんとうぶ 学校支援担当部
いりようてき 医療的ケア児への支援 体制の確保	市立学校に在学する医療的ケア児の安全・安心な学校生活のため、支援が必要な全ての学校に看護師を配置します。	けいぞく 継続	きょういくいいんかい 教育委員会 がっこうしえんたんとうぶ 学校教育部
にんげんそんちよう 「人間尊重の教育」 推進事業【再掲】	札幌市学校教育の重点の基盤に位置付けている「人間尊重の教育」について、生命の尊重、人格の完成、基本的人権、人間愛などの根底を貫く国境や文化なども超えた普遍的な精神を基に、子ども一人一人が「自分が大切にされている」と実感できる学校づくりの推進を図ります。	けいぞく 継続	きょういくいいんかい 教育委員会 がっこうきょういくぶ 学校教育部
きょうしよくいんむ 教職員向け研修 【再掲】	校長や教員が子どもの権利についてより一層理解することができるように、新任管理職研修や初任段階における研修（1年次）、専門研修などで子どもの権利に関する講義を行うとともに、学校生活に困りを感じている子どもの理解と支援に関連した演習などを行います。	けいぞく 継続	きょういくいいんかい 教育委員会 がっこうきょういくぶ 学校教育部

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
ひとりひとりが学び育つための 教育的支援の充実	発達に障がいがあるなどの特別な教育的支援 を必要とする児童生徒が、個々のもつ力を最大限 に発揮できるよう、「サポートファイルさっぽろ」 及び「学びのサポーター」の活用や、対象となる 児童生徒については「発達障がい通級指導 教室（まなびの教室）」の利用などにより、 一人一人の障がいの状態や教育ニーズに応じ た教育的支援の充実を図ります。	けいぞく 継続	きょういくいいんかい 教育委員会 がっこうきょういくぶ 学校教育部
地域で学び育つための 教育環境の整備	特別な教育的支援を必要とする児童生徒が居住 する身近な地域において適切な支援を受けること ができるよう、特別支援学級や通級指導教室 の整備を推進します。	けいぞく 継続	きょういくいいんかい 教育委員会 がっこうきょういくぶ 学校教育部
幼児教育相談	発達に心配のある幼児や子育てに関して、幼児 教育センターにおける相談のほか、各区の市立 幼稚園・市立認定こども園を会場とした「地域 教育相談」を実施します。	けいぞく 継続	きょういくいいんかい 教育委員会 がっこうきょういくぶ 学校教育部
私立幼稚園等における 特別支援教育の推進	私立幼稚園等で特別な教育的支援を必要とす る幼児に適切な支援を行うため、幼児教育 支援員が私立幼稚園等を訪問し、個別の指導 計画の作成支援や教員相談を行うとともに、 幼児教育センターが特別支援担当者向け研修会 を実施するなどして特別支援教育の充実を図り ます。	けいぞく 継続	きょういくいいんかい 教育委員会 がっこうきょういくぶ 学校教育部

(3) 成人期への移行支援

- ハローワークなどの関係機関との連携の下、卒業後、就労につなげるための支援の充実を図ります。
- 学校教育後も地域で安心して生活することができるよう、福祉サービスの利用につなげるなど、相談支援体制の充実を図ります。

とり組み 取組	とり組みがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
じゅうどほうもんかいごりようしゃ 重度訪問介護利用者の だいがくしゅうがくしえんじぎょう 大学修学支援事業 さいけい 【再掲】	じゅうどしやう しや しゅうがく ひつよう しえんたいせい 重度障がい者が修学するために必要な支援体制 だいがくとう こうちく を大学等が構築できるまでの間において、 じゅうどしやう しや たい しゅうがく ひつよう しんたいかいごとう 重度障がい者に対し修学に必要な身体介護等を ていきよう しやう しや しやかいさんか そくしん 提供し、もって、障がい者の社会参加を促進し ます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
ちてきしやう かた 知的障がいのある方を たいしやう かいごしやくいん 対象とした介護職員 しよにんしゃようせいこうざ さいけい 初任者養成講座【再掲】	とくべつしえんがっこう せいとう ちてきしやう かた 特別支援学校の生徒等（知的障がいのある方） かいご ひつよう ぎじゆつ ちしき み が、介護をするために必要な技術や知識を身に つけ、地域の福祉への貢献や福祉関係への就労 かのうせい ひろ もくてき かいごしやくいんしよにんしゃ の可能性を広げることを目的に介護職員初任者 ようせいこうざ じっし 養成講座を実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
さっぽろしりやうてき じ しえん 札幌市医療的ケア児支援 けんとうかい せいじんき 検討会における成人期へ の移行に係る検討 じゅうてんとり組み 重点取組	いりやうてき じ かぞく ちいさ ささ 医療的ケア児とその家族を地域で支えられるよ うにするため、関係者が一堂に会し、地域の課題 たいおうさく けいぞくてき いけんこうかん じやうほうきやうゆう や対応策について継続的に意見交換や情報共有 をはか ることを目的として、札幌市医療的ケア児 しえんけんとうかい せっち ば かつよう 支援検討会を設置しており、この場を活用して いりやうてき じ せいじんき いこう けんとう 医療的ケア児の成人期への移行についても検討し ます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
しやうにまんせいとくていしつぺい じ どう 小児慢性特定疾病児童 とうじりつ しえんじぎょう 等自立支援事業	ようしやうき まんせいてき しつぺい りかん 幼少期から慢性的な疾病に罹患していることによ り自立に困難を伴う児童等に対し、相談体制の きょうか はか 強化を図るとともに、ニーズに応じた各種事業を じっし 実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよくほけんじよ 保健福祉局保健所
いちりつこうとうしえんがっこう 市立高等支援学校におけ る教育の充実 きやういく じゅうじつ	いちりつさっぽろ もりこうとうしえんがっこう いちりつさっぽろほうめい 市立札幌みなみの杜高等支援学校と市立札幌豊明 こうとうしえんがっこう そうご れんけい しゅうろうしえん 高等支援学校が相互に連携し、就労支援コーデ ィネーターの配置等により就労支援体制の充実 をはか を図ります。	けいぞく 継続	きやういくいいんかい 教育委員会 がっこうきやういくぶ 学校教育部

現状認識

障がいがある方が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある方がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保する必要があります。

また、働く意欲のある障がいのある方の特性や能力を最大限活かすことができるような支援を行い、最も適した働く場に円滑に移行していくためには、障がいのある方自身の将来的な成長の可能性も含めてアセスメントを行うことが重要です。

障がい者雇用の促進に向けては、国の障がい者雇用施策を中心に、関係機関が連携して取り組む必要があり、障がいのある方が当たり前に働けるよう、企業等に対する障がい者雇用に関する情報提供の充実や理解の促進など、雇用の場の確保に向けた取組が求められています。

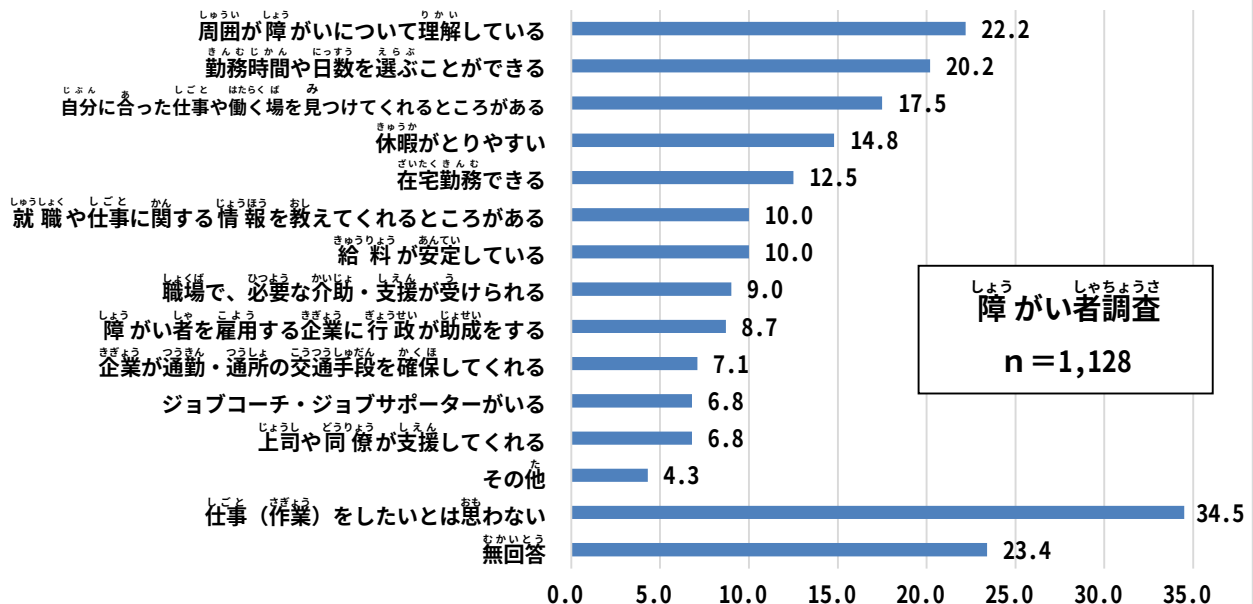
就労支援事業所などの福祉的就労の場の充実や、工賃水準の向上が求められています。また、一般就労をした障がいのある方の職場定着に向けて、就業面や生活面からの一体的な支援を行うとともに、地域の就労支援機関と連携をしながら、継続的な職場定着支援を行うことが必要です。

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、地方公共団体は、障がい者就労施設等で就労する障がいのある方の自立の促進に資するため、障がい者支援施設等の受注機会の増大を図るための取組を推進することが求められています。

2025年度札幌市障がい児者実態等調査結果

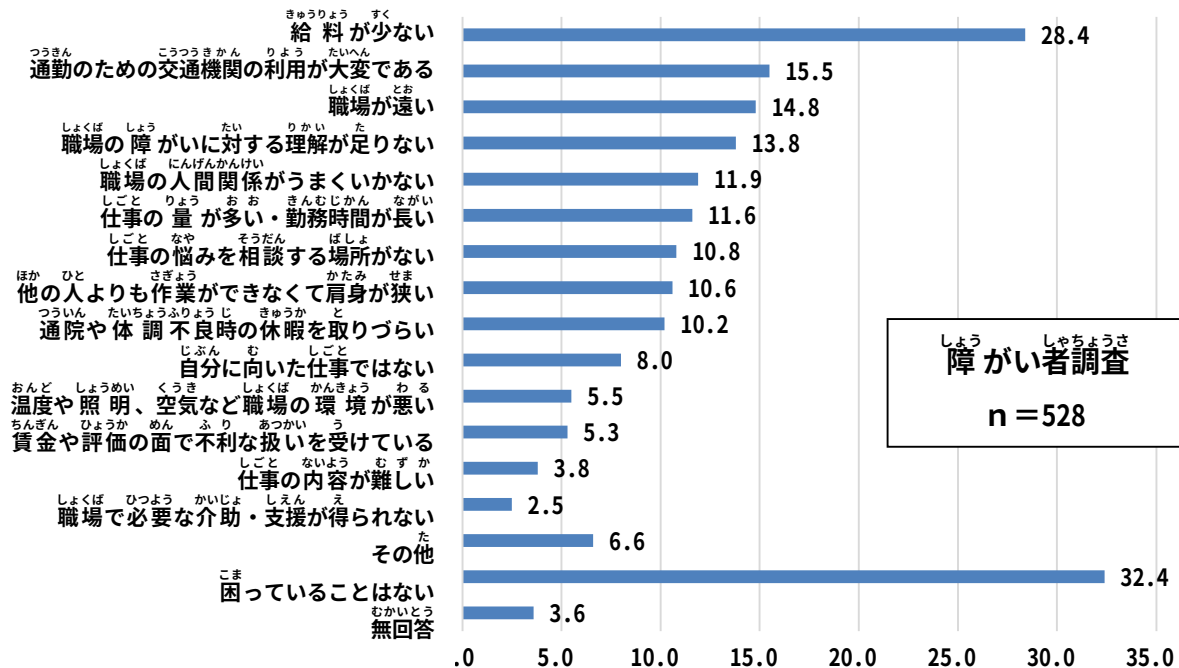
周囲の障がい理解のほか、勤務時間や日数の柔軟な対応が必要とされている

仕事を始めるために必要な事項 (%)



仕事を続けていく上では給与のほか、職場の障がい理解の向上が求められている

仕事を続ける上での困りごと (%)



(1) 個々のニーズに対応した就労相談支援体制の充実

- 障がい者雇用を推進する国などの関係機関と連携し、障がいのある方の雇用促進に向けた相談支援体制の充実を図ります。

とり組み 取組	とり組みがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
就労相談支援体制の 充実（障がい者 就業・生活相談支援 事業）	障がいのある方の一般企業等における雇用の 促進と継続を図るため、就業と日常生活にか かわる相談支援を行うとともに、ハローワーク 等の関係機関と連携しながら、「ジョブサポータ ー」や支援員が職場を訪問し、本人と職場の双方 に対し職場定着支援を行います。	けいぞく 継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい者就業支援 事業	国との共催により、障がい者就職面接会を 開催し、より多くの企業との情報交換の場を 提供することにより、障がいのある方の就職 活動を支援し、雇用促進を図ります。	けいぞく 継続	保健福祉局 障がい保健福祉部 経済観光局 経営支援・雇用 労働担当部

(2) 雇用機会の拡充（一般就労・福祉的就労）

- 国の障がい者雇用施策と連携し、障がいのある方の雇用の機会の確保に努め、就職や
職場定着のための支援の充実を図ります。
- 札幌市においても率先して障がいのある方の雇用に努め、障がいのある方の一般就労へ
のステップアップを支援します。

とり組み 取組	とり組みがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
地域活動支援センター （就労者支援型） の運営	一般企業等で就労している障がいのある方に対し、仕事上の悩みや生活に関する悩みの相談を受 けるほか、利用者同士の交流の場を提供するこ とにより、就業継続にかかわる総合的な支援を おこな 行います。	けいぞく 継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

(3) 一般就労の推進

- 障害者総合支援法に基づく就労移行支援サービスのほか、札幌市独自の取組により、障がいのある方の一般就労への移行を推進します。
- 障がいのある方の職場実習等の機会の充実を図ります。

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
障がい者 D X リスクリング事業 【再掲】	一般企業に就職後の障がい者が高度な I C T スキルを身につけ、D X 人材として活躍する ためのリスクリング講座を実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
重度障がい者等就労 支援事業【再掲】 重点取組	重度障がい等がある方に対して、通勤時や職場 等においても、重度訪問介護、同行援護、行動 援護の障害福祉サービスと同等のサービスを 提供できるよう、国の雇用施策と連携して実施 します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
知的障がいのある方を 対象とした介護職員 初任者養成講座【再掲】	特別支援学校の生徒等（知的障がいのある方） が、介護をするために必要な技術や知識を身に つけ、地域の福祉への貢献や福祉関係への就労 の可能性を広げることを目的に介護職員初任者 養成講座を実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
障がい者の就労・雇用 に対する理解促進（障 がい者元氣スキルアップ 事業）	障がいのある方の一般企業における雇用機会を 確保し、職場定着率を高めるために、障がい者 元氣スキルアップ事業により、障がいのある 方、福祉サービス事業所（特に就労支援系）、 民間企業等を対象とする各種セミナー、職場 実習、職業紹介、職場開拓を行います。ま た、自立支援協議会（就労支援推進部会）を通 じて、障がい者雇用に関する理解促進を図りま す。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
障がい者就業体験 事業	就労移行支援事業所等で就労訓練を受けている 障がいのある方に対し、一般企業等における 就業体験の機会を提供することにより、一般 就労に向けた就職活動に役立てるとともに、 企業側に対しても、障がいのある方の受入れを 通じて、障がい者雇用について理解しイメージ づくりを行うきっかけを提供することで、障 がいのある方の一般就労を推進します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部

(4) 福祉的就労における工賃向上

- 「障害者総合支援法」が定める就労支援サービスのほか、元気ショップの運営等の札幌市独自の取組により、障がい者施設（福祉的就労）における工賃の向上を図ります。

とりくみ 取組	とりくみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
せいひん はんろかくだいしえん 製品の販路拡大支援	ちいきかつどうしえん ちいききょうどうさぎょうじよ 地域活動支援センター、地域共同作業所などの うんえいきょうか はか せいひん 運営強化を図るために、製品のレベルアップや うんえいめん たい しどうとう おこな 運営面に対する指導等を行います。 また、障がいのある方が施設等でつくった製品を はんばい じようせつてんぽ げんき 販売する常設店舗として「元気ショップ」を運営 し、製品の購入を通じた市民の障がいに対する りかいそくしん しょう かた こうちん そうがく めざ 理解促進や、障がいのある方の工賃の増額を目指 します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
はっちゅうきかい かくじゅう 発注機会の拡充、 じゅちゅうちょうせいしえん げんき 受注調整支援（元気ジ ョブアウトソーシングセ ンター運営事業）	しょう しゃしせつとう おこな せいそう いんさつ 障がい者施設等で 行っている清掃・印刷などの えきむていきょう ふう けいさぎょう 役務提供サービスや封かんなどの軽作業につい て、民間企業等への営業や、各施設への受注 ちょうせいとう おこな うんえい しょう 調整等を行うセンターを運営し、障がいのあ るかた こうちんこうじょう めざ る方の工賃向上を目指します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
しょう しゃしせつとう 障がい者施設等からの ゆうせんちようたつ すいしん 優先調達の推進	しょうがいしゃゆうせんちようたつすいしんほう もと さっぽろし 障害者優先調達推進法に基づいて、札幌市 しょうがいしゃしゅうろうしせつとう ぶつびんとう ちようたつほうしん 障害者就労施設等からの物品等の調達方針を まいねんどさくてい ちようない かくぶきよく ちようたつ 毎年度策定し、庁内の各部局において調達を すいしん 推進します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部

現状認識

障がいのある方が、自らの意思と選択によって、ライフステージに応じ、それぞれの興味・関心、生活領域に応じ、様々な活動や学習を続けていくことが重要です。

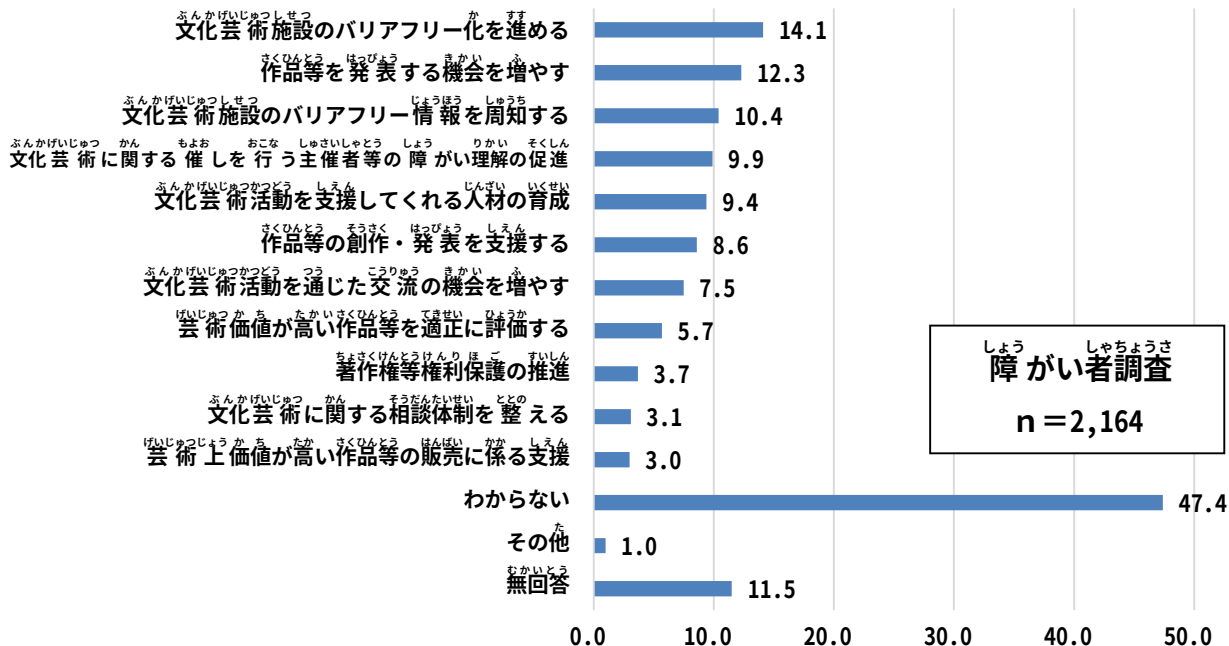
「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律(障害者文化芸術推進法)」の施行(2018年)を契機として、全ての障がいのある方の芸術及び文化活動への参加を通じて、その生活と社会を豊かにしていくことが求められています。また、「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」の施行(2019年)により、障がいの有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現が求められています。

障がい者スポーツについては、札幌市でも一部の競技が実施された2020東京オリンピック・パラリンピック競技大会における心のバリアフリーの普及拡大などのレガシーを継承するとともに、障がいの有無にかかわらず、誰もが障がい者スポーツに親しめる機会をつくる必要があります。

障がいのある方が文化芸術活動やスポーツ等を行う際には、必要となる配慮や支援が提供される環境の整備が求められます。また、活動を通じて、障がいのある方と障がいのない方が交流し、障がいのある方に対する理解を深めることが重要です。

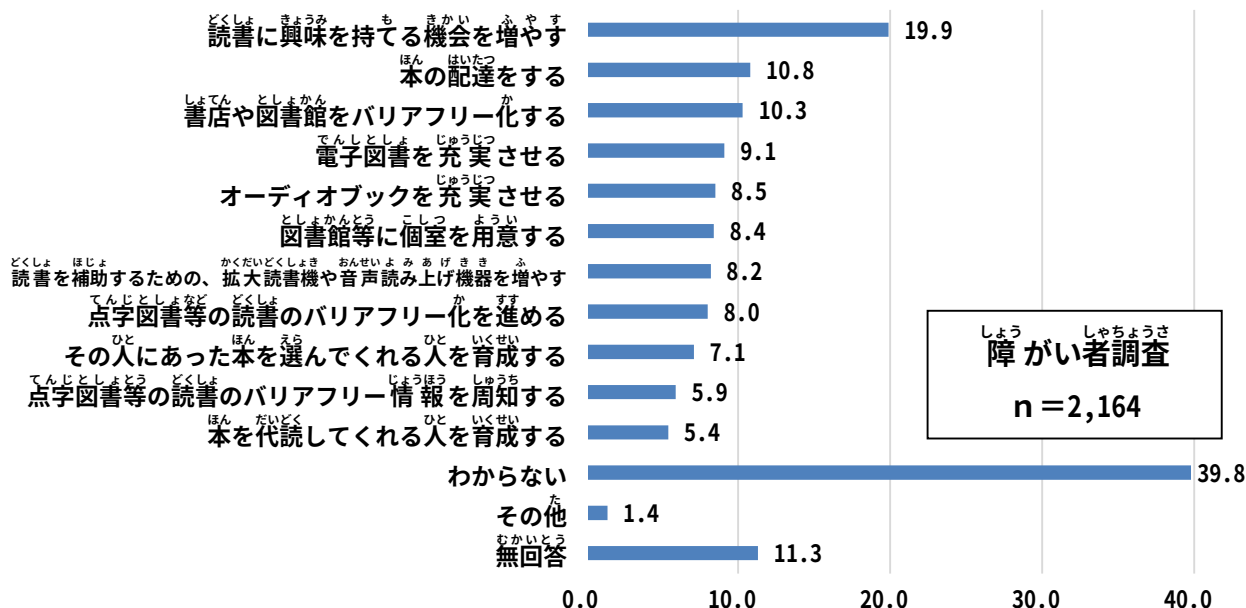
文化芸術施設のバリアフリー化や作品等を発表する機会等の支援が求められている

文化芸術活動の推進に必要な事項 (%)



読書に興味を持てる機会づくりが必要

読書の推進に必要な事項 (%)



施策の柱

(1) 文化芸術活動・生涯学習活動の推進

- 障がいのある方が、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、多様な文化芸術活動等に参加できる環境づくりを進めます。
- 視覚障がいや学習障がいなど、あらゆる障がいの方に対する読書環境の整備を推進します。

とりぐみ 取組	とりぐみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
視覚での認識が困難な方への支援【再掲】	中央図書館と録音図書や点字図書を専門的に取り扱う視覚障がい者情報センターが情報を共有するなど、両施設が連携して視覚に障がいのある方への支援を行ってきました。今後も、目で文字を読むことが困難な方に対して、利用される方の障がいの状態に応じた適切なご案内が出来るよう、役立つ情報の発信など、更なる支援を行います。	けいぞく 継続	保健福祉局 障がい保健福祉部 教育委員会 中央図書館
読書活動の推進に取り組む人との連携【再掲】	乳幼児から高齢者、障がいがある方など、誰もが本に親しめる環境を整備することを目的にボランティアと図書館、関連施設との連携を図っていきます。また、そのための講習会や研修会を開催し、ボランティアの資質向上や新たなボランティアの育成に努めます。	けいぞく 継続	保健福祉局総務部 障がい保健福祉部
特別な支援を要する子ども読書の環境の充実【再掲】	図書館利用に困難を伴う子どもたちについては、一人一人に応じた読書活動の支援が求められます。図書館では、個々のニーズに応じた効果的な支援を整備・充実させるため、視覚障がい者情報センターなどとの連携を更に推進するとともに、大活字本など様々な障がいに対応した本の収集に努めるなど、サービスの在り方について検討を進めます。	けいぞく 継続	保健福祉局 障がい保健福祉部 教育委員会 中央図書館
札幌市健康づくりセンターの利用促進	障がいのある方が健康づくりに取り組む機会を提供するため、札幌市健康づくりセンターの利用を促すとともに、運動指導員や理学療法士による健康づくりの支援を行います。	けいぞく 継続	保健福祉局 ウェルネス推進部

とりくみ 取組	とりくみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
こうきょうしせつ 公共施設バリアフリー 化促進事業【再掲】	きそん しゅうけんちくぶつ 既存の市有建築物のうち、バリアフリー基本構想 2022 で定めた重点整備地区内の官公庁施設等 をはじめ、特別特定建築物（不特定かつ多数の者 が利用し、又は主として高齢者、障がいのある かたどうりょうが利用する建築物）のバリアフリー化を そくしん 促進します。	けいぞく 継続	せいさくきよく まちづくり政策局 ユニバーサル すいしんしつ 推進室
しょう しゃ む おんがく 障がい者に向けた音楽 ワークショップやコンサ ート等のイベントの実施	しょう しゃ む おんがく 障がい者の方の文化活動への参加を支援する ため、文化芸術施設へ来館する機会が少ない障 がいのある方に向けて、音楽ワークショップやコ ンサート等のイベントを行います。	けいぞく 継続	しみんぶんかきよく ぶん かぶ 市民文化局文化部
さっぽろアートステージ における取組	さっぽろアートステージ事業美術部門では、2021 年度より「ボーダレスアート作品展」を実施して います。今後も、障がいのある無にかかわらずあ らゆる方が表現者として同じ場に立つことがで きる場所を創出・提供することで、広く社会 全体での文化芸術振興を目指していきます。	けいぞく 継続	しみんぶんかきよく ぶん かぶ 市民文化局文化部
さっぽろこくさいげいじゅつさいとう 札幌国際芸術祭等にお ける取組	さっぽろこくさいげいじゅつさい 札幌国際芸術祭2024 では、筆談によるワークシ ョップや手話によるガイドツアーを開催しまし た。今後の札幌国際芸術祭や関連事業において も、障がいのある方を含め、誰もが参加できる 取組を検討します。	けいぞく 継続	しみんぶんかきよく 市民文化局 こくさいげいじゅつさいたんとうぶ 国際芸術祭担当部
がくしゅうきかい ていきょう 学習機会の提供 (さっぽろ市民カレッ ジ)	しみん じ こけいばつ い 市民の自己啓発や生きがいづくりを支援すると もに、学習した成果を地域社会の発展などに つなげることを目指して、生涯学習センターを 拠点として、市民の多様な学習ニーズに対応す る学習機会を提供します。当該事業の中で、 社会技能の向上等に資する講座を開講し、障 がいのある方も含め、誰もが気軽に参加できる 学習・活動機会の充実を図ります。	けいぞく 継続	きょういくいいんかい そう む ぶ 教育委員会総務部
ちてきしょう しゃ 知的障がい者のための 成人学級事業	とくべつしえんがっこうどう しゅうりょう ちてきしょう 特別支援学校等を修了した知的障がいのある方 が社会生活によりよく対応できるよう、他の 学級生等と交流しながら、公共マナーやスポ ーツ、調理などの実生活に役立つ学習を行いま す。	けいぞく 継続	きょういくいいんかい そう む ぶ 教育委員会総務部

とり組み 取組	とり組みがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
あら 新たな読書機会の創出 【再掲】	たよう じじょう 多様な事情により来館時間の確保が困難な方など へのサービスを充実させるため、電子図書館の 利用促進に取り組みます。	けいぞく 継続	きょういくいいんかい 教育委員会 ちゅうおうとしょかん 中央図書館
とくべつ しえん 特別な支援を要する方への サービスの充実 【再掲】	しょう どう 障がい等により一般的な図書の判読や図書施設 の利用に困難を抱える方の読書環境を整備する ための支援策等について検討を進め、サービスの 充実を図ります。	けいぞく 継続	きょういくいいんかい 教育委員会 ちゅうおうとしょかん 中央図書館

※ このほか、障 害 福祉サービスにおける日 常 生活用具給付事業として、視覚障 害 者 用 拡大読書器、
点字ディスプレイ、視覚障 害 者 用 活字読上げ装置などを給付しています。
サービス量見込みについては第 5 章 参 照

(2) 障 がい者スポーツの振興

- 障 がいのある方が地域においてスポーツに親しむことができる環 境 づくりを進めます。
- 障 がい者スポーツを通して、社会参加のみならず、健康づくりや交 流 の輪を広げるなど、
障 がいのある方の生活を豊かにしていきます。

とり組み 取組	とり組みがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
しょう しゃ 障 がい者スポーツ大会 の開催	さっぽろししょう しゃ 札幌市 障 がい者スポーツ大会を開催し、障 がい のある方がスポーツを通じて体力の向上や自立 への意欲を高め、スポーツの楽しさを体験すると ともに、障 がいのある方に対する市民の理解の 促進を図ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけん ふく しぶ 障 がい保健福祉部
しょう しゃ 障 がい者スポーツの 振興	しょう しゃ 障 がい者スポーツの体験会や、スポーツ教室を 開催し、障 がい者スポーツの普及・振興を促進し ます。	けいぞく 継続	きょく スポーツ局 スポーツ部
しょう しゃ 障 がい者スポーツに 利用可能な学校開放の 推進	がっこうかいほうじぎょう 学校開放事業の一環として、障 がい者スポーツ 専用学校開放校を設けることで、活動場所が不足 している障 がい者スポーツ団体を支援するとと もに、障 がい者スポーツの裾野を広げていきま す。また、一部学校において優先枠の取組を行 います。	けいぞく 継続	きょく スポーツ局 スポーツ部
しょう しゃ 障 がい者スポーツセン ターの設置検討	しょう う む かか 障 がい者の有無に関わらず誰もがスポーツを楽し める環 境 をつくるため、障 がい者スポーツセン ターの設置に向けた検討を進めます。	けいぞく 継続	きょく スポーツ局 スポーツ部

コラム⑤～ しょう ふうし ぎじゅつかくしん 障がい福祉と技術革新～

なんびょう かんじゃ しょうがいしゃそうごうしえんほう もと しょうがいふうし どう たいしょう
難病の患者は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の対象となっており、
たいしょう しつぺい なんびょうほう もと していなんびょう けんとう ふ じゅんじ かくだい
対象となる疾病は、難病法に基づく指定難病の検討を踏まえ、順次、拡大されています。

かんじゃすう きわ すく きしょうしっかん なんびょう おお いま ゆうこう ちりょうほうほう かくりつ
患者数が極めて少ない希少疾患や難病では、その多くで未だ有効な治療方法が確立され
ていませんが、くに くに なんびょう そうきしんだん あら ちりょうほうかいはつ なんびょうかんじゃ よ
国では、難病の早期診断や新たな治療法開発など、難病患者のより良い
いりょう すいしん こっかせんりやく ぜん かいせきとう すいしん
医療の推進のために、国家戦略として、全ゲノム解析等を推進しています。

いでんし いでんじょうほう ぜんたい い み
ゲノムとは、遺伝子をはじめとする遺伝情報の全体を意味します。これまでのゲノム
けんきゅう とくてい いでんし かいせき たいしょう し ぼ いっぱんてき ぎじゅつ はったつ
研究は、特定の遺伝子など解析する対象を絞ることが一般的でしたが、技術の発達により、
い でんし ふく ぜんたい いちど かいせき けんきゅう すす
すべての遺伝子を含むゲノム全体を一度に解析できる研究が進んでおり、これまで
しんだん びょうき とくてい あたら ちりょうほう かいはつ
診断がつかなかった病気の特異や、新しい治療法の開発につながると期待が高まっています。

きんねん こうちく さんじげん かそうくうかん さ
また、近年、インターネット上に構築された三次元の仮想空間やそのサービスを指す、
しんぎじゅつ ちゅうもく
メタバースのような新技術も注目されています。

じょう こうどう かのう しょう かた さまざま
オンライン上での行動を可能にするメタバースは、障がいのある方にとって様々な
たいけん げんじつ せかい むずか かつどう おこな かのうせい
体験ができ、現実（リアル）の世界では難しかった活動が行えたりする可能性があり、
みらい しゃかいさんか そくしん かんきょう せいび こうけん
未来における社会参加を促進するツールのひとつとして、バリアフリー環境の整備に貢献
することが期待されます。

ほか なんびょう じゅうどしょう がいしゅつこんなん かたがた ぶんしん えんかくそうさ
この他にも、難病や重度障がいでも外出困難な方々が、分身ロボットを遠隔操作してス
はたら げんじつ どうじょう しょう かた しゅうろう ふく さまざま ぶんや
タッフとして働くカフェが登場するなど、障がいのある方の就労を含め、様々な分野
ぎじゅつかくしん かつよう はか
で技術革新とその活用が図られています。

しょう ふうし ぎじゅつかくしん しんわせい たか あら ぎじゅつ かいはつ しょう
障がい福祉と技術革新は親和性が高く、新たな技術が開発されることによって、障が
かた しゃかいさんか はんい ひろ かんが
いのある方が社会参加できる範囲がますます広がっていくと考えられます。

きょうせいしゃかい じつげん む こんご ぎじゅつかくしん きたい おも
共生社会の実現に向けて、今後もこのような技術革新に期待したいと思います。

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 障がい福祉計画・障がい児福祉計画について

(1) 計画の概要

本計画は、札幌市における今後の必要な障害福祉サービス等を計画的に提供できるよう、2025年度に示された第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る国の基本指針（以下「第8期国指針」という。）や第7期計画における実績等を勘案して、2029年度までの成果目標のほか、障害福祉サービスや障がい児通所支援、相談支援、地域生活支援事業等のサービス量見込みを定めるものです。

(2) 計画策定に向けて踏まえるべき制度内容

第8期国指針における基本的理念及び見直しの主なポイントについては、次に示します。



第8期障害福祉計画及び第4期障害児福祉計画に係る国の基本指針

【基本的理念】

- (1) 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- (2) 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
- (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- (4) 地域共生社会の実現に向けた取組
- (5) 障害児の健全やかな育成のための発達支援
- (6) 障害者の社会参加を支える取組定着

【基本指針見直しの主なポイント】

- 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
 - ・希望する地域生活の支援に向けた支援体制の確保
 - ・入所施設における居室の個室化等の推進
- 福祉施設から一般就労への移行等
 - ・就労選択支援の積極的な利用を促すための体制確保の推進
- 障害児支援の提供体制の整備等
 - ・地域支援体制の構築に向けた児童発達支援センターの4つの中核的機能の確保
 - ・のぞまないセルフプランの解消に向けた支援と、関係機関との連携体制を確保した上での伴走的な相談支援体制の確保
 - ・強度行動障害の状態にある児への支援ニーズの把握及び支援体制の整備
- 地域における相談支援体制の充実強化
 - ・のぞまないセルフプランの解消に向けた取組の推進
- 障害福祉人材の確保・定着、当事者視点に立ったケアの充実のための生産性の向上
 - ・介護テクノロジーの導入促進などによる間接業務の効率化と直接処遇業務の負担軽減・質の向上の推進
- 障害福祉サービスの質の確保等
 - ・ガイドライン等を踏まえた就労系サービスやグループホーム等の質の確保
- 高次脳機能障害者に対する支援
 - ・高次脳機能障害者支援法成立を踏まえた相談支援体制の充実、専門的な医療機関の確保、地域協議会の設置

2 障害福祉サービス等に関する成果目標

障がいのある方の自立支援の促進や共生社会の実現に向け、障害福祉計画（第8期）や障害児福祉計画（第4期）などの国の基本指針に即して、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として成果目標を設定します。

(1) 成果目標1 入所施設の入所者の地域生活への移行

① 施設入所者の地域生活への移行者数

施設に入所している方の高齢化や障がい程度の重度化などが進んでいることから、地域移行者数の伸びは鈍化傾向にありますが、介護・見守り体制の充実をはじめとした目標達成に向けた方策を講じることで、国の基本指針を参考に、2021～2024年度の年平均増加率（2.2 %）の達成を目指すこととし、2029年度末までに70人（3.8 %）以上の方が地域へ移行することを目標として設定します。

札幌市 障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	かんが 考え方
2025年度末の施設入所者1,816人のうち、2029年度末において70人（3.8 %）以上の方が地域生活に移行することを目指す。	2021～2024年度の平均増加率から推計

② 施設入所者数の減少

地域移行以外の減少要因には死亡や長期入院等が挙げられますが、障がいの重い方を受け入れるグループホームの整備などによる施設入所者数自体の減少も重要です。

国の基本指針や施設入所支援のサービス利用実績から、2029年度末には5.9 %の減少を見込み、2025年度末の施設入所者数（1,816人）を、2029年度末までに107人（5.9 %）以上減少することを目指す。

札幌市 障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	かんが 考え方
2029年度末の施設入所者を、2025年度末の施設入所者数1,816人から107人（5.9 %）以上減少することを目指す。	現行の成果目標を継続

《成果目標1を達成するための方策》

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
ちいきいこうしえん ちいき 地域移行支援・地域 ていちやくしえん じゅうてんとりくみ 定着支援 重点取組	ほうもんしえんいん せいしんかびょういん にゅういんかんじゃ そうだん おう 訪問支援員が精神科病院の入院患者の相談に応 じるほか、ピアサポーターや相談支援専門員など が、精神科病院入院患者及び障害者支援施設 に入所者の、障害福祉サービス事業所等への同行 や住まい探し、緊急連絡体制の確保等、退院・退所 の支援に取り組むことにより、地域移行・地域 定着を推進します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしふ 障がい保健福祉部
ぐるーぷほーむのせいび グループホームの整備 すいしん 推進	じゅうど しょう かの う い 重度の障がいのある方を受け入れる ぐるーぷほーむ しんちくせいび いちぶ ほじょ おこなう グループホームの新築整備費の一部に補助を行う ことにより整備を推進し、地域における居住の場 の充実を目指します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしふ 障がい保健福祉部
せいしんしょうがい たいおう 精神障害にも対応した ちいきほうかつけ あしすてむ 地域包括ケアシステム こうちく かんけいき かん 構築のための関係機関に よる協議の場の設置	せいしんしょうがい たいおう ちいきほうかつけ あしすてむ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの 構築を目指し、自立支援協議会精神障がい者 ちいきいこうすいしんぶろ じえくとち む きろん 地域移行推進プロジェクトチームにおける議論 けいこも だいめえ、いりょう ふく祉、かいごとうかんけいしや 経過も踏まえ、医療、福祉、介護等関係者による 協議の場を設置し、検討を進めます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしふ 障がい保健福祉部
じゅうたくかく ほうようはいりよしや たい 住宅確保要配慮者に対 する居住の安定確保の とりくみ 取組	しょうがいのある方などに対し、市営住宅入居者 ぼしじゅう ちゅうせんじ じゅうぐう おこな みるかん 募集の抽選時に優遇を行っています。また、民間 じゅうたく ふくむじゅうたくしじょうぜんたい じゅうたくせーふてい 住宅を含む住宅市場全体で住宅セーフティ なつと あんぜんもう こうちく にゅうきよ たいきよ ネット（安全網）を構築し、入居から退去までを さぽーとする相談体制の充実などにより、高齢の ひと しょう ひと じゅうたくかく ほうようはいりよしや 人や障がいのある人など、住宅確保要配慮者の きょじゅう ば あんていかくほ めざ 居住の場の安定確保を目指します。	けいぞく 継続	としききよく 都市局 しがいちせいびぶ 市街地整備部

※ 取組は第4章から抜粋の上、再掲しています。

(2) 成果目標 2 福祉施設から一般就労への移行等

① 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

就労移行支援事業及び就労継続支援事業における一般就労への移行に向けた取組を評価するため、引き続き、一般就労への移行に係る目標として、移行者数を確認していく必要があります。

また、就労移行支援事業については、事業目的の実現や事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、サービス利用終了者に占める一般就労への移行者の割合が一定水準以上である事業所の割合も目標として設定していくことが求められます。

このため、2029年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を2024年度の移行実績の1.31倍（848人）とすることなどをめざすほか、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを目ざして設定します。

札幌市障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	かんが 考 え 方
2029年度において、福祉施設の利用者のうち一般就労への移行者数を2024年度の移行実績の1.31倍（848人）とすることを目ざします。また、就労移行支援事業は1.25倍（425人）、就労継続支援A型は1.33倍（131人）、就労継続支援B型は1.40倍（292人）とすることを目ざします。	一般就労移行者数は国の基本指針に準ずる。 各サービスについては、2023～2025年度の一般就労への移行実績等を踏まえて設定。
就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とすることを目ざします。	国の基本指針に準ずる

② 就労定着支援事業及び就労選択支援事業の利用者数

近年、多様な障がい特性のある方を含めた働く障がいのある方が増加しており、2018年に改正された障害者総合支援法において、新たに就労定着支援事業が創設されました。企業等における定着支援としては、ハローワークによる関係機関と連携した支援やジョブコーチの派遣などの雇用政策による支援、障害者就業・生活支援センターによる就業面・生活面の一体的な支援に加え、就業に伴う生活面の支援などを行っており、雇用・福祉施策それぞれの分野における地域の関係機関の連携を強化する必要があります。こうしたことから、国の基本指針に準じて、2029年度末の就労定着支援事業の利用者数について、2024年度末実績の1.47倍以上を目指すことを目標として設定します。

また、2025年には、本人の自立に向けた一般就労への移行を含め、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援事業が創設されました。その利用を促すため、国の基本指針に準じて、2029年度末の就労選択支援事業の利用者数について、1,300人以上とすることを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	考え方
2029年度末の就労定着支援事業の利用者数について、2024年度末実績の1.47倍以上を目指します。	国の基本指針に準ずる
2029年度末の就労選択支援事業の利用者数について、1,300人以上とすることを目指します。	国の基本指針に準じ、 人口比を用いて設定

《成果目標2を達成するための方策》

取組	取組概要	区分	担当部
就労相談支援体制の 充実（障がい者 就業・生活相談支援 事業）	障がいのある方の一般企業等における雇用の促進と継続を図るため、就業と日常生活にかかわる相談支援を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携しながら、「ジョブサポーター」や支援員が職場を訪問し、本人と職場の双方に対し職場定着支援を行います。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
障がい者就業支援 事業	国との共催により、障がい者就職面接会を開催し、より多くの企業との情報交換の場を提供することにより、障がいのある方の就職活動を支援し、雇用促進を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部 経済観光局 経営支援・雇用 労働担当部

とりくみ 取組	とりくみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター (就労者支援型) の運営	いっばんきぎょうどう しゅうろう しょう 一般企業等で就労している障がいのある方に対し、仕事上の悩みや生活に関する悩みの相談を受けるほか、利用者同士の交流の場を提供することにより、就業継続にかかわる総合的な支援を行います。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう しょう 障がい保健福祉部
しょう しょう 障がい者 D X リスクリング事業	いっばんきぎょうどう しゅうしやくご しょう 一般企業に就職後の障がい者が高度な ICT スキルを身につけ、DX 人材として活躍するためのリスクリング講座を実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう しょう 障がい保健福祉部
じゅうどうしょう しょう 重度障がい者等就労 支援事業 重点取組	じゅうどうしょう どう しょう 重度障がい等がある方に対して、通勤時や職場等において、重度訪問介護、同行援護、行動援護の障害福祉サービスと同等のサービスを提供できるよう、国の雇用施策と連携して実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう しょう 障がい保健福祉部
ちてきしょう 知的障がいのある方を 対象とした介護職員 初任者養成講座	とくべつしえんがっこう せいどう ちてきしょう しょう 特別支援学校の生徒等（知的障がいのある方）が、介護をするために必要な技術や知識を身につけ、地域の福祉への貢献や福祉関係への就労の可能性を広げることが目的に介護職員初任者養成講座を実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう しょう 障がい保健福祉部
しょう しょう しょう 障がい者の就労・雇用 に対する理解促進（障 がい者元気スキルアップ 事業）	しょう しょう しょう 障がいのある方の一般企業における雇用機会を確保し、職場定着率を高めるために、障がい者元気スキルアップ事業により、障がいのある方、福祉サービス事業所（特に就労支援系）、民間企業等を対象とする各種セミナー、職場実習、職業紹介、職場開拓を行います。また、自立支援協議会（就労支援推進部会）を通じて、障がい者雇用に関する理解促進を図ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう しょう 障がい保健福祉部
しょう しょう 障がい者就業体験 事業	しゅうろういこうしえんじぎょうしょうどう しゅうろうくんれん しょう 就労移行支援事業所等で就労訓練を受けている障がいのある方に対し、一般企業等における就業体験の機会を提供することにより、一般就労に向けた就職活動に役立てるとともに、企業側に対しても、障がいのある方の受入れを通じて、障がい者雇用について理解しイメージづくりを行うきっかけを提供することで、障がいのある方の一般就労を推進します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう しょう 障がい保健福祉部

※ とりくみ だい しょう ばっすい うえ さいけい
取組は第4章から抜粋の上、再掲しています。

(3) 成果目標3 障がい児支援の提供体制の整備等

① インクルージョンの推進

障がいの有無にかかわらず全ての子どもが共に育つ環境整備を進めるため、障がいのある子どもの地域社会への参加や包容（インクルージョン）の取組をさらに推進する必要があります。

このため、2029年度末までに、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	かんが かん 考え方
インクルージョン推進のため、2029年度末までに、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置します。	くに 基本指針に 準 ずる

② 医療的ケア児等への支援

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の都道府県、圏域及び市町村への設置率は増加傾向にあり、本市でも2018年度に設置しています。こうした場を活用しながら、2021年に施行された医療的ケア児支援法や、その後の法改正を踏まえ、引き続き、地域における医療的ケア児等（成人期に移行した者や重症心身障がい児者を含む。）やその保護者に関する取組を進めていく必要があります。

このため、2029年度末までに、医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等やその保護者に対する支援の取組を推進することを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	かんが かん 考え方
2029年度末までに、医療的ケアを必要とする障がいのある子ども等やその保護者に対する支援の取組を推進します。	げんこう とりくみ けいぞく 現行の取組を継続

③ 障害児入所施設からの円滑な移行調整

令和6年施行の児童福祉法改正において、障害児入所施設から成人としての生活への移行調整の責任主体は都道府県及び政令市であることが明確化されました。また、一定年齢以上で移行可能な状態に至っていない場合や、強度行動障がい等が18歳近くになって強く顕在化してきたような場合等に十分配慮する必要があることから、22歳満了時（入所の時期として最も遅い18歳直前から起算して5年間の期間）までの入所継続が可能とされました。

これらの動きを受けて、国の基本指針に準じて、入所している児童が18歳以降、大人にふさ

わしい環境へ円滑に移行できるように、2029年度末までに、移行調整に係る協議の場を設置することを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	かんが かつ 考 え 方
入所している児童が18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるように、2029年度末までに移行調整に係る協議の場を設置します。	くに きほんししん じゅん 国の基本指針に準ずる

④ 強度行動障がいの状態にある児の支援のための体制整備

強度行動障がいの状態にある児について、現状では障がい児支援において受け入れが困難であるため、同居する家族にとって重い負担となることや、受け入れた事業所において適切な支援を提供することができず、意欲ある支援者が苦悩・疲弊し、本人の状態がさらに悪化するなどの実情もあります。

このため、2029年度末までに、強度行動障がいを有する児やその保護者に対する支援の取組を推進することを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	かんが かつ 考 え 方
2029年度末までに、強度行動障がいを有する児やその保護者に対する支援の取組を推進します。	くに きほんししん じゅん 国の基本指針に準ずる

《成果目標3を達成するための方策》

とりくみ 取組	とりくみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
じゅうしょうしんしんしょう じしゃ 重症心身障がい児者 とううけいれそくしんじぎょう 等受入促進事業	しょうがいふくし さーびす じぎょうしょ たい かんごしよくいんはいち 障害福祉サービス事業所に対し、看護職員配置 にか じんけんひ いりよう ききとう こうにゅうひおよ せつび に係る人件費、医療機器等の購入費及び設備 かいしゅうひ ほじょ じぎょうしょう 改修費を補助することにより、事業所における じゅうしょうしんしんしょう じしゃ いりようてきけ あ よう 重症心身障がい児者・医療的ケアを要する障 がい児者の受入者数増加を図ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう しょう 障がい保健福祉部
いりようてきけ あ じどう しえん 医療的ケア児等の支援 たいせいこうちくじぎょう 体制構築事業	いりようてきけ あ じどう しえんしやようせいけんしゅう じっし 医療的ケア児等支援者養成研修を実施すると いりようてきけ あ じどう うけい かん じよげん もに、医療的ケア児等の受入れに関して助言・ しどう ざぽーと いし はいち 指導をするサポート医師を配置します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう しょう 障がい保健福祉部

とりぐみ 取組	とりぐみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
いりようてきけ あじ 医療的ケア児 レスパイト事業	いりようてきけ あじ かぞく たい 医療的ケア児の家族に対するレスパイト事業と して訪問看護を提供することで、医療的ケアを 必要とする障がい児が健やかに成長でき、そ の家族が安心して子育てを行える環境を作ります。 す。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
いりようてきけ あじ とうけいれ 医療的ケア児等受入 短期入所事業所補助 事業	いりようてきけ あじ およ じゅうしょうしんしんしょう じ しゅくほく 医療的ケア児及び重症心身障がい児を宿泊 にて短期入所で受け入れる体制を維持・改善す るため、医療型短期入所事業所に対し宿泊 受入数に応じて補助します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
ほうかごじどうくらぶ 放課後児童クラブへの 看護師配置	いりようてきけ あじ う い 医療的ケア児を受け入れる放課後児童クラブに 看護師を派遣します。	けいぞく 継続	こ みるいきよく 子ども未来局 こ いくせいぶ 子ども育成部
こどもホスピスづくり の活動支援	おも びょうき しょう 重い病気や障がいのある子どもが安心して過 すことができる居場所「こどもホスピス」の早期 設立が実現するよう、広く市民に対しこどもホ スピスの意義を広め、理解促進を図ることで、民間 団体等が進めるこどもホスピスづくり活動を支援 します。	しんき 新規	こ みるいきよく 子ども未来局 こ いくせいぶ 子ども育成部
こうりつほいくじょ 公立保育所への看護師 配置	いちりつほいくえん かんごし はいち いりようてき 市立保育園において看護師を配置し、医療的 ケア児を受け入れます。	けいぞく 継続	こ みるいきよく 子ども未来局 こ いくせいぶ 子育て支援部
しりつほいくじょ かんごしはいち 私立保育所の看護師配置 への補助	かんごし はいち いりようてきけ あじ う い しりつ 看護師を配置して医療的ケア児を受け入れる私立 保育所に補助を行います。	けいぞく 継続	こ みるいきよく 子ども未来局 こ いくせいぶ 子育て支援部
いりようてきけ あじ しえん 医療的ケア児への支援 体制の確保	いちりつがっこう ざいがく いりようてきけ あじ あんぜん あんしん 市立学校に在学する医療的ケア児の安全・安心な 学校生活のため、支援が必要な全ての学校に 看護師を配置します。	けいぞく 継続	きょういくいいんかい 教育委員会 がっこうきょういくぶ 学校教育部
ちてきしょう 知的障がいのある方を 対象とした介護職員 初任者養成講座	とくべつしえんがっこう せいどう ちてきしょう かのた 特別支援学校の生徒等（知的障がいのある方） が、介護をするために必要な技術や知識を身に つけ、地域の福祉への貢献や福祉関係への就労 の可能性を広げることを目的に介護職員初任者 養成講座を実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
さっぽろしりようてきけ あじ しえん 札幌市医療的ケア児支援 検討会における成人期への 移行に係る検討 重点取組	いりようてきけ あじ かぞく ちいき ささ 医療的ケア児とその家族を地域で支えられるよう にするため、関係者が一堂に会し、地域の課題や 対応策について継続的に意見交換や情報共有を 図ることを目的として、札幌市医療的ケア児支援 検討会を設置しており、この場を活用して医療的 ケア児の成人期への移行についても検討します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
はったつしょう 発達障がい者支援体制 せいびじぎょう 整備事業	こべつしえんふあいる さぽーとふあいる 個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ」 かつようそくしん しえんしゃ じんざいいくせい の活用促進、支援者の人材育成、 ぺあれんとめんたーとう かつよう かぞくしえん ペアレントメンター等の活用による家族支援、 ふきゅうけいはつさつし さくせい はいふ とりくみ 普及啓発冊子の作成・配布などの取組により、 はったつしょう かた しゃかい じゅうぶんかつやく 発達障がいのある方が社会で十分活躍できるよ う、支援体制を整備します。 また、はったつしょうがいしゃちいきしえんまねじゃー また、発達障害者地域支援マネージャーによる、 しえんこんなん じれい きかんしえん くわ こういきできじんざい 支援困難な事例への機関支援に加え、広域的人材 によるきょうどうどうしょう かた しえん ふくし 強度行動障がいのある方を支援する福祉 さーびす じぎょうしやとう しゅうちゅうてきしえんじぎょう じっし サービス事業所等への集中的支援事業を実施し ます。	かくじゅう 拡充	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部

※ とりくみ だい しょう ぼっすい うえ さいけい
取組は第4章から抜粋の上、再掲しています。

(4) 成果目標4 地域生活支援の充実

① 地域生活支援拠点等の検証と効果的な支援体制の構築

障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行を支援する地域生活支援拠点等を整備しています。障がいのある方の地域生活への移行の支援及び地域生活支援の充実を図るため、地域の支援ニーズの把握、社会資源の活用、関係機関の連携等を進め、効果的な支援体制を構築することが必要です。

こうしたことから、国の基本指針に準じて、2029年度末までの間、地域生活支援拠点等について、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、効果的な支援体制の構築を進めることを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	かんが 考え方
2029年度末までの間、地域生活支援拠点等について、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討し、効果的な支援体制の構築を進めます。	くに きほんししん じゅん 国の基本指針に準ずる

② 強度行動障がいに関する支援ニーズの把握と支援体制の充実

強度行動障がいを持つ方は、その特性に適した環境調整や支援が行われない場合には、本人の困りごとが著しく大きくなって行動上の課題が引き起こされるため、適切な支援の継続的な提供が必要です。現状では、意欲のある支援者が苦悩・疲弊し、本人の状態がさらに悪化するなどの実情もあります。

こうしたことから、国の基本指針に準じて、2029年度末までに、関係機関等による協議を踏まえた支援体制の充実に取り組むことを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	かんが 考え方
強度行動障がいを持つ方への支援について、2029年度末までに、関係機関等による協議を踏まえた支援体制の充実に取り組みます。	くに きほんししん じゅん 国の基本指針に準ずる

《成果目標4を達成するための方策》

取組	取組概要	区分	担当部
発達障がい者支援体制整備事業	個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ」の活用促進、支援者の人材育成、ペアレントメンター等の活用による家族支援、普及啓発冊子の作成・配布などの取組により、発達障がいのある方が社会で十分活躍できるよう、支援体制を整備します。 また、発達障害者地域支援マネージャーによる、支援困難な事例への機関支援に加え、広域的人材による強度行動障がいのある方を支援する福祉サービス事業所等への集中的支援事業を実施します。	かくじゅう 拡充	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
地域生活支援拠点の充実	相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを5つの柱とする、障がいのある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能をもつ「地域生活支援拠点」の運用をもって障がいのある方の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の充実を目指します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
自立支援協議会の運営及び実効性のある取組の強化	各部会（地域部会、専門部会）を中心に、障がいのある方の個別のニーズから地域課題を抽出し、解決を図ることを目的として、情報の共有、研修の開催等を通じて、関係機関相互の連携体制の強化を図るとともに、地域の支援体制の整備について協議を行います。 また、地域課題の解決に向けた各プロジェクトチームや各部会などの組織体制により、施策への意見反映を行うなど、実効性のある取組を進めていきます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
複合的な福祉課題等を抱えた市民に対する支援体制の構築	複合的な福祉課題を抱えた世帯や、福祉制度のはざま・隙間にあり、これまでの体制では十分な支援が行えなかった世帯に対する、組織横断的な支援を目的として、区保健福祉部に支援調整課を設置し、関係課係が参加する複合支援推進会議（支援調整会議・総合会議）の運用を通して、支援方針の検討及び他係や関係機関との調整、役割分担等を決定します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 そうむふ 総務部

(5) 成果目標5 相談支援体制の充実・強化等

指定特定相談支援事業者以外の者が作成するサービス等利用計画案(セルフプラン)について、札幌市では他都市と比較してセルフプラン率が高い傾向にあることから、適切なサービスを提供するためにも、障害福祉サービス利用者における現状把握・分析等を行いながら、のぞまないセルフプランの解消に向けた相談支援体制を確保する必要があります。

こうしたことから、2029年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることを目標として設定します。

札幌市障がい福祉計画(第8期)・ 障がい児福祉計画(第4期)の成果目標	考え方
2029年度末までに、のぞまないセルフプランの件数をゼロにすることをめざします。	国の基本指針に準ずる

《成果目標5を達成するための方策》

取組	取組概要	区分	担当部
相談支援事業の充実 重点取組	札幌市では各区に「札幌市障がい者相談支援事業所」を設置し、専門研修を修了した相談員が、障がいのある方やその家族、関係機関等からの相談に応じます。 また、地域支援員を配置して、区役所をはじめとする地域の関係機関や福祉関係者との連携を図るほか、地域で生活する障がいのある方をピアサポーターとして配置し、当事者主体による活動を支援しています。 さらに「基幹相談支援センター」を設置し、市内の「札幌市障がい者相談支援事業所」の後方支援を行うほか、計画相談支援や地域移行・地域定着支援の推進を行っています。 引き続き、行政・関係機関等の様々な分野との協力、役割分担について検討しながら、障がいのある方が地域で安心して生活することができるよう、相談支援事業の充実を図ります。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部

とりぐみ 取組	とりぐみがいう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
じりつしえんきょうぎかい うんえいおよ 自立支援協議会の運営及 び実効性のある取組の きょうか 強化	かくぶかい ちいきぶかい せんもんぶかい ちゅうしん しょう 各部会（地域部会、専門部会）を中心に、障 いのある方の個別のニーズから地域課題を抽出 し、解決を図ることを目的として、情報の きょうゆう けんしゅう かいさいどう つう かんけいき かんそうご 共有、研修の開催等を通じて、関係機関相互の れんけいたいせい きょうか はか ちいき しえんたいせい 連携体制の強化を図るとともに、地域の支援体制 の整備について協議を行います。 また、地域課題の解決に向けた各プロジェクト ちーむ かくぶかい ちいき しえんたいせい チームや各部会などの組織体制により、施策への いけんはんえい おこな じっこうせい とりぐみ すす 意見反映を行うなど、実効性のある取組を進め ていきます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
ふくしきーび すていきょう 福祉サービス提供 じぎょうしゃどう たい けんしゅう 事業者等に対する研修 のじっし 実施	ふくしきーび すていきょうじぎょうしゃどう たいしょう さーびす 福祉サービス提供事業者等を対象に、サービス ていきょう かが ぎじゆつてき しえん しつ こうじょう はか 提供に係る技術的な支援や質の向上を図ること を目的とした研修を実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
ふくしぶんや ささ しよくいん 福祉分野を支える職員 じんざいいくせい きょうか の人材育成の強化	れいわ ねん がつ さくてい こ ぎやくたいぼうし かん 令和5年3月に策定した「子ども虐待防止に関 する職務に従事する職員の人材育成ビジョン」、 「札幌市一般事務（福祉コース）育成方針」に基 づき、協働による支援を実践できるよう、 きやりあらだー（※）のかつようや じょぶ キャリアラダー（※）の活用や、ジョブ ローテーションの実施、各種研修等の充実によ り、組織的・計画的に、福祉職場を支えることの できる職員の人材育成を図ります。 （※ 職務内容や必要なスキルを明確にし、下位 職から上位職へはしごを昇るように移行できる キャリアあこうじょう みちすじ キャリア向上の道筋）	けいぞく 継続	そうむきよくしよくいんぶ 総務局職員部 ほけんふくしきよくそうむぶ 保健福祉局総務部 こ みらいきよく 子ども未来局 こ いくせいぶ 子ども育成部 じどうそうだんじょ 児童相談所ほか
しょう しゃそうだんしえんひ 障がい者相談支援費	いたくりょう かさんせいと そうだんいん しつ こうじょう 委託料の加算制度により、相談員の質の向上と しよくかいぜんおよ かんけいき かん さら れんけい はか 処遇改善及び関係機関との更なる連携を図りま す。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部

※ とりぐみ だい しょう ばっすい うえ さいけい
取組は第4章から抜粋の上、再掲しています。

(6) 成果目標6 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

持続可能で安定的な障害福祉サービス等を提供し、様々な障害が福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保とともに、それを担う人材が必要となります。

こうしたことから、市職員向けの取組と事業所支援の取組を両輪で推進していくことで、2029年度末までに、障害福祉サービス等の質の更なる向上を図るための取組の実施体制を確保していくほか、事業所支援の取組を推進することを目標として設定します。

なお、本成果目標の進捗については、「4 (12) 障害福祉サービス等の質の向上 (154 頁)」の各項目の進捗をもって評価・検証を行います。

また、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や、事業者が提供するサービスの質の向上に資するよう、障害福祉サービス等情報公表制度において、各事業所の情報が適切に公表されることが重要です。

このことから、国の基本指針に準じ、2029年度末までに、事業所の情報公表率及び更新率を100 % とすることを目標として設定します。

札幌市 障害が福祉計画 (第8期) ・ 障害が児福祉計画 (第4期) の成果目標	かんが 考 え 方
2029年度末までに、障害福祉サービス等の質の更なる向上を図るための取組の実施体制を確保していくほか、事業所支援の取組を推進します。	げんこう 現行の取組を継続
2029年度末までに、事業所の情報公表率及び更新率を100 % とすることをめざします。	くに 国の基本指針に準ずる

《成果目標6を達成するための方策》

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
しょうがいふくしき - び すと う 障害福祉サービス等に かか しゅうだんしどう 係る集団指導	さっぽろし じっし 札幌市が実施する障害福祉サービス等事業所に たい しゅうだんしどう 対する集団指導において、よくある指摘事項、 ぎやくたい かん 虐待に関する事例、事業所の創意工夫による ゆうりょう じれい 優良な事例を、障害者総合支援法・児童福祉法 の解釈・趣旨に沿って説明・共有することで、 しょうがいふくしき - び すと う 障害福祉サービス等の質の向上を図ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう 障害が保健福祉部

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	区分	担当部
じぎょうしょ しつ こうじょう 事業所の質の向上 じゅうてんとりくみ 重点取組	ほうかいせい ちいき に ーずとう ふ しょうがいふくし 法改正や地域のニーズ等を踏まえて、障害福祉 さーびすとう してい じょうけんづ してい サービス等の指定の仕組み（条件付け指定・いわ そうりょうきせいとう てきせつ うんよう すいしん ゆる総量規制等）を適切に運用・推進することで、 ちいき じつじょう そく しつ たか さーび すていきょうたいせい 地域の実情に即した質の高いサービス提供体制 かくほ つと じゅうとしょう かた の確保に努めます。また、重度障がいのある方や いりょうてき け あ ひつよう かた う ざらかくほ かだい 医療的ケアが必要な方などの受け皿確保が課題と なっているサービスにおいては、各サービスの きょうきゅうじょうきょうとう おう してい てきせつ すず 供給状況等に応じた指定を適切に進めます。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
じゅうど しょう 重度の障がいのある方 たい ちいきせいかつしえん に対する地域生活支援の じゅうじつ 充実	じゅうど しょう かた あんしん にちゅうかつどうとう 重度の障がいのある方が安心して日中活動等に さんか じゅうじつ ちいきせいかつ おく 参加しながら、充実した地域生活を送ることがで きるよう、重度の障がい児者を受け入れる生活 かいごじぎょうしょ じどうつうしよじぎょうしょ しんちくせいびひ いちぶ 介護事業所・児童通所事業所の新築整備費の一部 ほじょ おこな じんけんひ いちぶほじょ びひん に補助を行うほか、人件費の一部補助や備品 こうにゅう せつびかいしゅうほじょ おこな さーび すていきょう 購入・設備改修補助を行うなど、サービス提供 きばん せいび 基盤を整備します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
じゅうしょうしんしんしょう 重症心身障がい児者 とうけいれそくしんじぎょう 等受入促進事業	しょうがいふくし さーび すじぎょうしょ たい かんごしよくいんはいち 障害福祉サービス事業所に対し、看護職員配置 かか じんけんひ いりょうききとう こうにゅうひおよ せつび に係る人件費、医療機器等の購入費及び設備 かいしゅうひ ほじょ じぎょうしょ 改修費を補助することにより、事業所における じゅうしょうしんしんしょう じしや いりょうてき け あ しょう 重症心身障がい児者・医療的ケアを要する障 がい児者の受入者数増加を図ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
はったつしょう しゃしえんたいせい 発達障がい者支援体制 せいびじぎょう 整備事業	こべつしえんふ あいる さぼーとふ あいる 個別支援ファイル「サポートファイルさっぽろ」 かつようそくしん しえんしゃ じんざいいくせい べあれんとめん の活用促進、支援者の人材育成、ペアレントメン ター等の活用による家族支援、普及啓発冊子の さくせい はいふ とりくみ はったつしょう 作成・配布などの取組により、発達障がいのある ほう しゃかい じゅうぶんかつやく しえんたいせい 方が社会で十分活躍できるよう、支援体制を せいび 整備します。 はったつしょうがいしゃちいきしえん まね じやー また、発達障害者地域支援マネジャーによる、 しえんこんなん じれい きかんしえん くわ こういきてきじんざい 支援困難な事例への機関支援に加え、広域的人材 きょうどこうどうしょう かた しえん ふくし による強度行動障がいのある方を支援する福祉 さーび すじぎょうしょう しゅうちゅうてきしえんじぎょう じつし サービス事業所等への集中的支援事業を実施し ます。	かくじゅう 拡充	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
ふくし さーび すていきょうじ 福祉サービス提供事業 ぎょうしゃとう たい けんしゅう 業者等に対する研修の じつし 実施	ふくし さーび すていきょうじぎょうしゃとう たいしょう さーび す 福祉サービス提供事業者等を対象に、サービス ていきょう かか ぎじゅつてき しえん しつ こうじょう はか 提供に係る技術的な支援や質の向上を図ること もくてき けんしゅう じつし とを目的とした研修を実施します。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
しょう ふくしじんざいかくほ 障がい福祉人材確保・ ていちゃくさぽーとじぎょう 定着サポート事業の じっし 実施	ふくし かいごさーびす ぶんや ひとでぶそく 福祉・介護サービスの分野が人手不足にある じょうきよう こうりよ じぎょうしょ あんていてきうんえい かくほ 状況を考慮し、事業所の安定的運営を確保する ため、新任者や施設管理者等への研修を実施する しんにんしゃ しせつかんりしゃどう けんしゅう じっし ほか、従業員の仕事定着や処遇改善を図るため じゅうぎょういん しょうばていちゃく しょうかいぜん はか のキャリアパス制度の導入・改善等の支援する きやりあばすせいど どうにゅう かいぜんとう しえん 取組や障害福祉サービス事業所の新規就職者 とりくみ しょうがいふくし さーびす じぎょうしょ しんきしゅうしよくしゃ を増加させることを目的に、新卒者等に対して障 そうか もくてき しんそつしゃとう しょう がい福祉の仕事の魅力を発信する取組を実施しま ふくし しごと みりよく はっしん とりくみ じっし す。	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部
ふくしぶんや ささえる しょくいん 福祉分野を支える職員 じんざいいくせい きょうか の人材育成の強化	れいわ ねん がつ さくてい こ ぎやくだいぼうし かん 令和5年3月に策定した「子ども虐待防止に関する しよくむ じゅうじ しょくいん じんざいいくせいび じょん 職務に従事する職員の人材育成ビジョン」、 「札幌市一般事務（福祉コース）育成方針」に基づ さつぽろしいつばん じ む ふくし こーす いくせいほうしん もと き、協働による支援を実践できるよう、キャ きょうどう しえん じっせん きや リアアラダー（※）の活用や、ジョブローテーション りあらだー かつよう ジョブローテーション の実施、各種研修等の充実により、組織的・ じっし かくしゅけんしゅうどう じゅうじつ そしきてき 計画的に、福祉職場を支えることのできる職員の けいかくてき ふくししよくば ささ しょくいん 人材育成を図ります。（※ 職務内容や必要な じんざいいくせい はか しょうむないよう ひつよう スキルを明確にし、下位職から上位職へはしご す きる めいかく か いしよく じょういしよく を昇るように移行できるキャリア向上の道筋） のぼ いこう きやりあこうじょう みちすじ	けいぞく 継続	そうむきよくしよくいんぶ 総務局職員部 ほけんふくしきよくそうむぶ 保健福祉局総務部 こ みらいきよく 子ども未来局 こ いくせいぶ 子ども育成部 じどうそうだんじょ 児童相談所ほか
しょう しゃそうだんしえんひ 障がい者相談支援費	そうだんいん しつ こうじょう しょうかいぜんおよ かんけいきかん 相談員の質の向上と処遇改善及び関係機関との さら れんけい はか あら いたくりよう かさんせいと 更なる連携を図るため、新たな委託料の加算制度 を創設します。 そうせつ	けいぞく 継続	ほけんふくしきよく 保健福祉局 しょう ほけんふくしぶ 障がい保健福祉部

※ とりくみ だい しょう ばっすい うえ さいけい
取組は第4章から抜粋の上、再掲しています。

(7) 成果目標7 障がいのある方に対する理解促進（札幌市独自設定）

障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちとするためには、障がいのある方などに対する偏見や無理解といった意識の障壁を解消する心のバリアフリーを一人一人が理解することで、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことが必要となります。

こうしたことから、継続して心のバリアフリーの普及啓発に取り組むこととし、心のバリアフリーの意味も含めて理解している方の割合を2025年度の34.8%から2029年度で50.0%となるよう目標値として設定します。

札幌市障がい福祉計画（第8期）・ 障がい児福祉計画（第4期）の成果目標	考え方
心のバリアフリーを理解している方の割合について、2029年度で50.0%を目指します。	障がい者計画の基本 目標及び重要課題の 解決に資する項目として 設定

《成果目標7を達成するための方策》

取組	取組概要	区分	担当部
ヘルプマークや ヘルプカードの普及を通 じた内部障がいや 認知症などの理解促進	難病や内部障がいなど、外見上分かりづらい障がいのある方にヘルプマークをお持ちいただくことで、周囲の人たちが配慮しやすい環境づくりを推進していきます。また、災害時など、いざというときに必要な配慮事項を記載したヘルプカードとあわせて、広めていきます。	継続	保健福祉局 障がい保健福祉部
心のバリアフリー研修 の実施 重点取組	「心のバリアフリー」について学び、実践につなげることを目的として、市民、企業などを対象に「札幌市心のバリアフリー研修」を実施します。 また、障がいのある子どもや障がいのない子ども、その保護者が共同で楽しみながら心のバリアフリーについて学ぶ機会を提供します。	拡充	保健福祉局 障がい保健福祉部

とりくみ 取組	とりくみがいよう 取組概要	くぶん 区分	たんとうぶ 担当部
こころ ばりあふりー 心のバリアフリーの でまえこうざ じっし 出前講座の実施	「こころ ばりあふりー」をテーマとして、障がい について理解を深めることを目的に、障害者差別 解消法にも触れつつ、障がいの特性や配慮の 方法などについて説明する出前講座を実施しま す。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部
たよう ばいたい かつよう 多様な媒体を活用した こころ ばりあふりー 心のバリアフリーの ふきゅうけいはつ 普及啓発	がいのとうび じょん 街頭ビジョンにおけるコマーシャル放映、地下鉄 車内ステッカー掲出などにより、心の バリアフリーの普及啓発の促進を図ります。	けいぞく 継続	ほけんふくしきょく 保健福祉局 しょう 障がい保健福祉部

※ とりくみ だい しょう ばっすい うえ さいけい
取組は第4章から抜粋の上、再掲しています。

3 障害福祉サービス等の提供にあたって

障害福祉サービス等の利用者が多様化するとともに、障害福祉サービス等を提供する事業者が増加する中で、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスを提供する観点から、事業者が提供する障害福祉サービス等の質の確保・向上や支援内容の適正化を図っていくことが重要です。

障害福祉サービス等の円滑な提供にあたっては、国の基本指針などの内容も踏まえたうえで、下記の取組などにより、質の向上に努めます。

先駆的な取組の調査・研究を行い、事業所への周知・働きかけを行うとともに、サービス提供に係る技術的な支援や研修を実施します。

事業者への必要な情報提供や事業者間の連携の強化を図ります。

新たな障害福祉サービス指定の仕組みの導入を進めます。

事業所の人材確保や定着等の支援により、サービス基盤の整備に努めます。

SUPPORT

地域での自立した生活を支えるため、地域生活支援事業の多彩なメニューを実施します



4 障害福祉サービスのサービス量見込み

	サービス	単 位	2027年度	2028年度	2029年度
訪問系サービス	居宅介護	利用人数 (人/月)	5,584	5,802	6,028
		利用時間数 (時間/月)	138,939	147,640	156,898
	重度訪問介護	利用人数 (人/月)	644	691	742
		利用時間数 (時間/月)	180,165	193,460	207,760
	同行援護	利用人数 (人/月)	481	485	488
		利用時間数 (時間/月)	9,966	10,033	10,101
	行動援護	利用人数 (人/月)	1,088	1,163	1,243
		利用時間数 (時間/月)	19,438	21,018	22,749
	重度障害者等包括支援	利用人数 (人/月)	0	0	0
		利用時間数 (時間/月)	0	0	0
日中活動サービス①	生活介護	利用人数 (人/月)	5,385	5,435	5,485
		利用日数 (人日/月)	108,401	109,126	109,859
	自立訓練 (機能訓練)	利用人数 (人/月)	121	145	169
		利用日数 (人日/月)	1,223	1,465	1,707
	自立訓練 (生活訓練)	利用人数 (人/月)	168	158	148
		利用日数 (人日/月)	2,023	1,809	1,595
	宿泊型自立訓練	利用人数 (人/月)	52	49	46
		利用日数 (人日/月)	1,335	1,244	1,153
	就労選択支援	利用人数 (人/月)	83	95	108
	就労移行支援	利用人数 (人/月)	913	929	945
		利用日数 (人日/月)	16,108	16,407	16,713
	就労継続支援A型	利用人数 (人/月)	2,163	2,179	2,197
		利用日数 (人日/月)	41,625	41,687	41,756

	サービス	単 位	2027年度	2028年度	2029年度
日中活動系サービス②	就労継続支援B型	利用人数 (人/月)	15,782	16,625	17,512
		利用日数 (人日/月)	285,339	300,580	316,617
	就労定着支援	利用人数 (人/月)	552	632	723
	療養介護	利用人数 (人/月)	320	320	320
	短期入所 (ショートステイ) 福祉型	利用人数 (人/月)	1,499	1,669	1,858
		利用日数 (人日/月)	11,567	12,585	13,692
	短期入所 (ショートステイ) 医療型	利用人数 (人/月)	187	221	261
		利用日数 (人日/月)	1,164	1,307	1,472
居住系サービス	自立生活援助	利用人数 (人/月)	65	71	77
	共同生活援助	利用人数 (人/月)	7,530	8,178	8,881
		うち 障害支援区分3以下	5,209	5,576	5,964
		うち 障害支援区分4以上	2,321	2,602	2,917
		定員数	9,193	10,087	11,068
	施設入所支援	利用人数 (人/月)	1,775	1,752	1,729
	地域生活支援拠点等	設置箇所数	1	1	1
		検証及び検討の実施回数	1	1	1
相談支援系サービス	計画相談支援	利用人数 (人/月)	15,934	16,860	17,770
	地域相談支援 (地域移行支援)	利用人数 (人/月)	19	20	20
	地域相談支援 (地域定着支援)	利用人数 (人/月)	35	37	39
障害児支援サービス①	児童発達支援	利用児童数 (人/月)	7,446	7,662	7,885
		利用日数 (人日/月)	84,731	87,197	89,734
	放課後等デイサービス	利用児童数 (人/月)	11,760	12,229	12,629
		利用日数 (人日/月)	133,949	139,293	143,848

	サービス	単 位	2027年度	2028年度	2029年度
障害児支援サービス②	保育所等訪問支援	利用児童数（人/月）	1,290	1,942	2,935
		利用日数（人日/月）	3,224	4,854	7,337
	居宅訪問型児童発達支援	利用児童数（人/月）	6	6	6
		利用日数（人日/月）	15	15	15
	福祉型障害児入所支援	利用児童数（人/月）	49	49	49
	医療型障害児入所支援	利用児童数（人/月）	78	78	78
	障害児相談支援	利用児童数（人/月）	3,241	3,331	3,433
	医療的ケアを必要とする障害のある子どもの支援関係	サポート医師による巡回指導回数	519	519	519
		医療的ケア児支援者養成研修受講者数	85	85	85
発達障害児者支援	発達障害児者支援地域協議会の開催	開催回数	2	2	2
	発達障害者支援センターによる相談	相談件数	900	900	900
	発達障害者支援センターによる機関支援・研修等	関係機関への助言件数	800	800	800
		外部機関や地域住民への研修、啓発件数	250	250	250
	ペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施	受講者数	20	20	20
	ペアレントメンターの養成	ペアレントメンターの人数	27	27	27
	ピアサポート活動支援の実施	ピアサポート活動支援への参加人数	250	250	250

	サービス	単 位	2027年度	2028年度	2029年度
高次脳機能障害者支援	高次脳機能障害者支援センターの設置箇所数	設置箇所数	2	2	2
	高次脳機能障害者支援地域協議会の開催回数	開催回数	1	1	1
	高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置人数	配置人数	2	2	2
	高次脳機能障害者支援センターにおける相談件数	相談件数	1,000	1,300	1,600
	高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	研修回数	1	1	1
		啓発件数	1	1	1
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健・医療・福祉関係者による協議	開催回数	3	3	3
		目標設定・活動状況の把握及び評価実施回数	1	1	1
	精神保健福祉相談員講習会等の実施回数	実施回数	1	1	1
	精神障がいのある方の障がい福祉サービス種別ごとの利用者数	地域移行支援の利用者数（人/年）	17	18	18
		地域定着支援の利用者数（人/年）	32	33	34
		共同生活援助の利用者数（人/月）	3,542	3,862	4,178
		自立生活援助の利用者数（人/月）	73	78	86
		自立訓練（生活訓練）の利用者数（人/年）	109	107	105
		短期入所の利用者数（人/年）	328	352	376

	サービス	単 位	2027年度	2028年度	2029年度
相談支援体制の充実・強化等	市町村の相談支援体制の強化	人材育成等の取組に参加する相談支援事業所の、管内の全ての相談支援事業所に占める割合 (%)	13	13	13
		協議会への関与の有無	あり有	あり有	あり有
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員	配置数	4	4	4
	協議会における地域課題の検討を通じた、地域における障がい者の支援体制の整備に向けた取組	協議会の実施回数	6	6	6
		議題とした地域課題の数	1	1	1
	協議会の専門部会	設置数	3	3	3
		実施回数	7	7	7
地域生活への移行	福祉施設の入所者の意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援回数	相談回数	3,594	3,548	3,502
立つたケアの充実のための生産性向上	障がい福祉人材の確保・定着・当事者視点に	指定権者ごとに福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所の割合	90	91	92
		研修実施回数	26	26	26
	福祉人材確保・定着サポート事業	キャリアパス訪問相談件数	30	30	30
		魅力発信事業説明会開催件数	3	3	3

	サービス	単 位	2027年度	2028年度	2029年度
障害福祉サービス等の質の向上	障害福祉サービス等に係る各種研修の実施	の延べ受講人数	1,520	1,520	1,520
	障害福祉サービス等に係る集団指導・審査結果共有	参加事業所数	2,500	2,500	2,500
		実施回数	1	1	1
	障がい児地域支援マネジメント事業の実施	訪問回数	813	813	813



(1) 訪問系サービス

地域で生活していくために必要な訪問系サービスを、障がいの種別に関わりなく充実させていきます。

※ 訪問系サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

- ☐ 利用人数：月間の実利用人数
- ☐ 利用時間数：月間の延べサービス利用時間数

① 居宅介護（ホームヘルプサービス）

ホームヘルパーが居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

② 重度訪問介護

重度の肢体不自由または重度の知的・精神障がいにより常時介護を必要とする方に、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動中の介護などを総合的にを行います。

③ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある方に対し、外出時に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

④ 行動援護

知的または精神障がいにより行動上著しい困難がある方に対し、行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護などを行います。

⑤ 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする方であって、介護の必要の程度が著しく高い方に対し、居宅介護などの複数のサービスを包括的にを行います。

(2) 日中活動系サービス

障がい者の種別に関わりなく、地域でいきいきと生活することができるよう、日中活動系サービスを充実させていきます。

※ 日中活動系サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

- ☐ 利用人数：月間の実利用人数
- ☐ 利用日数：月間の延べサービス利用日数

① 生活介護

常時介護を必要とする方に対し、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、创作的な活動または生産活動の機会を提供し、身体機能又は生活能力の向上のために必要な支援を行います。

② 自立訓練（機能訓練）

身体機能や生活能力の維持、向上等のため、一定期間、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

③ 自立訓練（生活訓練）

生活能力の維持、向上等のため、一定期間、入浴、排せつ及び食事等に関する必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

④ 宿泊型自立訓練

生活能力等の維持、向上のため、一定期間、居室その他の設備を提供し、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

⑤ 就労選択支援

障がいのある方が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。

⑥ 就労移行支援

一般企業での就労を希望する方に、就労に必要な知識及び能力向上のため、一定期間、事業所内や企業における生産活動等の機会の提供を行うとともに、必要な訓練、求職活動に関する支援、適性に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

⑦ 就労継続支援A型

雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

⑧ 就労継続支援B型

雇用契約を結ばずに、生産活動等の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他必要な支援を行います。

⑨ 就労定着支援

雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での様々な問題に関する相談、助言その他必要な支援を行います。

⑩ 療養介護

医療と常時の介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行います。

⑪ 短期入所（ショートステイ）福祉型

介護する方が病気の場合などに、一時的に、夜間も含め施設や事業所において、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の支援を行います。

⑫ 短期入所（ショートステイ）医療型

介護する方が病気の場合などに、一時的に、医療機関などにおいて、入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の支援を行います。

(3) 居住系サービス

地域における居住の場としてのグループホーム（共同生活援助）について、その運営を行う社会福祉法人等に必要の支援を行い充実を図るとともに、地域生活支援拠点等の整備や、地域移行支援・地域定着支援等の推進と併せ、入所施設や病院から地域生活への移行を進めます。

※ 居住系サービス等の見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

☐ 利用人数：月間の実利用人数

① 自立生活援助

ひとり暮らしの方などに、一定期間、定期的な居宅訪問や、随時の相談に応じるなど、必要な情報の提供や助言、関係機関との連絡調整などの支援を行います。

② 共同生活援助

主に夜間において、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

③ 施設入所支援

施設入所する方に、主に夜間において、入浴、排せつ、食事の介護、生活等に関する相談及び助言、その他必要な日常生活上の支援を行います。

④ 地域生活支援拠点等

地域生活支援拠点等を運営するとともに、その機能の充実に向けた検証や検討を行います。

(4) 相談支援系サービス

障がいのある方が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、相談支援サービスを充実させていきます。

※ 相談支援サービスの見込量は、各年度における1か月（地域相談支援は1年）あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

- ☐ 利用人数：月間の実利用人数 ※計画相談支援
- ☐ 利用人数：年間の実利用人数 ※地域相談支援

① 計画相談支援

サービスの支給決定におけるサービス等利用計画案を作成し、サービス事業者等と連絡調整を行うとともに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

② 地域相談支援

住宅の確保、その他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に関する支援を行います。

(5) 障害児支援サービス

障がいのある子どもの発達を支援するため、児童福祉法に基づく障害児支援を充実させていきます。また、児童発達支援センターを地域における中核的支援施設としながら、障害児通所支援事業所や障害児入所施設、行政機関等、様々な関係機関連携のもと、障がい種別に関わらず、一人一人の障がいの状況に応じた適切な支援の実施を図るとともに、重層的な支援体制づくりを進めていきます。

※ 障害児支援サービスの見込量は、各年度における1か月あたりの総量を見込んだものであり、単位の考え方は次のとおりです。

- ☐ 利用児童数：月間の実利用人数
- ☐ 利用日数：月間の延べサービス利用日数

① 児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

② 放課後等デイサービス

授業の終了後または学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、地域との交流促進、その他必要な支援を行います。

③ 保育所等訪問支援

専門職員が保育所などを訪問し、集団での生活に必要な訓練やスタッフへの助言等、必要な支援を行います。

④ 居宅訪問型児童発達支援

専門職員が居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等、必要な支援を行います。

⑤ 福祉型障害児入所支援

施設に入所のうえ、日常生活能力や知識・技能の向上のための訓練などを行います。

⑥ 医療型障害児入所支援

施設に入所のうえ、日常生活能力や知識・技能の向上のための訓練のほか、治療などを行います。

⑦ 障害児相談支援

障害児通所支援の支給決定における障害児支援利用計画案を作成し、障害児通所支援事業者等と連絡調整を行うとともに、サービス等利用状況の検証を行い、計画の見直しなどの支援を行います。

⑧ 医療的ケアを必要とする障がいのある子どもの支援関係

医療的ケアを必要とする障がいのある子どもを支援する学校や事業所等へのサポート医師による巡回指導等を実施するとともに、医療的ケア児支援者養成研修の充実により、地域におけるサポート体制づくりを推進します。

(6) 発達障がい者支援

「発達障害者支援法」にもとづき、発達障がいに対する正しい理解の促進、乳幼児期から高齢期までの切れ目のない支援の実施に向け、支援体制の充実を図ります。

① 発達障がい者支援地域協議会の開催

発達障がい児者やその家族、学識経験者、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者が地域における支援体制整備の充実について協議を行う協議会を開催します。

② 発達障害者支援センターによる相談

発達障がいに関する専門的な相談、支援が必要な方に対し、発達障害者支援センターにおいて、発達、就労等に関する相談を実施します。

③ 発達障害者支援センターによる機関支援・研修等

発達障害者支援センターにおいて、福祉、教育、司法等の関係機関に対し、発達障がいに関する専門的な助言などの機関支援を行います。とくに、発達障害者地域支援マネージャーは、二次障がいや行動障がいがあるなど、支援が困難な事例への専門的な助言、関係機関の連携調整などの機関支援を行います。

また、見た目ではわかりづらい発達障がいの特性に関する理解が深まるよう、外部機関や地域住民への研修、普及啓発を実施します。

④ ペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施

保護者が子どもの発達障がいの特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するため、ペアレントプログラム（主に子どもの観察方法を身につける）やペアレントトレーニング（主に子どもへの対応方法を身につける）を実施します。

また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを修得するための研修を実施します。

⑤ ペアレントメンターの養成

発達障がい児の子育て経験のある保護者が、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない保護者に対して相談を行うペアレントメンターの養成を行います。

⑥ ピアサポート活動支援の実施

発達障がいのある方や保護者、家族同士が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援を実施します。

(7) 高次脳機能障害者支援

「高次脳機能障害者支援法」に基づき、高次脳機能障がいへの理解を促進するとともに、高次脳機能障がい者の自立及び社会参加のための生活全般にわたる切れ目のない支援の実施に向け、支援体制の充実を図ります。

① 高次脳機能障害者支援センターの設置

高次脳機能障がい者が、可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、高次脳機能障害者支援センターを設置します。

② 高次脳機能障害者支援センターにおける支援コーディネーターの配置

高次脳機能障がい者及びその家族等に対する専門的な相談支援を行います。

③ 高次脳機能障害者支援センターにおける相談

高次脳機能障がい者やその家族、その他の関係者に対し、専門的に相談に応じ、情報の提供や助言を行います。

④ 高次脳機能障害者支援センターの外部機関や地域住民への研修、啓発

医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者に対し高次脳機能障がいについての情報の提供及び研修を行います。また高次脳機能障がいに対する理解を深めるため市民や医療、保健、福祉の業務に従事する者に対し、必要な知識の普及啓発を行います。

⑤ 高次脳機能障害者支援地域協議会の開催

高次脳機能障害者がい者及びその家族、学識経験者その他の関係者並びに医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体並びにこれに従事する者が高次脳機能障害者に対する支援体制の整備を図るため協議会を開催します。

(8) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、保健、医療、福祉関係者による協議の場を通じて、重層的な連携による支援体制づくりを推進します。

① 保健・医療・福祉関係者による協議

保健、医療（精神科）、福祉、介護、障害のある方、家族の参加をえて、地域包括ケアシステムを構築について協議します。また、札幌市の実情に応じた目標設定や取組、活動状況の把握、評価を行います。

② 精神保健福祉相談員講習会等の実施回数

精神障害者及び精神保健に課題を抱える方に対する相談及び援助の充実を図るために必要となる精神保健福祉に関する研修を行います。

③ 精神障害のある方の障害福祉サービス種別ごとの利用者数

地域包括ケアシステムを構築するため、精神障害のある方の障害福祉サービスの利用状況を把握し、協議の場における検討等に活かしていきます。

(9) 相談支援体制の充実・強化等

障害のある方や家族の地域生活を支えるため、生活に関わる全般的な相談に応じ、福祉サービス等の情報提供や利用のための援助、関係機関との連絡調整、権利擁護のために必要な援助など、総合的な支援を行います。

① 総合的・専門的な相談支援の実施

障害の種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。

② 市町村の相談支援体制の強化

機関相談支援センターによる地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成のために研修や連携強化のための会議等を実施し、市町村の相談支援体制の強化を図ります。

③ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員

地域の相談支援事業者に対する専門的な助言等の支援、計画相談支援・地域相談支援における連携強化の推進等を行います。

④ 協議会における個別事例を通じた、地域における障がい者の支援体制の整備に向けた取組

協議会において地域における障がい者の支援体制の整備等について課題を検討する体制を確保し、支援体制の開発や改善を図ります。

⑤ 協議会の専門部会

就労支援、相談支援、子ども等、分野別に関係者が集まり、関係者間の情報共有や研修等を開催し、部会員の資質向上や施策提言等を行います。

(10) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

福祉施設の入所者の地域生活移行にあたっては、適切な意思決定支援を行います。

① 意向確認担当者の地域生活への移行に向けた支援

地域移行等意向確認等に関する指針に従い、本人の意向確認が適切に行われるよう支援します。

(11) 障がい福祉人材の確保・定着、ケアの充実のための生産性向上

障がい福祉人材の確保・定着やケアの充実を目指し、研修や職場改善を図ります。

① 障がい福祉人材確保・定着サポート事業の実施

障害福祉サービス事業所における人材確保・定着、サービスの質の向上を図るため、事業所管理者向け研修や児童指導員等を対象に初任者研修を実施します。また、障害福祉サービス事業所等におけるキャリアパス制度の導入支援や専門学校等との連携により、新卒者等に対し障がい福祉の仕事の魅力を発信していきます。

② 福祉・介護職員等処遇改善加算の取得

障害福祉サービス等事業者における「福祉・介護職員等処遇改善加算」の取得に向けた周知・支援を引き続き実施し、福祉・介護職委員の職場環境の改善と人材の確保・定着を図ります。

(12) 障害福祉サービス等の質の向上

障害福祉サービス等に係る集団指導や研修の実施等により、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

① 障害福祉サービス等にかかる各種研修の実施

障害福祉サービス等にかかる市職員向け研修を引き続き実施し、障害福祉サービス等についての理解をより一層深めていきます。

② 障害福祉サービス等に係る集団指導

札幌市が実施する障害福祉サービス等事業所に対する集団指導において、よくある指摘事項、虐待に関する事例、事業所の創意工夫による優良な事例を、「障害者総合支援法」「児童福祉法」の解釈・趣旨に沿って説明・共有することで、障害福祉サービス等の質の向上を図ります。

③ 障がい児地域支援マネジメント事業の実施

地域に配置された障がい児地域支援マネージャーが、担当地区内の障害児通所支援事業所を訪問して、療育情報の把握と提供、療育への技術支援や関係機関との支援調整を行います。

5 地域生活支援事業等のサービス量見込み

	サービス	単 位	2027 ねんど 年度	2028 ねんど 年度	ねんど 2029年度
地域生活支援事業（必須事業） ①	理解促進研修・啓発事業	実施の有無	あり	あり	あり
	自発的活動支援事業	実施の有無	あり	あり	あり
	障がい者相談支援事業	箇所数	19	19	19
	基幹相談支援センター	設置の有無	あり	あり	あり
	基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施の有無	あり	あり	あり
	住宅入居等支援事業	実施の有無	あり	あり	あり
	成年後見制度利用 支援事業	市長申立て実利用人数	13	13	13
		本人・親族申立て の報酬助成件数	312	393	495
	成年後見制度法人 後見支援事業	実施の有無	あり	あり	あり
	意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	利用人数	574	574
		要約筆記者派遣事業	利用人数	42	42
		手話通訳者設置事業	通訳者数（専従＋登録者）	74	74
	日常生活用具 給付事業	介護・訓練支援用具	205	199	201
		自立生活支援用具	491	481	488
		在宅療養等支援用具	442	428	433
		情報・意思疎通支援用具	287	288	282
		排泄管理支援用具	41,865	41,931	41,691
		居宅生活動作補助 用具（住宅改修費）	60	58	58
	手話奉仕員養成研修事業	修了件数	312	312	312
	移動支援事業	利用人数	3,092	3,127	3,162
		のべ利用時間数	374,941	385,830	397,091

	サービス	単 位	2027 ねんど 年度	2028年度 ねんど	2029年度 ねんど
地域生活支援事業（必須事業） ②	ちいきかつどうしえん 地域活動支援センター	かしょすう 箇所数	21	21	21
	きのうきょうかじぎょう 機能強化事業	りょうにんずう 利用人数	302	302	302
	はったつしょうがいしゃしえん 発達障害者支援	かしょすう 箇所数	1	1	1
	センター運営事業 うんえいじぎょう	りょうにんずう 利用人数	410	410	410
	しょうがい児等療育支援事業 じどうりょういくしえんじぎょう	サービス提供事業所数 ていきょうじぎょうしよすう	4	4	4
	せんもんせい 専門性の たかいし 高い意思 そつうしえん 疎通支援 を おこな を行う もの 者の養成 けんしゅう 研修 じぎょう 事業	しゅわつうやくしゃようせい 手話通訳者養成 けんしゅうじぎょう 研修事業	10(5)	10(5)	10(5)
		ようやくひつきゃようせい 要約筆記者養成 けんしゅうじぎょう 研修事業	16(9)	16(9)	16(9)
		もうしや 盲ろう者向け つうやくかいじょいんようせい 通訳・介助員養成 けんしゅうじぎょう 研修事業	8(5)	8(5)	8(5)
		しつごしょうしゃむ 失語症者向け いしそつうしえんしゃ 意思疎通支援者 ようせいけんしゅうじぎょう 養成研修事業	0(0)	22(22)	0(0)
	せんもんせい 専門性の たかいし 高い意思 そつうしえん 疎通支援 を おこな を行う もの 者の派遣 じぎょう 事業	もうしや 盲ろう者向け つうやくかいじょいんはけん 通訳・介助員派遣 じぎょう 事業	22	22	22
		しつごしょうしゃむ 失語症者向け いしそつうしえんしゃ 意思疎通支援者 はけんじぎょう 派遣事業	120	132	145
	せいしんしょうがいしゃちいきせいかつしえん 精神障害者地域生活支援 こういきちようせいとじぎょう 広域調整等事業				
	ちいきせいかつしえんこういき 地域生活支援広域 ちょうせいとじぎょう 調整等事業	きょうぎかいかいさい 協議会の開催 かいすう 回数	3	3	3
	ちいきいこうちいきせいかつ 地域移行・地域生活 しえんじぎょう 支援事業	じゅうじ ピアサポート従事 しゃすう 者数	3	3	3
	さいがいじごころたいせい 災害時心のケア体制 せいびじぎょう 整備事業	せんもんそうだんいんはいち 専門相談員の配置 の有無	あり 有	あり 有	あり 有
	はったつしょうがいしゃしえんちいききょうぎかい 発達障害者支援地域協議会に よる体制整備事業 【再掲：発達障害者支援 ちいききょうぎかい 地域協議会の開催】	かいさいかいすう 開催回数	2	2	2

	サービス	単 位	2027年度	2028年度	2029年度
地域生活支援事業（任意事業） ①	福祉ホームの運営	定員	37	37	37
	訪問入浴サービス事業	利用人数	213	220	227
		のべ利用人数	11,513	11,883	12,266
	生活支援 （生活訓練等事業）	中途失明者 社会適応訓練事業	364	364	364
		聴覚障がい者 社会生活教室 開催事業	427	427	427
	日中一時支援事業	利用人数	591	591	591
		のべ利用人数	27,629	27,629	27,629
		箇所数	48	48	48
	児童発達支援センター等の 機能強化 【再掲：障がい児地域支援マ ネジメント事業の実施】	訪問回数	813	813	813
	レクリエーション活動等支援	開催回数	1	1	1
	点字・ 声の 広報等 発行 事業	点字さっぽろ・ 声のさっぽろ 発行	485	485	485
		点字即時ネット ワーク事業	4,356	4,356	4,356
	奉仕員 養成 研修 事業	点訳奉仕員 養成事業	10	0	10
		朗読奉仕員 養成事業	10	0	10
	自動車改造補助事業	利用人数	35	35	35

	サービス		単 位	2027年度	2028年度	2029年度
地域生活支援促進事業	障がい者ICTサポート総合推進事業		実施の有無	あり	あり	あり
	障がい者虐待防止対策支援事業		虐待防止の相談窓口の設置箇所数	30	30	30
	重度訪問介護利用者の大学就学支援事業		事業の利用見込み者数	2	2	3
	重度障がい者等就労支援事業		支給決定見込み者数	30	30	30
	特別促進事業	施設入浴サービス事業	利用人数	7	7	7
			のべ利用人数	290	290	290
		重度身体障がい者寝具洗濯乾燥事業	利用人数	22	22	22
			のべ利用人数	34	34	34
		身体障がい者あんしんコール事業	利用人数	47	47	47
	発達障がい者支援体制整備事業【再掲：発達障害者支援センターによる機関支援・研修等】		関係機関への助言件数	800	800	800
			外部機関や地域住民への研修、啓発件数	250	250	250
	医療的ケア児等総合支援事業【再掲：医療的ケアを必要とする障がいのある子どもの支援関係】		サポート医師による巡回指導回数	519	519	519
			医療的ケア児支援者養成研修受講者数	85	85	85
	発達障がい児者及び家族等支援事業	【再掲：支援プログラムの実施】	受講者数	20	20	20
		【再掲：ペアレントメンターの養成】	ペアレントメンターの人数	27	27	27
		【再掲：ピアサポート活動支援の実施】	ピアサポート活動支援への参加人数	250	250	250

	サービス		単 位	2027年度	2028年度	2029年度
地域生活支援促進事業	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の推進事業	【再掲：保健・医療・福祉関係者による協議】	開催回数	3	3	3
			目標設定・活動状況の把握及び評価の実施回数	1	1	1
		【再掲：精神障害のある方の障害福祉サービス種別ごとの利用者数】	地域移行支援の利用者数（人/年）	17	18	18
			地域定着支援の利用者数（人/年）	32	33	34
			共同生活援助の利用者数（人/月）	3,542	3,862	4,178
			自立生活援助の利用者数（人/月）	73	78	86
			自立訓練（生活訓練）（人/年）	109	107	105
			短期入所（人/年）	328	352	376
	入院者訪問支援事業		の延べ利用人数	150	150	150

	サービス		単 位	2027年度	2028年度	2029年度
その他の社会参加にかかる支援	障害がいの就業・生活相談支援事業		相談件数	29,640	29,640	29,640
			就職に結びついた人数	154	154	154
	創造の機会の拡大	教養講習会	のべ参加者数	327	327	327
		障害がいの者向け文化芸術体験事業	参加人数	351	351	351
	作品等の発表の機会の確保		実施回数	5	5	5
	視覚等に障害のある方の読書環境の整備	視覚障害者情報総合ネットワーク（札幌）	登録人数	371	371	371
		電子図書館	貸出冊数	64,000	64,000	64,000

(1) 地域生活支援事業

【概要】

地域生活支援事業は、障がいのある方がその持っている能力や適性に応じ、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、住民に最も身近な市町村などを中心として、地域で生活する障がいのある方のニーズをふまえ、地域の実情に応じた事業形態で市町村や都道府県が実施するものです。

【実施主体】

地域生活支援事業は、市町村が行う市町村地域生活支援事業と、都道府県が行う都道府県地域生活支援事業に分かれます。札幌市では市町村地域生活支援事業を実施します。事業によっては、その全部または一部を団体等に委託して実施します。

I 地域生活支援事業（必須事業）

① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がいのある方に対する理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

② 自発的活動支援事業

障がいのある方やその家族、地域住民などが自発的に行う活動に対して必要な支援を行います。

③ 相談支援事業

障がいのある方が地域で自立した日常生活や社会生活を送るために、本人・家族・介護者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護のために必要な援助を行います。

④ 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要と認められ、本人や親族等による申立てが期待できない知的障がいのある方、精神障がいのある方について、親族等に代わって市長が家庭裁判所への申立てを行います。また、市長申立て事業において、資産・収入等の要件を満たした方に対し、その申立て費用及び成年後見人等に対する報酬の助成を実施します。

さらに、経済的な理由により成年後見制度が利用できないことがないように、本人、親族申立て事業においても、市長申立て事業と同様に助成を実施します。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

身寄りのない方が判断能力を欠く状態になり、市長が法定後見の申立てを実施したケースのうち、十分な資産がないなど一部のケースについて、法人として成年後見人を受任し、本人に代わって法律行為を行います。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある

障がいのある方などに、手話通訳や要約筆記を行う人を派遣し、意思疎通を支援します。

⑦ 日常生活用具給付事業

障がいのある方に、自立生活支援用具等の給付を行います。

⑧ 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方などの意思疎通支援に必要な手話奉仕員を養成します。

⑨ 移動支援事業

屋外での移動に著しい困難がある方に、外出のための支援を行います。

⑩ 地域活動支援センター機能強化事業

創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流などを行う地域活動支援センターに対する運営費補助を行い、障がいのある方の地域生活の支援を促進します。

⑪ 発達障害者支援センター運営事業

発達障害者支援センターを拠点として、自閉症など発達障がいのある方や家族に対する支援を総合的にを行います。

⑫ 障がい児等療育支援事業

障がいのある方やその家族の地域生活を支えるため、専門の職員が、保育所等への療育指導や療育支援を行います。

⑬ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者を養成します。

⑭ 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣します。

⑮ 精神障害者地域生活支援広域調整等事業

ア 地域生活支援広域調整等事業

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムを構築するために、保健、医療、福祉関係者による協議を行います。

イ 地域移行・地域生活支援事業

精神障がいのある方の視点を重視した支援を充実させる観点や、入院中の精神障がいのある方の退院に向けた意欲を喚起する観点から、ピアサポートを活用します。

ウ 災害時心のケア体制整備事業

災害時などの緊急時においても、専門的な心のケアに関する対応が円滑に行われるよう、専門的なケアを必要とする方のための日常的な相談体制の強化を図ります。

⑯ 発達障がい者支援地域協議会による体制整備事業

【再掲：発達障がい者支援地域協議会の開催】

発達障がい児者やその家族、学識経験者、医療、保健、福祉、教育、労働等の関係者が地域における支援体制整備の充実について協議を行う協議会を開催します。

II 地域生活支援事業（任意事業）

①7 福祉ホームの運営

現に住居を求めている障がいのある方に対して、低額な料金で居室その他の設備を利用いただくとともに、日常生活に必要な支援を行います。

①8 訪問入浴サービス事業

入浴者を自宅に派遣して入浴サービスを提供し、身体に障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ります。

①9 生活支援事業（生活訓練等事業）

障がいのある方などに対して日常生活上必要な訓練などを行います。

②0 日中一時支援事業

障がいのある方などの家族の就労支援及び日常的に介護している家族の一時的な休息をはかるために、障がいのある方などを一時的に預かり介護します。

②1 児童発達支援センター等の機能強化

【再掲：障がい児地域支援マネジメント事業の実施】

地域に配置された障がい児地域支援マネージャーが、担当地区内の障害児通所支援事業所を訪問して、療育情報の把握と提供、療育への技術支援や関係機関との支援調整を行います。

②2 レクリエーション活動等支援

札幌市障がい者スポーツ大会を開催し、障がいのある方などが社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

②3 点字・声の広報等発行事業

文字による情報入手が困難な障がいのある方のために、点訳、音訳、その他のわかりやすい方法により、広報さっぽろの情報等、障がいのある方が地域生活を送る上で必要度の高い情報を定期的に提供します。

②4 奉仕員養成研修事業

視覚に障がいのある方などの意思疎通支援に必要な点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成します。

②5 自動車改造補助事業

自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

(2) 地域生活支援促進事業

【概要】

地域生活支援促進事業とは、地域生活支援事業で定める事業に加え、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施するため、国として促進すべき事業として位置づけられたものです。

【実施主体】

地域生活支援促進事業は、市町村が行う市町村地域生活支援促進事業と、都道府県が行う都道府県地域生活支援促進事業に分かれます。札幌市では市町村地域生活支援促進事業を実施します。事業によっては、その全部または一部を団体等に委託して実施します。

① 障がい者ICTサポート総合推進事業

障がいのある方の情報通信技術の利用機会や活用能力の格差是正を図るための総合的なサービス提供拠点として、「札幌市障がい者ICTサポートセンター」を設置し、自立と社会参加を促進することを目的に、ICTに関する利用相談や情報提供、パソコン講習、パソコンボランティアの養成及び派遣を行います。

② 障がい者虐待防止対策支援事業

障害者虐待防止法に基づき障がい者虐待相談窓口を設置するとともに、夜間・休日対応のための緊急窓口にて24時間365日の通報受付を行います。また、セミナーなどの開催や啓発リーフレット配布等、虐待防止に関する普及・啓発により未然防止や早期発見に努めるとともに、関係機関などとの情報共有や連携強化を図ることで、迅速かつ適切な支援を可能とする体制の整備を進めます。

③ 重度訪問介護利用者の大学就学支援事業

重度障がい者が就学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間、重度障がい者に対して就学に必要な身体介護等を提供し、障がいのある方の社会参加を促進します。

④ 重度障がい者等就労支援事業

重度障がい者等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を実施します。

⑤ 特別促進事業

ア 施設入浴サービス事業

施設の入浴設備を利用して入浴の機会を提供し、身体に障がいのある方の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

イ 重度身体障がい者寝具洗濯乾燥事業

寝たきりの重度身体障がいのある方が自宅で使用している寝具などの洗濯乾燥を行うことで、身体の清潔の保持、心身機能の維持などを図ります。

ウ 身体障がい者あんしんコール事業

ボタンを押すだけで受信センターにつながる通報機器を自宅に設置し、健康などの相談に24時間対応するほか、受信センターから定期的な連絡（月1回程度）を行うことで安否を確認します。

⑥ 発達障がい者支援体制整備事業

【再掲：発達障害者支援センターによる機関支援・研修等】

発達障害者支援センターにおいて、福祉、教育、司法等の関係機関に対し、発達障がいに関する専門的な助言などの機関支援を行います。特に、発達障害者地域支援マネージャーは、二次障がいや行動障がいがあるなど、支援が困難な事例への専門的な助言、関係機関の連携調整などの機関支援を行います。

また、見た目では分かりづらい発達障がいの特性に関する理解が深まるよう、外部機関や地域住民への研修、普及啓発を実施します。

⑦ 医療的ケア児等総合支援事業

【再掲：医療的ケアを必要とする障がいのある子どもの支援関係】

医療的ケアを必要とする障がいのある子どもを支援する学校や事業所等へのサポート医師による巡回指導等を実施するとともに、医療的ケア児支援者養成研修の充実により、地域におけるサポート体制づくりを推進します。

⑧ 発達障がい児者及び家族等支援事業

【再掲：ペアレントトレーニング等の支援プログラムの実施】

保護者が子どもの発達障がいの特性を理解することや、適切に対応するための知識や方法を身につけることを支援するため、ペアレントプログラム（主に子どもの観察方法を身につける）やペアレントトレーニング（主に子どもへの対応方法を身につける）を実施します。

また、ペアレントプログラムやペアレントトレーニングの支援スキルを修得するための研修を実施します。

【再掲：ペアレントメンターの養成】

発達障がい児の子育て経験のある保護者が、その育児経験を活かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない保護者に対して相談を行うペアレントメンターの養成を行います。

【再掲：ピアサポート活動支援の実施】

発達障がいのある方や保護者、家族同士が集まり、お互いの悩みの相談や情報交換を行うピアサポートの支援を実施します。

⑨ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業

【再掲：保健・医療・福祉関係者による協議】

保健、医療（精神科）、福祉、介護、障がいのある方やそのご家族の参加を得て、地域包括ケアシステムの構築について協議します。また、札幌市の実情に応じた目標設定や取組、評価を行います。

【再掲：精神障がいのある方の障害福祉サービス種別ごとの利用者数】

地域包括ケアシステムを構築するため、精神障がいのある方の障害福祉サービスの利用状況を把握し、協議の場における検討等に活かしていきます。

⑩ 入院者訪問支援事業

訪問支援員が精神科病院を訪問し、面会を希望する入院患者の話を丁寧に聴きつつ、入院中の生活に関する一般的な相談に応じることや必要な情報提供を行う等の取組を実施します。

(3) その他の社会参加にかかる支援

すべての人の社会参加において就労は重要な要素のひとつであり、障がいのある方にとってもそれは同じであることから、障がいのある方の雇用促進や職場定着に向けた支援が必要です。

また、障がいのある方の地域における社会参加を促進するためには、多様なニーズを踏まえた支援が必要です。障がいのある方が、文化芸術を鑑賞する機会または創造や発表などの多様な活動に参加する機会を創出したり、視覚などに障がいのある方の読書環境の整備・充実を図ります。

① 障がい者就業・生活相談支援事業

障がいのある方の雇用の促進と就労の安定を図るため、就業や日常生活の支援を行うとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して「ジョブサポーター」や支援員による雇用促進・職場定着支援を図ります。

② 創造の機会の拡大

各種教養・文化活動を札幌市身体障害者福祉センターにおいて実施するとともに、障がいのある方のための参加型の音楽ワークショップを実施します。

③ 作品等の発表の機会の確保

障がい者週間記念事業の一環として実施する楽芸会（障がい者の文化芸術の発表会）などの開催を通じて、作品等の発表・鑑賞の機会を提供します。

④ 視覚等に障がいのある方の読書環境の整備

視覚等に障がいのある方に情報提供を行うインターネットを利用した図書館（サピエ）の活用など、読書環境の整備を図ります。

だい しょう けいかく すいしん む 第6章 計画の推進に向けて

1 けいかく すいしんたいせい 計画の推進体制

本計画は、障がいのある方もない方も誰もが互いにその個性や能力を認め合い、共生する社会の実現を目指すための障がい者施策に関する総合的な計画です。本計画における各種施策の推進にあたっては、庁内関係部局が連携して、障害のある人のニーズに十分応えられるよう協力体制を築いていきます。

また、障がい者施策を推進するにあたって、当事者団体や特定非営利活動法人、事業者、ボランティア団体等と必要かつ十分な連携を図っていくとともに、情報を共有していきます。

さらに、障がい者施策を検討、実施するにあたっては、当事者が積極的に参加することが必要です。あらゆる機会を捉えて、障がいのある方やその家族などのニーズや意見を把握し、それを施策に反映させていくことに努めるとともに、当事者と行政が手を携えて本計画の推進に取り組んでいきます。

2 さっぽろししょう しやしきくすいしんしんぎかい 札幌市障がい者施策推進審議会

障害者基本法の規定に基づき、札幌市の障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進につき調査審議する附属機関として、札幌市障がい者施策推進審議会条例により設置しています。名簿及び条例は資料編参照



3 計画の進捗管理と評価・公表

本計画の策定により推進していく施策は広範囲にわたります。そのため、計画の進捗管理や評価等にあたっては、庁内関係部局が連携して取り組んでいきます。

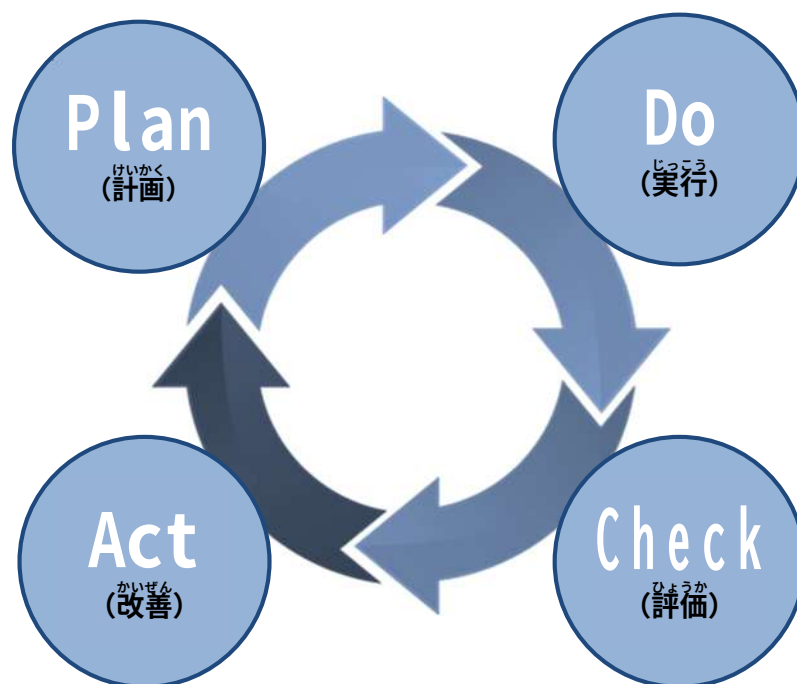
また、本計画の策定にあたっては、目指すべき「基本理念」の下に3つの「基本目標」と10の「基本施策」を体系付けて、取組を展開しています。引き続き、これらの進捗状況を把握していくことで計画の進捗管理を行っていきます。

あわせて、障害福祉サービス等の提供の確保に向けては、成果目標やサービス量見込み等の進捗状況のほか、「障がいのある方にとって地域で暮らしやすいまちであると思う障がいのある方の割合」など、障がい当事者の声を引き続き把握し、対応していくこととします。

なお、本計画を運用している間でも、社会情勢や障がいのある方を取り巻く環境は常に変化しています。近年では自然災害の多発や感染症の流行とその対応等により、障がいのある方をはじめ、市民生活そのもののあり方にも大きな影響と変化があると考えられます。

そのため、本計画の運用にあたっては、引き続き「PDCAサイクル」を導入して、毎年度の進捗状況を取りまとめ、その結果を札幌市障がい者施策推進審議会のほか、札幌市自立支援協議会や札幌市精神保健福祉審議会などの関係附属機関に報告し、評価を行った上で、市民に公表していきます。

なお、評価等によって改善等が必要となる場合は、施策の取組の方向性や設定した成果目標等を見直すなどし、本計画を着実に進めていくこととします。





1 さっぽろ障がい者プラン2024の取組状況

さっぽろ障がい者プラン2024では、障がい（児）福祉計画として2024年度（令和6年度）から2027年度（令和8年度）において、6つの成果目標を設定し取り組んでいます。各成果目標の重点取組を振り返ります。

（1）成果目標1 入所施設の入所者の地域生活への移行

重点取組	2025年度（令和7年度）実績
地域移行支援・地域定着支援	・地域移行支援：実利用者数28人 ・地域定着支援：実利用者数47人

（2）成果目標2 地域生活支援の充実

重点取組	2025年度（令和7年度）実績
ひきこもりや8050等の孤独・孤立問題への対応に向けた支援機関の連携強化	・生活困窮分野の会議体を活用した、孤独・孤立対策に係る全市版ネットワーク会議を実施

（3）成果目標3 福祉施設から一般就労への移行等

重点取組	2025年度（令和7年度）実績
重度障がい者等就労支援事業	・支給決定数：30名 ・訪問介護18名、同行援護12名、（通勤支援：18名、職場介助：27名）

（4）成果目標4 障がい児支援の提供体制の整備等

重点取組	2025年度（令和7年度）実績
札幌市医療的ケア児支援検討会における成人期への移行に係る検討	・札幌市医療的ケア児支援検討会：開催回数2回

(5) 成果目標5 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

重点取組	2025年度（令和7年度）実績
事業所の質の向上	・事業所への運営指導について、国の指針（概ね3年に1度）の頻度確保と質の向上に向け、事務の一部を外部委託し指導体制を強化した。 ・児童発達支援及び放課後等デイサービスについて、サービスの質を確保するため、外部有識者を含む選定委員会により市独自の基準を策定し、基準を満たす事業者を選定する制度を導入した。 ・就労継続支援B型について、サービス供給過多を踏まえ新規指定を一時停止（令和8年1月～）したほか、既存事業者への条例遵守徹底や在宅就労運用の見直し等により質の向上を図った。

(6) 成果目標6 障がいのある方に対する理解促進

重点取組	2025年度（令和7年度）実績
心のバリアフリー研修の実施	・市民向け（1回）…61名（対面） ・企業向け（1回）…41名（対面） ・上記研修の動画配信…438回

2 2025年度（令和7年度）障がい児者実態等調査概要

(1) 調査概要

本調査は、さっぽろ障がい者プラン2024の一部改定作業を含めた札幌市の障がい福祉施策に係る今後の方向性を検討するために、障がいのある方の生活実態や取り巻く課題等を調査・分析することを目的として実施しました。具体的な調査対象等は以下のとおりです。

<アンケート調査>

障がい者、障がい児、施設入所者、精神科病院入院患者、障害福祉サービス等事業所、企業及び市民を対象としたアンケート。調査期間は、令和8年（2026年）1月26日～令和8年（2026年）2月16日（企業調査のみ令和8年（2026年）2月19日～令和8年（2026年）3月6日）。基準日は令和7年（2025年）12月1日時点。

調査種別	調査対象	抽出数	回収数	回収率
障がい者調査	・札幌市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の被交付者 ・特定医療費（指定難病）受給者証所持者 （いずれも18歳以上）	6,450	2,164	33.6%
障がい児調査	・札幌市内に居住する身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の被交付者 ・特定医療費（指定難病）受給者証所持者 （いずれも18歳未満）	1,050	430	41.0%
施設入所者調査	・札幌市内の障がい者入所施設の利用者	28	14	50.0%
精神科病院入院患者調査	・札幌市内の精神科病院の入院患者	37	11	29.7%
市民調査	・札幌市内に居住する18歳以上の市民	3,000	969	32.3%
事業所調査	・札幌市が指定している障害福祉サービス等提供事業所	1,350	402	29.8%
企業調査	・札幌市内に所在する企業	1,000	245	24.5%

<ヒアリング調査>

アンケート調査では把握が難しい実態・課題に関する障がい当事者団体、障害福祉サービス等事業所、企業へのヒアリング。調査期間は令和7年（2025年）12月～令和8年（2026年）1月。

団体区分	主なヒアリング内容	団体数
障がい当事者団体	障がいがある方の生活のしづらさ 地域の潜在的な課題・ニーズ	11
障害福祉サービス等事業所	障がいのある方の就労や人材確保	4
企業	障害者差別解消法や心のバリアフリーの 認知度及び障がい者雇用	4

(2) 調査結果

調査結果については、代表的な設問の結果を第4章「障がい者施策の推進（障がい者計画）」の各基本施策に掲載しています。

その他の結果は、「令和7年度札幌市障がい福祉施策に係る障がい児者実態等調査報告書」を札幌市のホームページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

【ホームページURL】

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/plan/r7tyousa.html>

(3) ヒアリングにおける主な御意見

ヒアリングで障がい当事者から寄せられた主な御意見を以下に掲載します。

- どの相談支援事業所も余裕がなく、新規に相談をしたいと思っても、待機が長いことがほとんどで、相談に繋がらない場合もある。相談支援専門員の質の向上と、必要な数の確保が必要である。
- 障がい者に対する偏見から、アパートの入居を拒否される場合がある。
- ヘルパー不足も深刻で、特に強度行動障がいを伴う場合や2人体制が必要な場合は、福祉車両の有無も含め、希望する条件でのサービス利用が困難な状況がある。
- 将来的な「親亡き後」の生活設計に対する不安は大きく、当事者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、家族の努力に依存するのではなく、地域全体でのネットワーク作りや、必要な施設やサービス等事業所の確保等が必要である。
- 福祉サービスの利用について、制度を知らないために支援につなげていない層が依然として多い。
- 放課後等デイサービスを利用していただければ帰宅が18時であったが、高校卒業後に生活介護を利用するとなると帰宅が早まるため、本人も家族も生活を大きく変えざるを得ない。
- 無関心層へ届く周知啓発が必要である。

3 札幌市障がい者施策推進審議会条例

昭和46年12月21日条例第48号
昭和58年5月条例第14号
平成6年3月条例第3号
平成10年3月条例第5号
平成11年10月条例第39号
平成12年12月12日条例第55号
平成24年2月28日条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、障害者基本法（昭和45年法律第84号。以下「法」という。）第36条第3項の規定に基づき、同条第1項の合議制の機関（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
一部改正〔平成24年条例1号〕

(名称)

第2条 審議会の名称は、札幌市障がい者施策推進審議会とする。
追加〔平成24年条例1号〕

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 障害者（法第2条第1号の障害者をいう。以下同じ。）
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が適当と認める者

一部改正〔平成24年条例1号〕

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

一部改正〔平成24年条例1号〕

(臨時委員)

第5条 審議会に、専門の事項を調査させるため、臨時委員を置くことができる。

2 臨時委員は、学識経験のある者、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちから、市長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

一部改正〔平成24年条例1号〕

(会長)

第6条 審議会に、会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

一部改正〔平成24年条例1号〕

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

一部改正〔平成24年条例1号〕

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、保健福祉局において行う。

一部改正〔平成24年条例1号〕

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

一部改正〔平成24年条例1号〕

附 則

1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。

2～6 省 略

7 札幌市特別会計条例（昭和39年条例第6号）の一部改正〔省 略〕

附 則（昭和58年条例第14号）

1 この条例の施行期日は、市長が定める。（昭和58年規則第26号で昭和58年6月1日から施行）

2・3 省 略

附 則（平成6年条例第3号）

1 この条例は、心身障害者対策基本法の一部を改正する法律（平成5年法律第94号）附則第1項ただし書の政令で定める日（平成6年6月1日）から施行する。ただし、第1条の改正規定（「心身障害者対策基本法」を「障害者基本法」に改める部分に限る。）並びに第4条の見出し及び同条の改正規定（「学識経験のある者」の次に「、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者」を加える部分を除く。）は、公布の日から施行する。

2 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部改正〔省 略〕

附 則（平成10年条例第5号抄）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第39号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

2・3 省 略

- 4 この条例の施行の際現に札幌市障害者施策推進協議会の委員である者（関係行政機関の職員のうちから委嘱された者に限る。）の任期については、平成11年7月28日から起算して第4条の規定による改正後の札幌市障害者施策推進協議会条例第3条の規定を適用する。

附 則（平成12年条例第55号抄）

- この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成24年条例第1号）

- 1 この条例は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号の政令で定める日から施行する。（平成24年政令第144号で平成24年5月21日から施行）
- 2 この条例の施行の際現に改正前の第2条第2項の規定により委嘱された札幌市障害者施策推進協議会の委員（以下「旧協議会委員」という。）である者は、この条例の施行の日に、改正後の第3条第2項の規定により、札幌市障がい者施策推進審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委嘱されたものとみなされる委員の任期は、改正後の第4条の規定にかかわらず、同日における旧協議会委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 札幌市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

さっぽろししょう しゃし さくすいしんしんぎ かいいいんめい ぼ **4 札幌市 障がい者施策推進審議会委員名簿**

けいしやうりやく おんじゆん
 (敬称略・50音順)

	しめい 氏名	やくしよくめいどう 役職名等
1	◎ あさか ひろふみ 浅香 博文	さっぽろししんたいしょうがいしゃふくしきしょうかい かいちよう 札幌市身体障害者福祉協会 会長
2	いしやま たかひろ 石山 貴博	さっぽろしせいしんしょうがいしゃかいふくしや れんごうかい かいちよう 札幌市精神障害者回復者クラブ連合会 会長
3	いわや じゅんこ 岩谷 純子	さっぽろしみんせいいいんじどういいんきょうぎかい かいちよう 札幌市民生委員児童委員協議会 会長
4	おかざき えりこ 岡崎 江里子	さっぽろこうきょうしよくぎょうあんていじょ どうかつしよくぎょうしどうかん 札幌公共職業安定所 統括職業指導官
5	こんどう ひさえ 近藤 久江	さっぽろししかくしょうがいしゃふくしきしょうかい かいちよう 札幌市視覚障害者福祉協会 会長
6	すずき ひろし 鈴木 洋史	ほつかいどうなんびょうれん そうだんかちよう 北海道難病連 相談課長
7	たかすぎ けいいち 高杉 圭一	さっぽろしせいしんしょうがいしゃかそくれんごうかい ふくかいちよう 札幌市精神障害者家族連合会 副会長
8	ときざき ゆみ 時崎 由美	さっぽろちくじゅうしょうしんしんしょうがいじ (しゃ) をまもるかい りじ 札幌地区重症心身障害児(者)を守る会 理事
9	ながえ ちかこ 長江 睦子	さっぽろして いくせいかい かいちよう 札幌市手をつなぐ育成会 会長
10	なかはら あきら 中原 明	しゃかいふくしほうじん さつおやかい りじちよう 社会福祉法人 札幌親会 理事長
11	はいの がく 灰野 楽	さっぽろししゃかいふくしきょうぎかい ちいきふくしぶちよう 札幌市社会福祉協議会 地域福祉部長
12	はなだ ひろよし 花田 裕芳	さっぽろしちゅうとしつちよう なんちようしゃきょうかい かいちよう 札幌市中途失聴・難聴者協会 会長
13	ひろしま たかし 廣島 孝	ほつかいどうりつしんしんしょうがいしゃそうごうそうだんしよ しよちよう 北海道立心身障害者総合相談所 所長
14	ますみつ としゆき 益満 等之	しりつほうめいこうとうしえんがっこう こうちよう 市立豊明高等支援学校 校長
15	○ やすい ともやす 安井 友康	ほつかいどうきょういくだいがく きょうじゆ 北海道教育大学 教授
16	やながわ くみこ 柳川 久美子	ほつかいどうちゅうしやうきぎやうかどうゆうかいさっぽろし ぶ いんくろーしぷいいんかい 北海道中 小企業家同友会札幌支部 インクルーシブ委員会 委員長
17	やまうち まゆみ 山内 まゆみ	さっぽろしたいふじゆうじしきふ ぼかい かいちよう 札幌肢体不自由児者父母の会 会長
18	やましる ひろし 山代 弘	さっぽろしほうしよしかい しほうしよし 札幌司法書士会 司法書士

※ しめいらん 氏名欄の「◎」は会長、「○」は副会長

ねん がつげんざい
2026年9月現在

5 札幌市障がい者施策推進審議会計画検討部会委員名簿

(敬称略・50音順)

	氏名	所属団体等
1	◎ 浅香 博文	札幌市身体障害者福祉協会 会長
2	石橋 達勇	北海学園大学工学部 教授
3	石山 寛博	札幌市精神障害者回復者クラブ連合会 会長
4	河内 哲也	北海道社会福祉事業団もなみ学園 学園次長
5	○ 近藤 尚也	北海道医療大学看護福祉学部 准教授
6	鈴木 洋史	北海道難病連 相談課長
7	高杉 圭一	札幌市精神障害者家族連合会 副会長
8	高張 峰治	社会福祉法人みなみ会 相談室みなみ 管理者
9	時崎 由美	札幌地区重症心身障害児(者)を守る会 理事
10	長田 じゅん子	北海道学習障害児・著親の会クローバー 理事・事務局 長
11	那須 美智代	札幌市手をつなぐ育成会 福祉施策推進部長
12	原田 千代子	札幌みんなの会 事務局 長
13	平方 敦	社会福祉法人札幌報恩会 就業・生活相談室しんさっぽろ 所長

※ 氏名欄の「◎」は部会長、「○」は副部会長

2026年6月現在

6 パブリックコメント

(パブコメ後記載)

計画案について 2023年12月21日から 2024年1月25日までの間、パブリックコメントを実施し、市民のみならず多くの御意見をいただきました。

(1) 意見提出者・件数

13人・64件

(2) 意見の内訳

分類	件数
第2章 札幌市の現状と課題	4件
第3章 計画の基本的な考え方	1件
第4章 障がい者施策の推進（障がい者計画等）	39件
第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画	14件
資料編	2件
計画全体に関する意見	3件
その他の意見	1件
合計	64件

(3) 寄せられた主な意見と市の考え方

＜第2章：札幌市の現状と課題＞

【意見】 成果目標6「障がいのある方に対する理解促進」について、目標値60%とありますが、制度・人材不足・相談室・街のハード・ソフト面等でも障害児者ともまだまだ理解促進は実績数から見ても達成していない改善面が多数あります。

【考え方】 障がいのある方に対する理解促進は、プランの目指す障がいのある方が暮らしやすい地域とするためにも重要な課題と考えております。今後も、手法の改善を重ねながら障がい福祉を担う人材確保や障害者差別解消法の普及啓発などに取り組んでまいります。

＜第4章：障がい者施策の推進（障がい者計画等）＞

【意見】 基本施策1の差別解消・権利擁護の推進・虐待の防止について、関心のない市民にどう情報を届けるかを政策に盛り込んで欲しいです。また、大々的に周知を行って欲しいです。

【考え方】 障がいのある方への偏見や無理解を解消するためには心のバリアフリーの涵養が重要と考えております。今後も、街頭ビジョンに

おけるコマーシャル動画の放映や地下鉄車内ステッカーの掲出など、無
関心層への浸透を図ってまいります。

＜計画全体に関する意見＞

【意見】「医療型児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援」について、
令和6年4月に施行される改正児童福祉法では、「福祉型児童発達支援
センター」と「医療型児童発達支援センター」が一元化され、「医療型
児童発達支援」というサービス類型自体が無くなることになっています。
改正児童福祉法施行に伴って、『障害福祉サービス等及び障害児通所
支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（こども家庭庁・厚生
労働省告示）』では、第3期障害児福祉計画での、「医療型児童発達支援」
利用児童数及び量の見込み設定を求められていません。
従って法律上に位置づけの無くなる「医療型児童発達支援センター」
や「医療型児童発達支援」についての記載は不要と考えます。あわせて、
「児童発達支援センター」や「児童発達支援」について、「医療型児童
発達支援センター」や「医療型児童発達支援」との一元化を前提とした
記載が必要ではないかと考えます。

【考え方】令和6年4月施行の改正児童福祉法を踏まえ、これまで「医療型児童
発達支援センター」「医療型児童発達支援」と記載していたものについて
は、「児童発達支援センター」及び「児童発達支援」に修正します。
法改正では経過措置が設けられる予定であり、現在、各施設においては
一元化への移行準備中ですが、一元化後も旧医療型における治療も行
う施設であることがわかるように、それぞれのサービスについて、
(旧福祉型)、(旧医療型)の区別を追記します。

(4) 計画案からの修正点

修正箇所	修正前	修正後
17 ページ	福祉型児童発達支援センター	児童発達支援センター（旧福祉型）
17 ページ	医療型児童発達支援センター	児童発達支援センター（旧医療型）
91 ページ	医療型及び福祉型児童発達支援センタ	児童発達支援センター
125 ページ	医療型児童発達支援	児童発達支援（医療型）
132 ページ	② 医療型児童発達支援 日常生活における基本的な動作の 指導、理学療法等の機能訓練などの 支援を行います。	② 児童発達支援（旧医療型） 日常生活における基本的な動作の 指導、集団生活への適応訓練、理学 療法等の機能訓練などの支援を行 います。

7 ようごしゅう 用語集

ページ	ことば 言葉	いみ 意味
1	ニーズ	求められているもの。需要
1	バリアフリー	社会の中にある様々な障壁を取り除くこと
1	アクセシビリティ	利用しやすさや近づきやすさのこと
1	合理的配慮	障がいのある方から「社会の中にあるバリア（障壁）を取り除くために何らかの対応が必要」との意思が伝えられたときに、行政機関等や事業者が、負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応を行うこと
1	ユニバーサルデザイン	すべての人が使いやすい設計
1	心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと
4	ビジョン	目指している将来の姿
4	えすでいーじーず S D G s	これからも続いていけるような、より良い社会の実現を目指す世界共通の目標
4	持続可能	これからも続いていくことができること
6	パブリックコメント	条例や計画などの一定の政策の策定に際し、政策の案と資料を公表し、それに対する意見や情報を広く募集し、寄せられた意見等を考慮して政策を決定するとともに、その意見等に対する考え方等を公表する仕組み
21	ちいきせいかつしえんきょてん 地域生活支援拠点	障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域で安心して暮らせる体制づくり
31	たようせい 多様性	様々な種類や傾向のものがあること
31	ほうせつせい 包摂性	包み込んで取り込むこと
32	じょうほう 情報アクセシビリティ	情報の受け取りやすさや利用しやすさ
32	ぴーでいーしーえー P D C A サイクル	計画して、実行して、見直しをして、次の計画に活かしていくという考え方
35	ケアラー	介護や看病、療育が必要な家族などを無償でサポートする人

ページ	ことば 言葉	いみ 意味
35	ヤングケアラー	ほんらい おとな 本来は大人がやるとされている家事や家族の世話を日常的に行っている子ども
35	ガイドライン	ほうりつ 法律やルールなどを守るための指針や方向性
36	デジタル社会	さまざま 分野 インターネットなどの通信技術を使うなど、暮らしやすくなる社会
38	権利擁護	しょう 障がいのある方など、立場が弱いとされている方の権利を守るための取組
38	国連サミット	こくれん かめいこく 国連加盟国の首脳が参加する国際会議
38	ターゲット	たっせい ゴールを達成するための取組内容
41	重症心身障がい児者	じゅうど 重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態にある子どもや成人した重症心身障がい児のこと
45	フォーラム	こうかいとうろん 公開討論をする場
45	ヘルプマーク	えんじょ 援助や配慮を必要としてい方が、そのことを周囲に知らせることができるマーク
45	ヘルプカード	きんきゅうれんらくさき 緊急連絡先や必要な支援内容などが記載できるカード
54	オストメイト	さまざま 病気や事故などにより、お腹に排泄のための「ストーマ（人工肛門・人工膀胱）」を造設した方のこと
55	シームレス	つぎめ 継ぎ目がなくスムーズなこと
64	カラーユニバーサルデザイン	しきかく 色覚の多様性に配慮して、すべての人に伝わる色使いを行うこと
64	スマートシティ	ぎじゅつ デジタル技術などを活用して、社会全体の効率化を図る都市
65	ICT	つうしん 通信や情報処理に関する技術

ページ	ことば 言葉	いみ 意味
65	でいーえつくす D X リスキリング	デジタルトランスフォーメーション (D X) の推進や新しい技術の導入に合わせて、業務を 続けながら新たなデジタル知識やスキルを学び、 変化する業務に適応する取り組みのこと ※デジタルトランスフォーメーションとは、ITやデジタル技術 を活用して、生活やビジネスをより良い方向へ劇的に変えること
74	ライフステージ	人生の変化の段階 (小学校に入る前、学校に通 っている時、大人になってからなど)
74	ピアサポーター	障がいや病気などの経験をもち、その経験を活 かしながら援助する人
75	はちまるごーまる もんだい 8050 (問題)	80歳代等の高齢の親が 50歳代等のひきこもり 状態にある子どもの生活を支えることで、世帯 全体が経済的・社会的に困窮・孤立すること
77	ペアレントメンター	自らも発達障害のある子どもの子育てを経験 し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを 受けた親
77	きょうどうこうどうしょう 強度行動障がい	自分の体を叩いたり、食べられないものを口に 入れたりするなど本人の健康を損ねる行動や、 他人を叩く、物を壊すなどの行動が著しく高い 頻度で起こるため、特別な配慮が必要な状態
78	ちいきほうかつ 地域包括ケアシステム	地域の一員として、安心して自分らしい暮らしを することができるよう、医療・障がい福祉・ 介護、住まい、社会参加 (就労)、地域の 助け合い、教育が包括的に確保された仕組み
80	キャリア	職業・技能上の経験、経歴
80	キャリアパス	自分が進んでいく職務経歴の道筋
80	キャリアラダー	キャリアアップのためのキャリア開発計画
85	ハイリスク	危険性が高いこと
87	ゲートキーパー	悩んでいる人に気づき、声をかけ、話をきい て、必要な支援につなげ、見守る人
88	コンシェルジュ	要望に応えたり、案内したりする人
94	コーディネーター	物事が上手にいくよう調整する人
97	医療的ケア児	人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等 の医療的ケアが日常的に必要な子ども

ページ	ことば 言葉	いみ 意味
99	マネジメント	求める成果や目標に沿って、組織として業務を管理すること
105	罹患 ^{りかん}	病気にかかること
107	ジョブコーチ	障がいのある方が仕事を始めるときに、職場に定着して長く働けるように支援する人
108	ジョブサポーター	障がいのある方が働く職場に入り、直接的な支援を行うスタッフ
108	ステップアップ	着実に進歩していくこと
109	スキルアップ	訓練などを通して自分の持つ能力を向上させること
114	ワークショップ	参加者の主体性を重視した体験型の講座、グループ学習、研究集会
120	にも包括 ^{ほうかつ}	「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の略称で、精神障害の有無や程度にかかわらず、だれもが地域社会の一員として安心して自分らしく暮らせる仕組みのこと
131	セルフプラン	障害福祉サービスや障害児支援を利用する際、相談支援専門員に依頼せず、本人や家族が自分で作成する「サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）」のこと
141	ペアレントトレーニング	子どもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示などの具体的な養育スキルを獲得すること
143	処遇改善 ^{しょくうかいぜん}	働く人の賃金や労働環境などの待遇を見直し、より良い条件へと引き上げること

※ ページは該当する言葉が最初に掲載されたページとします。

さっぽろ^{しょう}障がい者^{しゃ}プラン 2024 (改訂版^{かいていばん})

さっぽろ^{しょう}市障がい福祉^{ふくし}計画 (第8期^{だい き})

さっぽろ^{しょう}市障がい児福祉^{じ ふくし}計画 (第4期^{だい き})

2027^{ねん}年 (令和^{れいわ}9^{ねん}年) 3^{がつ}月 発行^{はつこう}

さっぽろ^{しょう}市保健福祉^{ほけんふくし}局 障がい保健福祉^{しょう ぼけんふくし}部 障がい福祉^{しょう ふくし}課

〒060-8611 さっぽろ^{しょう}市中央区北1条西2丁目^{さっぽろしちゅうおうくさだ しょうにし ちやうめ}

電話^{でんわ} 011-211-2936 ファクス 011-218-5181

